

第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度（2023年度）中間見直し

認めあい、支えあい、助け合える

ずっと住みたい笑顔のまちづくり



令和6年(2024年)3月

亀岡市

はじめに

これまで本市では、令和3年(2021年)3月に策定した「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念とした「第3期亀岡市地域福祉計画」に基づき、様々な福祉課題の解決に向け取組を進めてまいりました。

しかしこの間、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、また価値観やライフスタイルの多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって各種行事や地域活動が大幅に制限されるなど、地域住民のつながりが希薄化する状況を招いています。

また近年、長年ひきこもる子どもとそれを支える親の高齢化を形容する「8050問題」のような、高齢・障がい・子ども・生活困窮など、従来の分野別の相談支援体制では対応が困難な課題を抱える世帯が増加し、分野を問わない相談支援体制整備がますます重要になっております。

そしてこの度、こうした状況を踏まえ、本市では「第3期亀岡市地域福祉計画」の取組検証や課題整理を行い、現状に即した今後の施策の方向性や新たな取組等を盛り込んだ計画の中間見直しを行いました。

今回の中間見直しでは、誰もが安心して暮らしていけることができる地域づくりの実現に向け、地域を支える担い手の育成や災害時支援体制の強化など、生活支援体制の更なる充実を目指す新たな取組を盛り込むとともに、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応し、対象者に寄り添った長期的かつ継続的な支援を進めていくため、令和6年度(2024年度)から本格実施する重層的支援体制整備事業の実施計画を一体的に策定いたしました。

今後とも市民の皆様、関係機関、団体の皆様とともに、課題を抱えた人の支援や地域課題の解決に向けた各施策を着実に進め、地域福祉の推進に一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の見直しにあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました「亀岡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました関係機関、団体の皆様、また策定に御協力いただきました多くの方々から感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

亀岡市長 桂川 孝裕



第3期亀岡市地域福祉計画中間見直しの策定にあたって

地域福祉計画は、「福祉のまちづくり」を推進するための法定(社会福祉法)の計画です。いわゆる行政計画のひとつですが、施策・サービスの量的目標を定めその達成をめざす計画ではなく、市民と行政職員、福祉専門職員が協働して地域の福祉問題への対応や課題解決をめざす、「質的」な目標をもった計画であり、計画の理念や基本的考え方が重視されます。この計画に示めされている理念や基本的考え方の根底には、人権、共生、社会的包摂、ジェンダー平等、多様性の尊重といった考え方があります。説明すれば抽象的になるこれらの考え方を、福祉活動や福祉事業・福祉相談を通じて地域という場で具体化していく、そのための指針でありプログラムが地域福祉計画です。

この計画は「第3期亀岡市地域福祉計画」を動かしている期中のなかでの中間的見直しをおこなったものです。第3期の計画は「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念に様々な場で行きまわって成果を上げてきました。では、なぜ中間的な見直しを行うことになったのか。

理由のひとつは、社会の変化が急速で地域の福祉課題もより複雑で多様になっていることに応じて、より踏み込んだ施策の推進が必要になっていることです。そのひとつが、計画の後半にある「重層的支援体制整備」の推進です。もうひとつの理由は、地域での住民の福祉活動が大きく前に進んでいることや、福祉事業体からの地域へのアプローチもより積極的に進んでおり、次期の計画策定を待たずに、より積極的に後押しする必要があると判断したからです。地域福祉活動・ボランティア活動が面的な活動であるとすれば、個別的な支援システムである「重層的支援体制整備」をより関連させること、「面」と「個」の双方の活動やシステムの充実を図り、「福祉のまちづくり」を推進することが重要になっています。

この計画の目標は、「誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり」、「つながりによる福祉の基盤づくり」、「地域課題を解決する支援体制づくり」の三つです。その意味を再確認し、「第3期」の中間見直しによって、亀岡市の地域福祉が一層発展することを願っております。

令和6年(2024年)3月

亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員長

佛敎大学教授 岡崎 祐司

目次

第1章 計画見直しにあたって	1
1 計画見直しの目的	2
2 計画の位置づけと他計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 国や府の動向	5
5 地域福祉に関わる動向	7
第2章 本市を取り巻く環境	11
1 本市における現状	12
2 アンケート調査から見た状況	19
3 計画の中間評価	30
4 課題のまとめ	39
5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」	44
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	48
2 計画の基本目標	50
3 プログラムの体系	52
第4章 プログラムの展開	55
基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり	56
基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり	70
基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり	81
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	97
1 事業の目的	98
2 事業の概要	99
3 事業の推進体制	108
第6章 計画の推進に向けて	111
1 計画の推進体制	112
2 計画の点検・評価	113
基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり	114
基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり	114
基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり	115
資料編	117
1 基礎資料	118
2 地域福祉計画に盛り込むべき事項(抄)	126
3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	127
4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	128

目次<コラム>

<コラム>では、亀岡市の様々な取組を紹介しています



合理的配慮の提供とは～障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくり～	9
いきいき健幸ポイント制度	61
認知症高齢者等の事前登録制度～認知症の人の安全と家族の安心のために～	61
住民主体の移動支援について～暮らしを支え、すべての人の安心につなげるために～	66
万が一の災害に備えて～災害時の要配慮者支援～	69
亀岡市社会福祉協議会のサロン活動支援	73
あなたのまちの民生委員・児童委員	73
社会福祉協議会 ボランティアセンター	75
夏休み社会福祉体験学習～楽しく学ぼう☆福祉体験！仲間や思い出づくりにも！～	79
地域の身近な福祉と人権の拠点	80
自分のペースで交流できる「巡り堂」～若い世代の居場所づくり・つながりづくり～	80
社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	80
関係機関連携による支援体制～複雑で複合的な課題の解決に向けて～	83
妊娠期から子育て中のみなさんへの相談支援	87
福祉に関する困りごと相談～福祉なんでも相談窓口～	88
外国人の方のための相談窓口～かめおか多文化共生センター～	88
亀岡市子どもの権利条例～すべての子どもが幸せに育っていくために～	92
成年後見制度ってなに？～安心して暮らしていくために～	93

第1章 計画見直しにあたって



1 計画見直しの目的

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支えあい・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

亀岡市（以下「本市」という。）では、令和3年（2021年）の3月に「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念として、「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取組を進めてきました。

一方で全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で価値観・ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化してきており、日常生活に支援が必要な高齢者等の増加や地域を支える担い手不足など様々な課題が深刻化しています。また、コロナ禍が地域社会や市民生活に与えた影響は大きく、人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立やひきこもりなど複雑・複合化した課題を抱える人が増加しています。

今回の中間見直しでは、地域のつながりや関係機関との連携により様々な地域福祉課題に対して継続的、伴走的な支援を行うため、令和6年度（2024年度）から本格実施する重層的支援体制整備事業の実施計画を本計画と一体的に策定するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を検証し、誰もが安心して暮らしつつけることができる地域づくりの実現に向け、第3期亀岡市地域福祉計画の中間見直しを策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「第 5 次亀岡市総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「かめおか地域福祉活動計画」や福祉以外の分野における諸計画とも連携し、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、地域福祉の推進を図ります。

また、本市においては重層的支援体制整備事業実施計画を地域福祉計画に内包した形で策定することとしました。

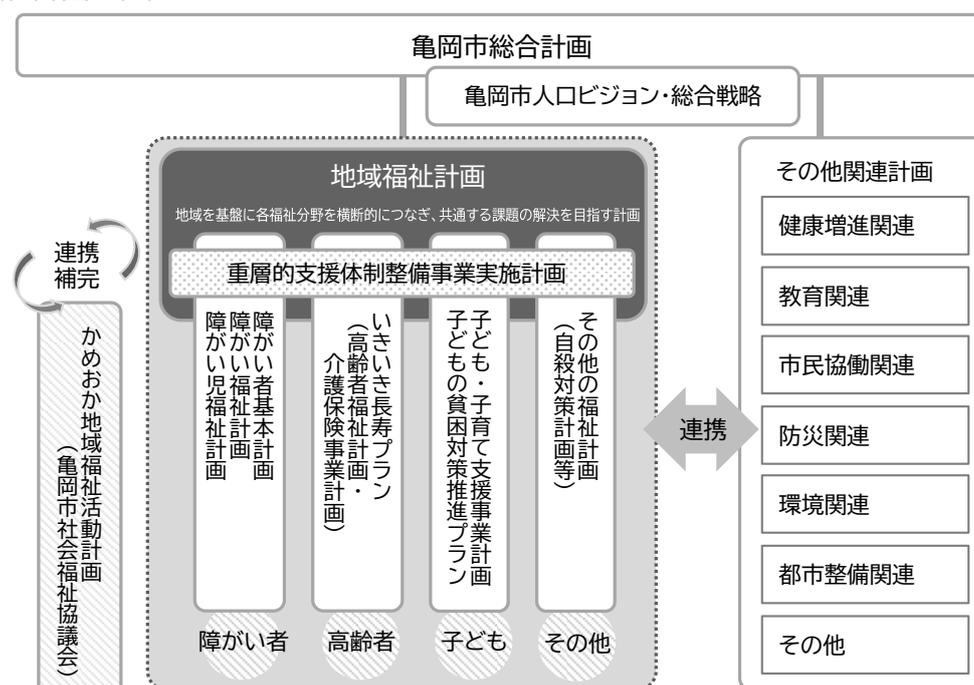
◆社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

◆地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間と
していましたが、今回の見直しに伴い、他の福祉関係計画である「亀岡市いきいき長寿プラン」や「亀岡市障がい者基本計画」等と計画期間を合わせ、整合性の取れた計画とするため、
計画期間を1年間延長し令和8年度（2026年度）までとし、計画期間を6年間とすることと
します。

◆各計画の計画期間

計画名	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
亀岡市総合計画	第4次基本構想					第5次基本構想					
	後期基本計画					基本計画					
本計画 (重層的支援体制整備事業実施計画)	改定亀岡市地域福祉計画					第3期亀岡市地域福祉計画					延長
			中間 見直し		策定			中間 見直し			策定
かめおか地域福祉活動計画 (亀岡市社会福祉協議会)	改定かめおか地域福祉活動計画					第3期かめおか地域福祉活動計画					
			中間 見直し		策定			中間 見直し			
障がい者基本計画	第3期計画					第4期計画					
					策定						策定
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期・第1期計画					第6期・第2期計画		第7期・第3期計画			
					策定		策定				策定
いきいき長寿プラン (高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画)	第7期計画					第8期計画		第9期計画			
					策定		策定				策定
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画					第2期計画					
				策定					策定		
子どもの貧困対策推進プラン						策定	第1期計画				
										策定	
かめおか健康プラン21	第2次計画										
				中間 見直し							策定
亀岡市自殺対策計画			策定	第1期計画					第2期計画		
								策定			
成年後見制度利用促進計画					策定	第1期計画		第2期計画			
					策定			策定			

4 国や府の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

国においては、平成28年（2016年）6月「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」に基づいて取組が進められており、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年（2017年）には社会福祉法が一部改正され、市町村の地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。さらに令和2年（2020年）の改正により、地域福祉推進の主体は地域住民であることが明文化され、包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無に関わらず計画に盛り込むべきとされました。

(2) 「重層的支援体制整備事業」の実施について

令和2年（2020年）、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正され、令和3年（2021年）4月には重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。この事業は、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を高年齢・障がい・子ども・生活困窮の各福祉分野が連携し、一体的に実施することが求められています。

(3)京都府の動き

京都府においては、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指して、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とする、「第4次京都府地域福祉支援計画」が令和6年（2024年）3月に新たに策定されました。

地域のつながりの希薄化や担い手不足、また住民の抱える課題の多様化・複合化といった地域福祉における課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による生活困窮やヤングケアラーといった新たな課題にも対応すべく、地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進や地域で支え合うための人材づくり、災害時にも強い地域福祉の推進などに取り組むとされています。また、福祉の枠を超えた幅広い施策との連携を推進し、多様な主体を巻き込むことで、人と人との絆やつながりを再生し、地域の様々な活動を活性化していくことが目指されています。

第4次京都府地域福祉支援計画

〈府の取組方向〉

- 1 地域における包括的な支援体制の整備
- 2 様々な地域福祉課題に対する取組
- 3 地域福祉を支える担い手の確保・育成
- 4 災害時にも強い地域福祉の推進

5 地域福祉に関わる動向

(1)生活困窮者自立支援

平成30年（2018年）10月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」のもと、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。施行後5年を経て、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により表面化した支援ニーズの複雑化・多様化などの新たな課題に対応するため、「生活困窮者自立相談支援事業の機能強化」や「子どもの貧困への対応」等を盛り込んだ、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しが進められています。

(2)介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降、団塊ジュニア世代が65歳に到達し、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症の人、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加など、ニーズの増加や多様化が見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進をしていく必要があります。

団塊世代が後期高齢者となる「2025年問題」に向けた令和6年（2024年）の介護保険制度改正では、増加する後期高齢者に向けた持続可能な社会保障制度の構築のため、介護情報基盤の整備、介護サービス事業者の財務可視化、サービス内容の明確化、地域包括支援センターの強化などが盛り込まれ、効率的なサービス提供と制度の持続性確保が目指されています。

(3)保健・健康づくり

これまで国においては、平成25年（2013年）に策定された「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」のもと、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指して、目標達成のための取組が進められてきました。令和4年（2022年）には最終評価が行われ、それを受けて、個人の健康問題が多様化する中で「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、「誰一人取り残さない健康づくり」の展開と「より実効性をもつ取組の推進」を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示した「健康日本21（第三次）」が令和6年（2024年）に開始されます。

(4)児童福祉・子ども・子育て支援・若者支援

子どもとその保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、児童虐待がかつてなく増加している状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年（2022年）6月に児童福祉法が改正されました。

同じく令和4年（2022年）6月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が成立し、また、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が令和5年（2023年）4月に設置されました。

また、違法・有害情報の氾濫などの子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート・ひきこもり・不登校・発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化という状況を受け、平成22年（2010年）4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、乳幼児期から広く30代までをその対象として、総合的な子ども・若者育成支援施策が推進されてきました。

その後、コロナ禍も含め情報化、国際化、少子高齢化の進展により、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、多くの子ども・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、問題は深刻化しています。令和3年（2021年）4月には第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、子ども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

(5)障がい者福祉

令和4年（2022年）12月に障害者総合支援法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法などの8法が一括改正され、障がいのある人の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対応する支援および障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれました。障がいのある人や難病患者が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築が目指されています。

また、令和3年（2021年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年（2022年）には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、様々な法整備が進められています。

(6)人権三法

平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、また同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)という差別を解消するための3つの法律が施行されました。また、令和5年(2023年)6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されています。これらの法律は、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指すものです。令和3年(2021年)5月には障害者差別解消法の一部が改正され、令和6年(2024年)4月から、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務とされます。

また、いまだに残る差別やインターネットを介して拡散される差別的言説など新たに生まれる差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じるものがない、生きることの「幸せ」を感じ取れる社会を築くことが求められています。

〈コラム〉 合理的配慮の提供とは

～障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくり～

普段の生活の中で提供されている設備やサービスには、障がいのある人にとっては利用が難しく、活動が制限されてしまう場合があります。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除く何らかの意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、必要で合理的な配慮を行うのが、「合理的配慮の提供」です。

令和6年(2024年)4月から、民間事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。

◆民間事業者って？

商業をはじめ、営利・非営利、個人・法人を問いません。ボランティア団体や、クラブ・サークル団体、自治会も対象になります。

◆このような取組が合理的配慮にあたります



物理的環境への配慮

車椅子のまま着席できるよう、机に備え付けの椅子を片付けて、スペースを確保する



意思疎通への配慮

筆談やタブレット端末を使って会話したり、読み上げたり、その人にわかりやすい方法で伝える



ルール・慣行の柔軟な変更

文字の読み書きに時間がかかる人には、デジタルカメラ、スマートフォンなどで、ホワイトボードを撮影できることとする

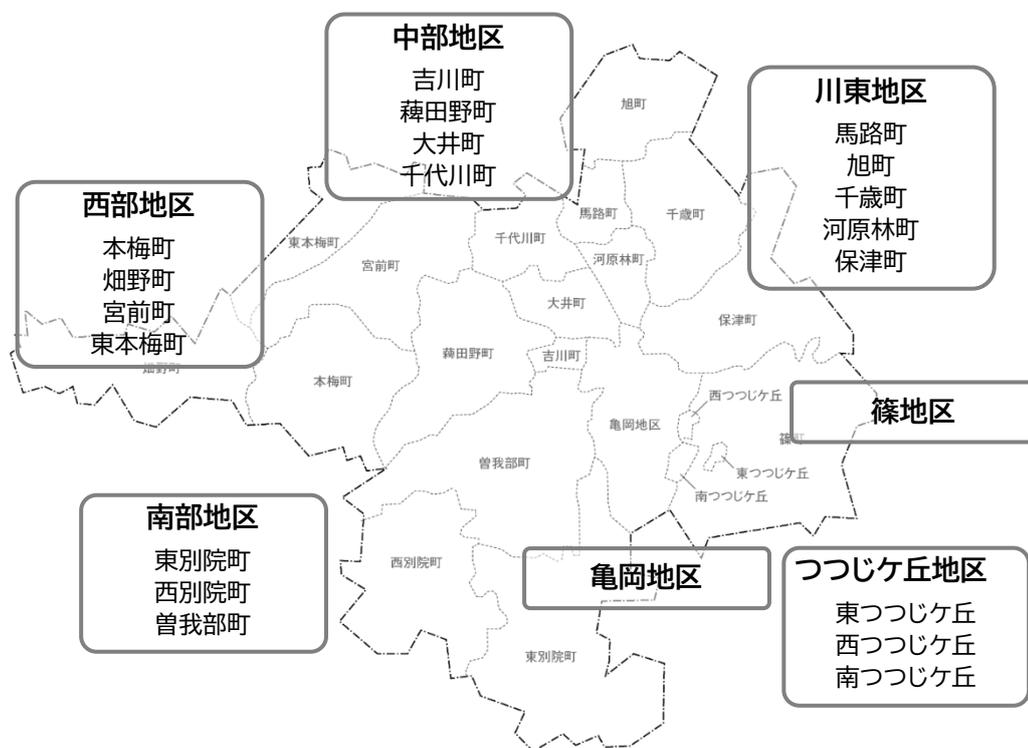
◆対話を行って、解決方法を一緒に考えます

一人ひとりの障がいに合わせて必要な対応を確認し、お互いの考えや事情を伝えあいながら、納得できる方法を一緒に考えることが大切です。

◆国の主な動き

年	地域福祉	高齢者	障がい者	子ども・若者
H27 (2015)	生活困窮者自立支援法施行	医療介護総合確保 推進法施行		子ども・子育て支 援法施行
「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書				
H28 (2016)	厚生労働省通知「社会福祉 法人の「地域における公益 的な取組」について」		障害者総合支援法 及び児童福祉法一 部改正 発達障害者支援法 一部改正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正 子供・若者育成支援 推進大綱(第2次)策定
「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置				
H29 (2017)	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定			
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定 ガイドライン提示	介護保険法改正		
H30 (2018)	厚生労働省通知「社会福祉法人 による「地域における公益的な 取組」の推進について」 生活困窮者自立支援法一部 改正			子ども・子育て支 援法一部改正
R1 (2019)	就職氷河期世代の調査の実 施			母子保健法一部改 正
R2 (2020)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定 ガイドライン提示	介護保険法改正		
R3 (2021)	重層的支援体制整備事業の 創設		医療的ケア児支援 法成立	子供・若者育成支援 推進大綱(第3次)策定
R4 (2022)	第二期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定			
	自殺総合対策大綱閣議決定		障害者情報アクセ シビリティ・コミュニ ケーション施策推 進法成立 障害者総合支援法 8法一括改正	児童福祉法一部改 正
R5 (2023)	孤独・孤立対策推進法成立	認知症基本法成立 介護保険法改正		こども基本法施行 こども家庭庁発足

第2章 本市を取り巻く環境

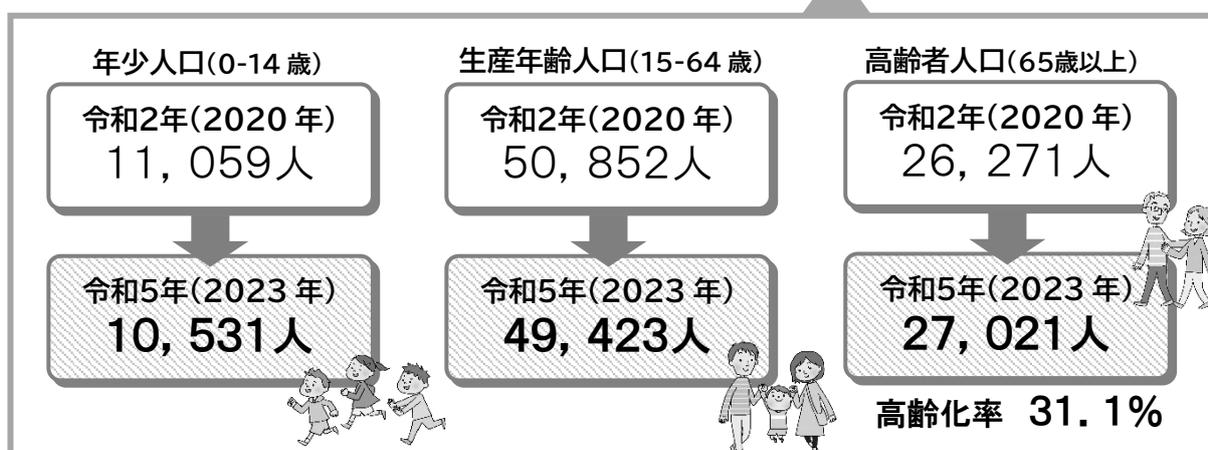
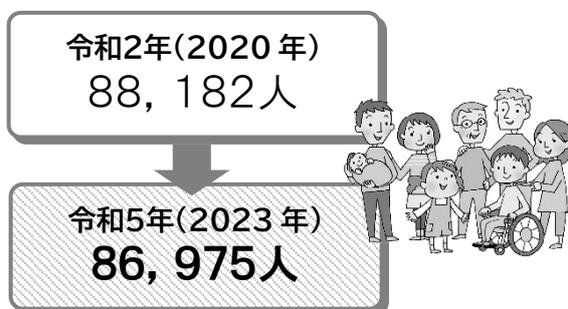


1 本市における現状

(1)人口の状況

人口状況を見ると、令和2年(2020年)から令和5年(2023年)にかけて1,207人減少となっています。

また、令和3年(2021年)には高齢化率が30%を超え、令和5年(2023年)には31.1%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2)人口の変化要因

社会動態については転出超過で推移していましたが、令和3年(2021年)においては転入数が転出数を上回り、47人の転入超過となっています。3世代区分別の内訳をみると、0~14歳において158人の転入超過となっています。



資料:亀岡市統計書

資料:住民基本台帳人口移動報告

(3)これからの人口構造の変化

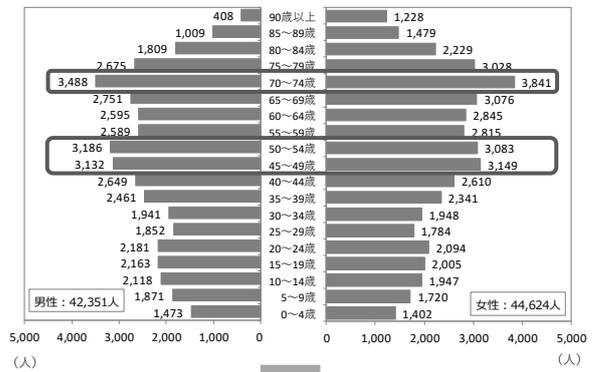
本市の人口構造をみると、70～74歳の年齢層がもっとも多く、次いで、45～49歳、50～54歳の年齢層となっています。国立社会保障・人口問題研究所のコーホート要因法による推計でみると、17年後には、本市の人口は68,000人規模まで減少し、令和5年(2023年)で2、3番目に多かった45～54歳の年齢層の大部分が65歳以上の高齢者となり、高齢者を支える現役世代人口が減少すると推測されます。

1人の高齢者を支える現役世代

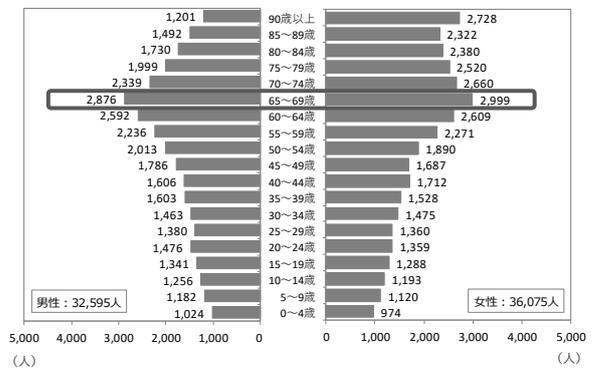


※高齢者1人を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

◆令和5年(2023年)



◆令和22年(2040年)予測

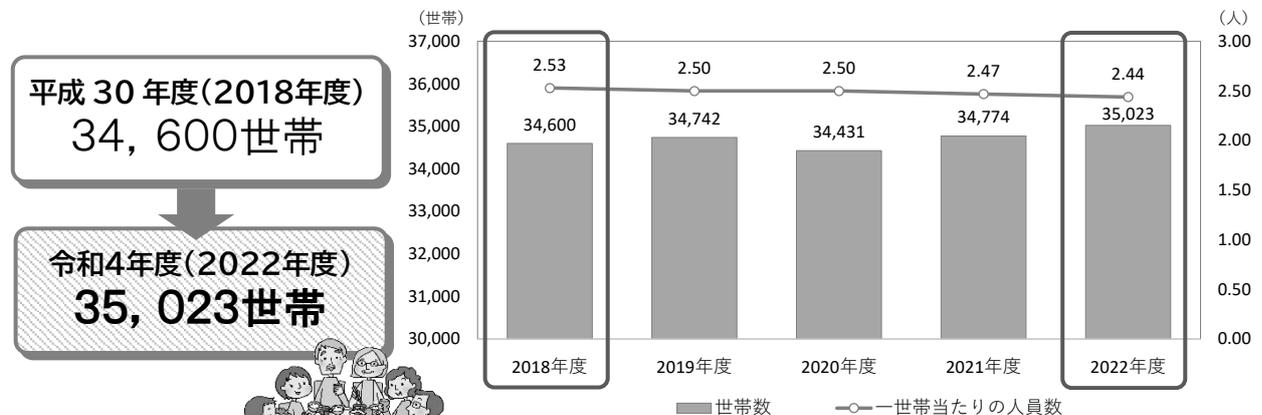


資料: 令和5年(2023年)分は住民基本台帳(令和5年4月1日)

令和22年(2040年)予測は、国立社会保障・人口問題研究所推計

(4)世帯の状況

世帯状況をみると、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)で423世帯の増加となっています。一世帯当たりを構成する人員数は、平成30年度(2018年度)の2.53人から令和4年度(2022年度)の2.44人と減少しています。

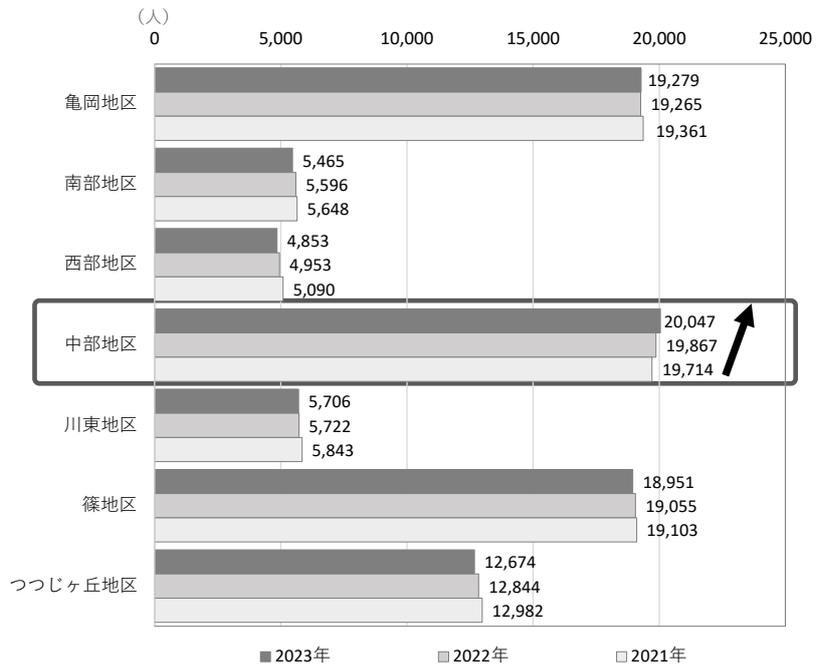


資料: 令和4年度版亀岡市統計書(人口は各年10月1日時点)

(5)地区別の人口

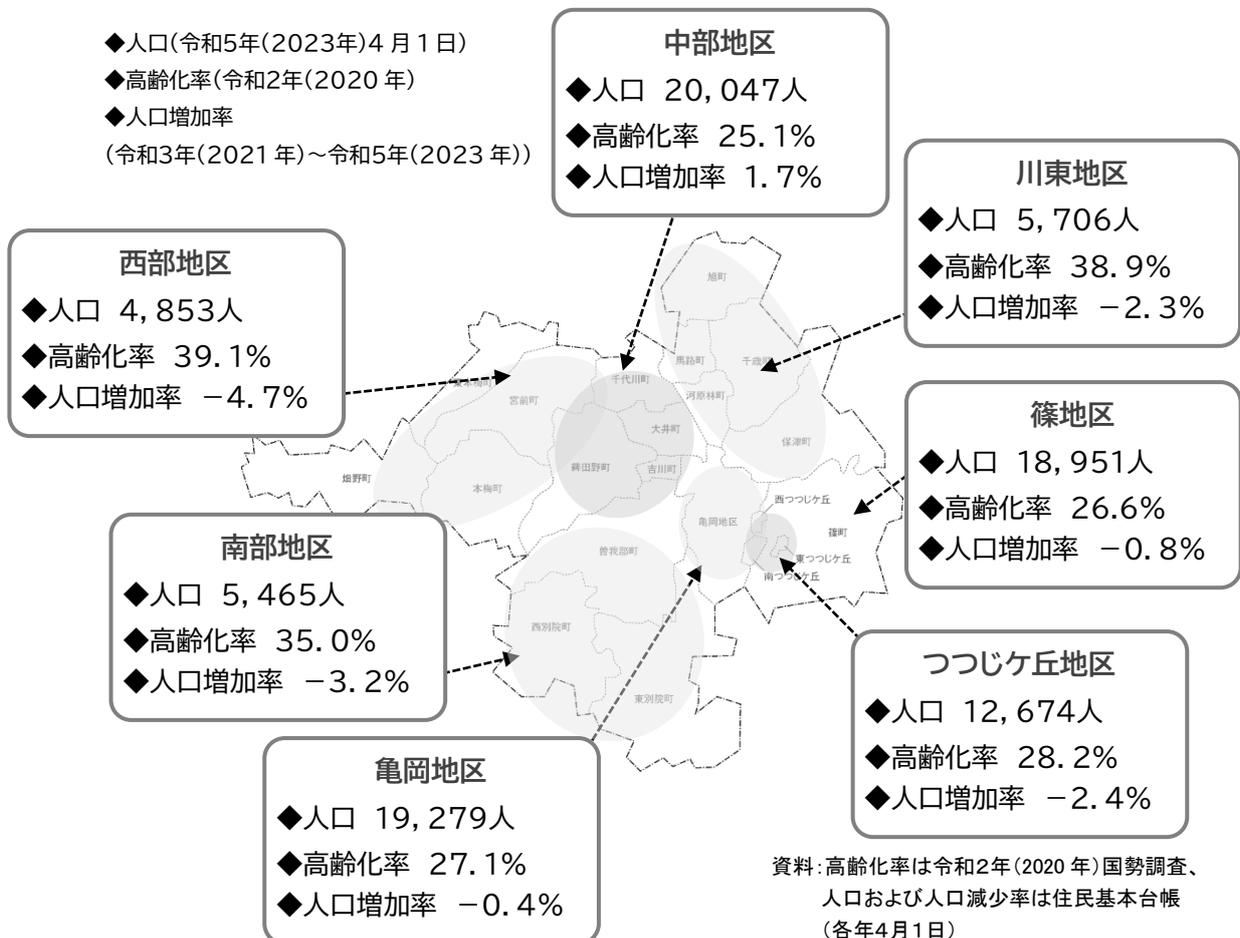
地区別の人口の推移をみると、ほとんどの地域において減少していますが、中部地区においては、333人の増加となっています。

中部地区
(令和3年(2021年)~
令和5年(2023年))
+333人
人口増加率 1.7%



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

また、地域によって人口や高齢化率に大きな違いがみられます。



資料:高齢化率は令和2年(2020年)国勢調査、人口および人口減少率は住民基本台帳(各年4月1日)

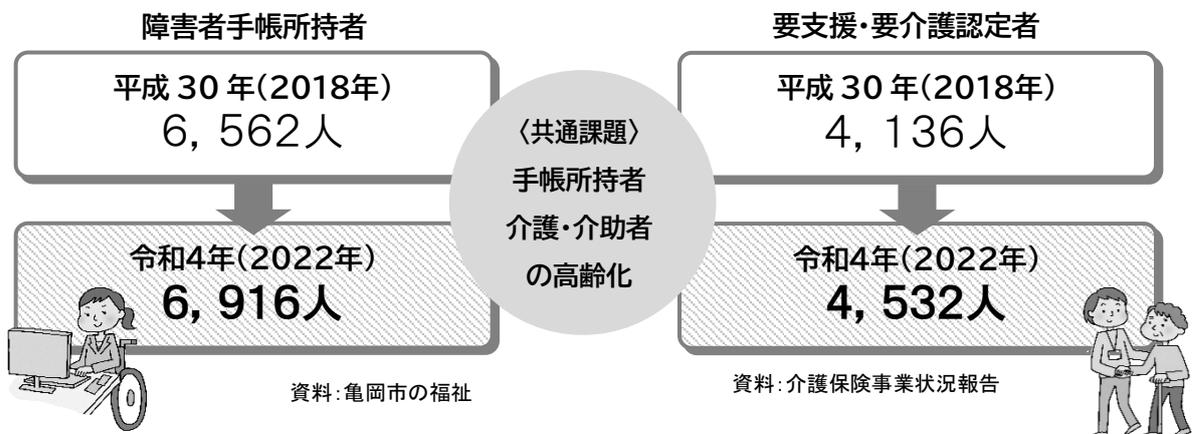
(6) 支援を必要とする人の状況

〈障がいのある人の状況〉

○障害者手帳所持者の状況をみると、増加傾向にあります。所持者については、身体障害者手帳所持者は、平成30年(2018年)と令和4年(2022年)を比較すると、減少しています。療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。

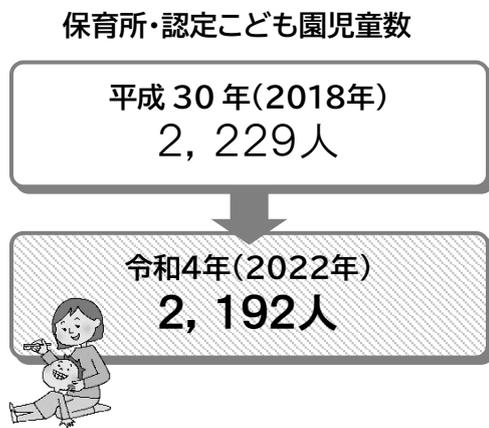
〈要支援・要介護認定者の状況〉

○要支援・要介護認定者は、高齢者人口増加に合わせて、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)にかけて増加しています。

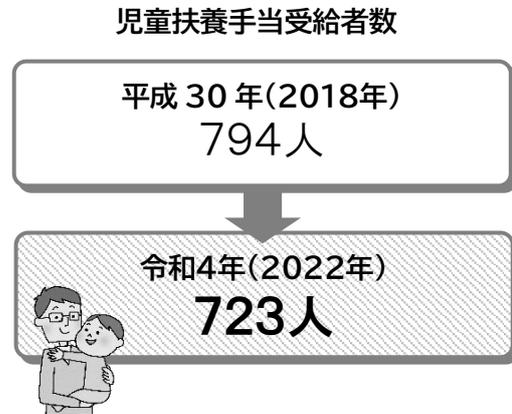


〈児童福祉に関する状況〉

○保育所・認定こども園の児童数は、平成30年(2018年)と比較して令和4年(2022年)は減少しています。また、児童扶養手当の受給状況についても、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)にかけて減少しています。



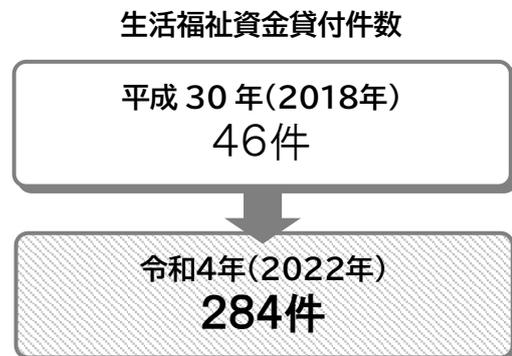
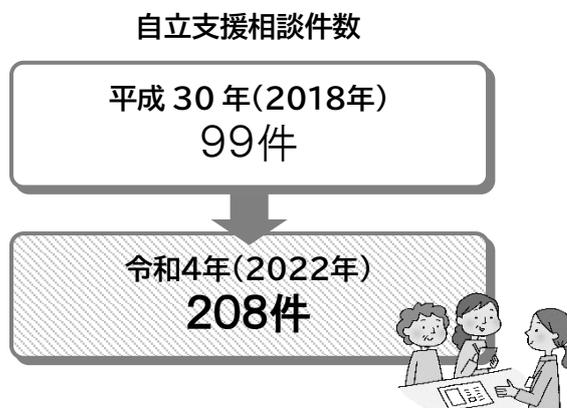
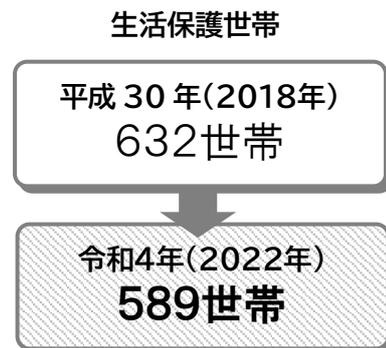
資料: 亀岡市保育課提供(令和4年4月1日)



資料: 亀岡市の福祉

〈生活困窮に関係した統計〉

- 生活保護の受給状況について、平成30年(2018年)と令和4年(2022年)を比較すると、減少しています。
- 生活困窮者自立相談支援機関での相談件数や生活福祉資金貸付件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)にかけて大幅に増加しています。



※「新型コロナウイルスにかかる特例貸付」を含む
資料: 亀岡市地域福祉課提供

(7)地域福祉活動の状況

〈ボランティアの状況〉

○登録ボランティア数の状況を見ると、ボランティア団体数とその会員数は、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)にかけて増加しています。

〈民生委員・児童委員の状況〉

○民生委員・児童委員の状況を見ると、人数は、平成30年(2018年)より令和4年(2022年)にかけて横ばいに推移しており、人数的な維持はできていると考えられます。

〈自治会の状況〉

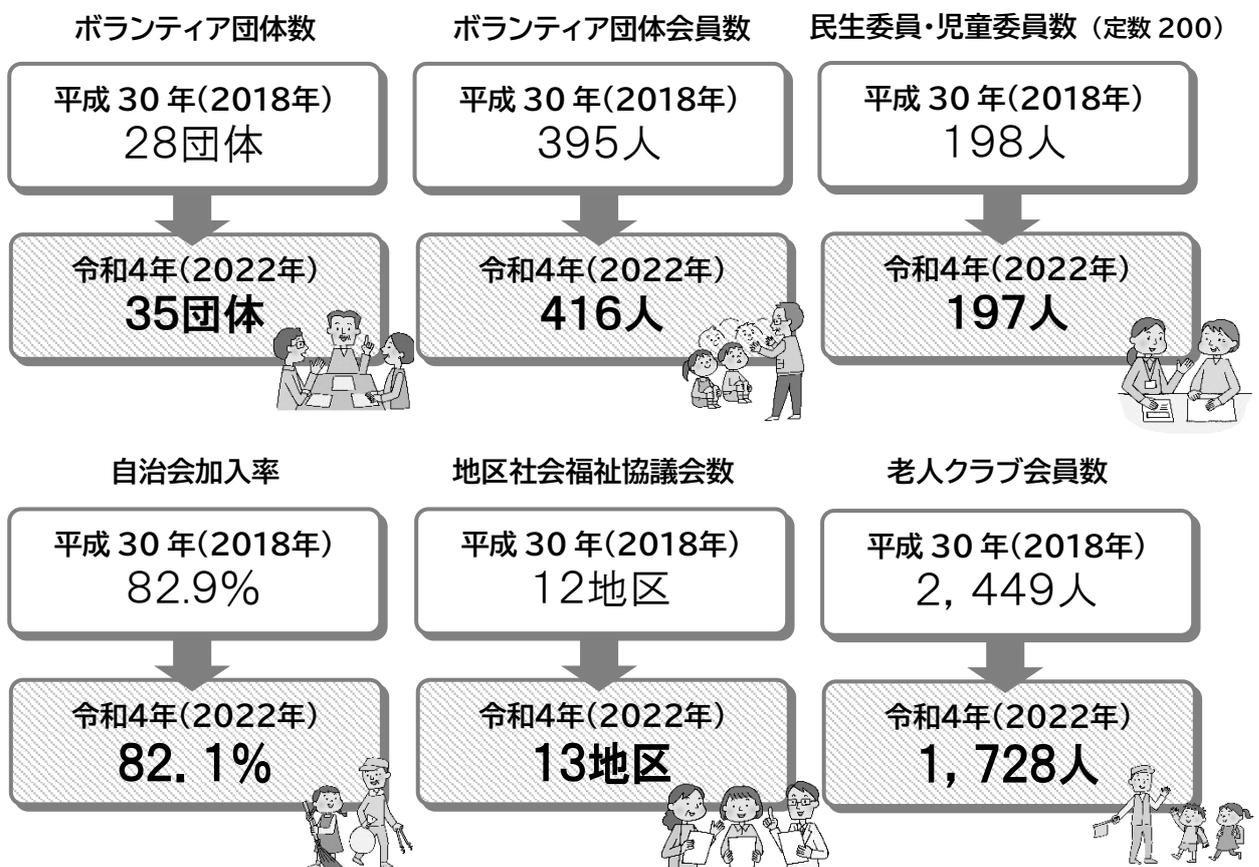
○自治会の状況を見ると、自治会加入率はおよそ横ばいで推移しています。

〈地区社会福祉協議会の状況〉

○地区社会福祉協議会については、令和4年(2022年)に新たに1地区で地区社会福祉協議会が設立され、自治会数23地区のうち13地区で活動を行っています。

〈老人クラブの状況〉

○老人クラブの状況については、60歳以上の人口は増加しているものの、老人クラブ自体が減少し、それに合わせて会員数も減少しています。



資料: 亀岡市地域福祉課提供

(8)セーフコミュニティの取組

本市では、「事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できる」という理念のもと、行政と市民等、多くの主体の協働により、すべての人たちが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指し、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの全国初の国際認証取得都市として、平成20年から活動を推進してきました。

令和5年（2023年）にはセーフコミュニティの国内認証を全国ではじめて取得しました。

セーフコミュニティかめおか対策委員会

セーフコミュニティの活動を進めるため、本市では次の対策委員会を設置し、取組を進めています。

〈対策委員会〉

「乳幼児の安全対策」、「自殺対策」、「スポーツの安全対策」、「高齢者の安全対策」、「交通安全対策」、「防犯対策」、「防災対策」

セーフコミュニティの主な取組

〈取組例〉

- 4歳児以上のけがの発生件数の多い家庭や保育所等においてけがの発生を予防するため、保護者に対する安全教育や、公立園での環境改善や安全教育等を行う取組。
- 街頭犯罪の減少を目指し、防犯カメラの設置や地域と行政が連携した防犯活動の取組。
- 自殺者数を減少させるため、「亀岡市自殺対策計画」に基づき、様々な啓発活動や相談窓口の充実等、生きづらさを抱える人の心のケアに関する取組。

〈乳幼児の安全対策〉 公立園児の外傷件数 (一人あたりのけが数)

平成25年(2013年)
3.7人

令和3年(2021年)
3.0人

資料: 亀岡市立保育所こども園
データ

〈防犯対策〉 街頭犯罪認知数

平成23年(2011年)
528件

令和4年(2022年)
63件

資料: 犯罪統計



〈自殺対策〉 自殺率

平成23年(2011年)
21.6人

令和4年(2022年)
16.0人

資料: 厚生労働省 地域における
自殺の基礎資料
※自殺率とは人口10万人あたり
の年間自殺者数

2 アンケート調査から見た状況

(1)各種アンケート調査

地域福祉計画の見直しにあたり、地域の課題や取組などを把握するため、地域の実情に詳しい市内の民生委員・児童委員、自治会役員及び地域福祉に関する活動をしている事業所や団体へアンケート調査を実施しました。

調査実施概要①

○地域において直接市民と関わる活動をされている民生委員・児童委員、自治会役員の方の考えや意見を計画策定に反映するためにアンケート調査を実施

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
民生委員・児童委員 自治会役員	498	306	61.4%

- 調査期間：令和5年（2023年）7～8月
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査実施概要②

○市内で地域福祉に関する活動をしている事業所や団体の皆様の現在の状況や地域の活動等に関しての率直な意見や要望などを把握するためにアンケート調査を実施

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
活動団体	57	38	66.7%

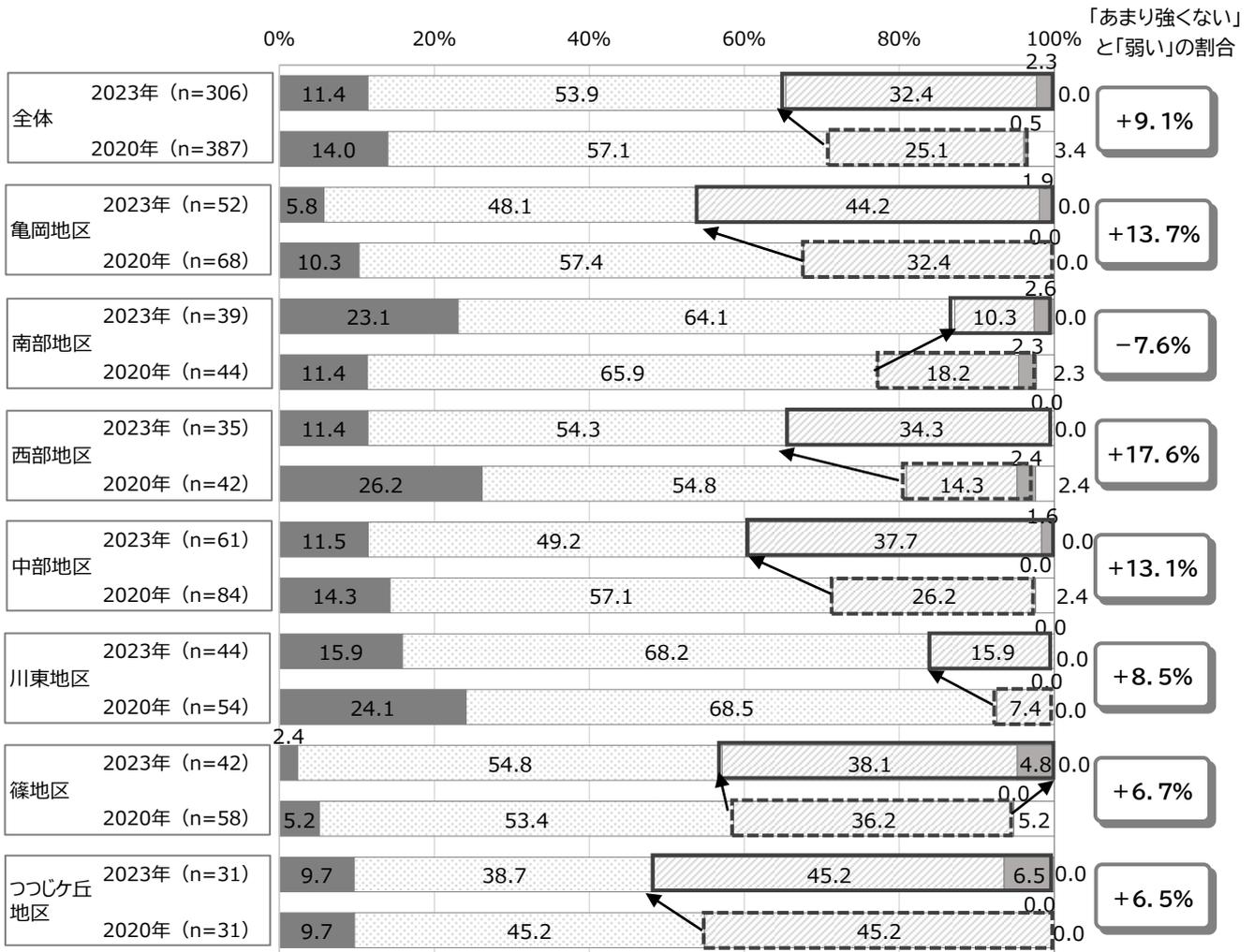
- 調査期間：令和5年（2023年）7～8月
- 調査方法：郵送による配布・回収

①地域のつながりについて

民生委員・児童委員、自治会役員調査
 ○ 亀岡地区、西部地区、中部地区、川東地区、篠地区、つつじヶ丘地区において、地域でのつながりが「あまり強くない」及び「弱い」の割合が、前回調査と比較して増えています。



○ 全体でみると、「日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い」が53.9%と最も高くなっていますが、「挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない」と「近所との付き合いがなく、つながりは弱い」を足した割合が34.7%となっており、前回調査より9.1ポイント増加しています。



- 困ったときに助けあえるような付き合いがあり、つながりは強い
- 日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い
- 挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない
- 近所との付き合いがなく、つながりは弱い
- 不明・無回答

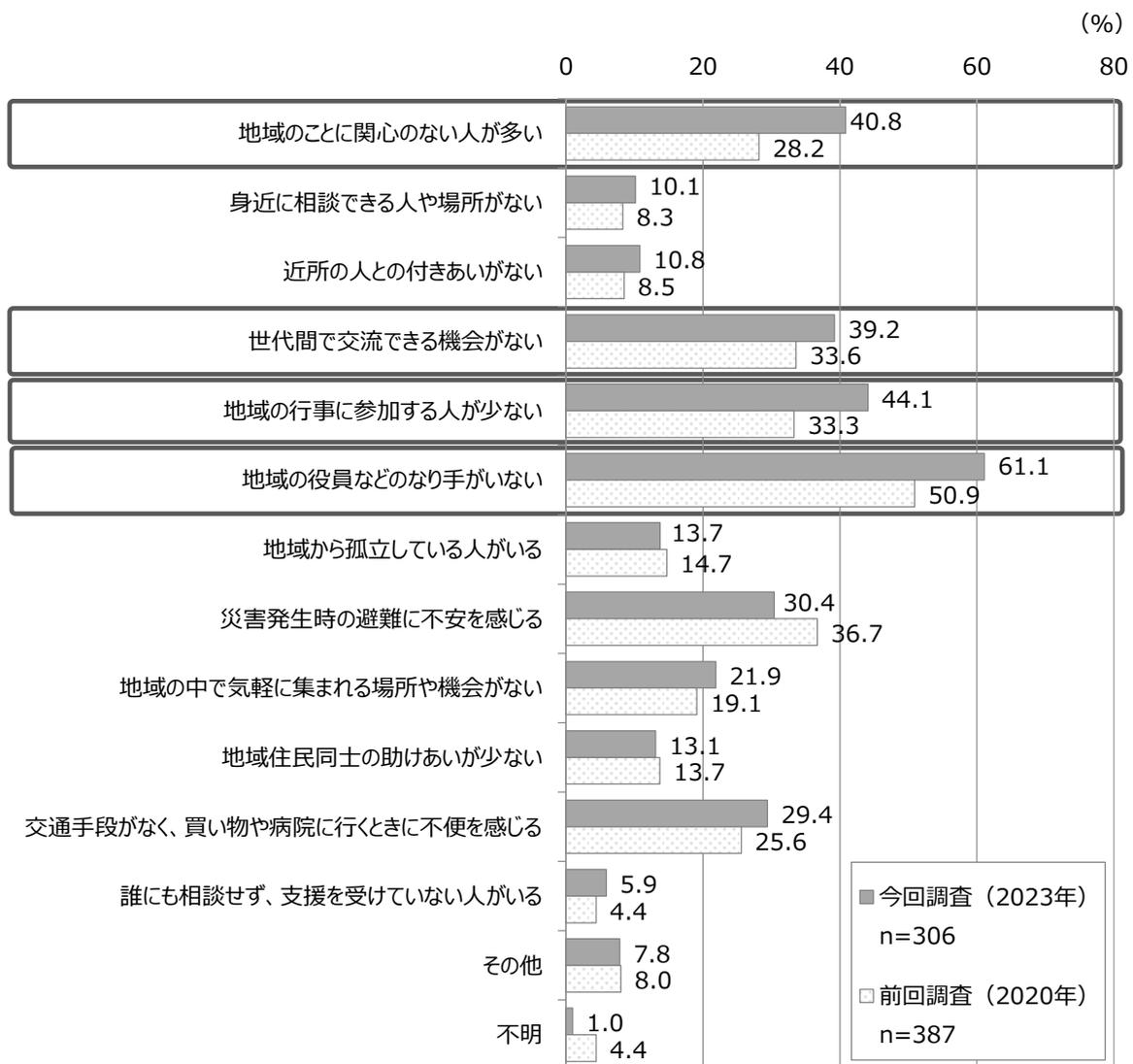
② 地域の課題に感じていること

民生委員・児童委員、自治会役員調査

- 「地域の役員などのなり手がいない」が最も多くなっています。
- 次いで、「地域の行事に参加する人が少ない」、「地域のことに関心のない人が多い」が多くなっています。



○前回調査と比較して、「地域のことに関心のない人が多い」、「地域の行事に参加する人が少ない」、「地域の役員などのなり手がいない」の割合が増加しています。

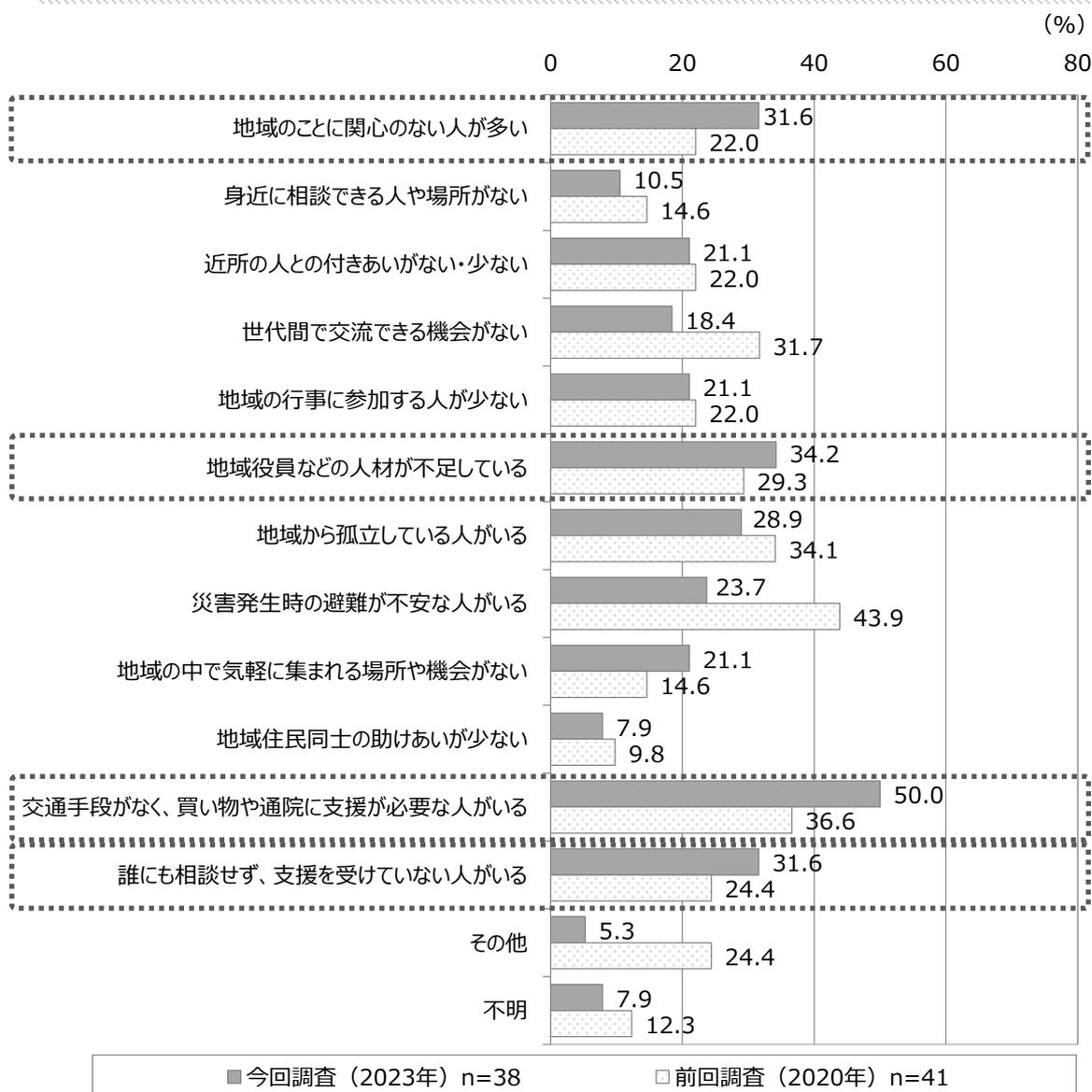


活動団体調査

○「交通手段がなく、買い物や通院に支援が必要な人がいる」が最も多くなっています。



○「交通手段がなく、買い物や通院に支援が必要な人がいる」、「地域役員などの人材が不足している」、「地域のことに興味のない人が多い」、「誰にも相談せず支援を受けていない人がいる」が、前回調査より割合が大きくなっています。



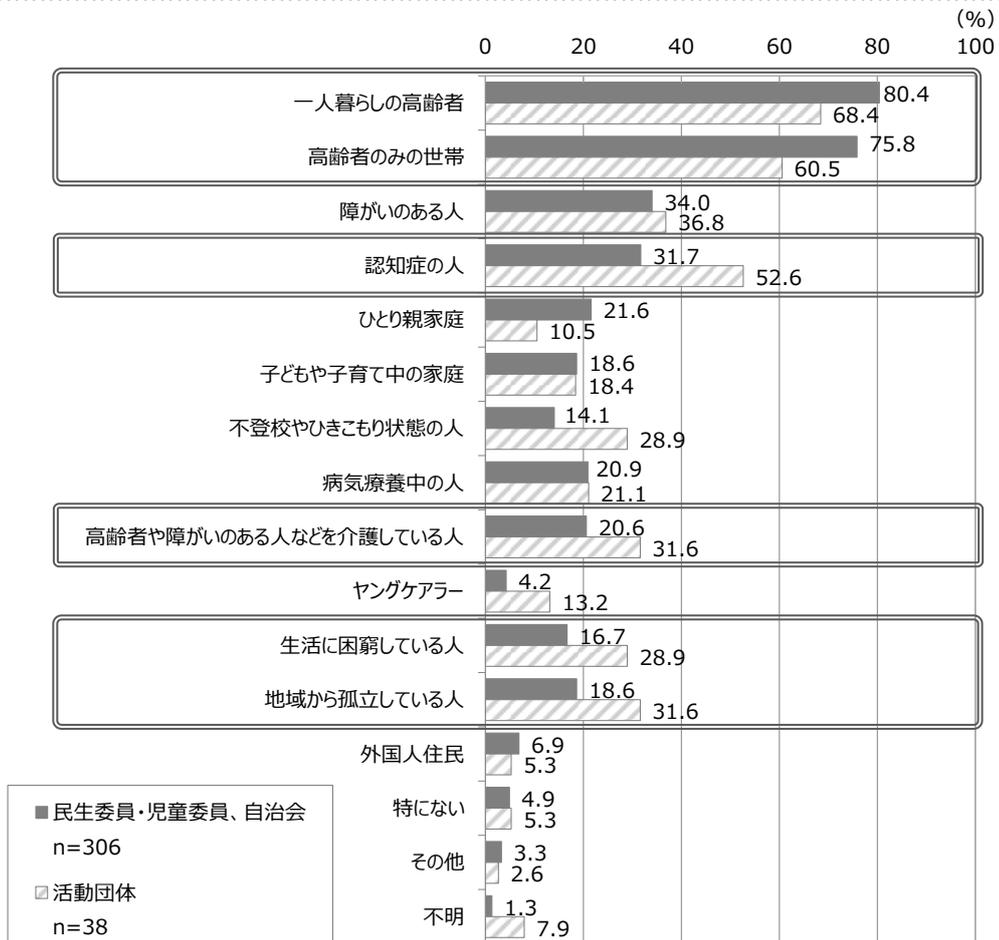
③地域の中で見守りが必要な人や気がかりな人

民生委員・児童委員、自治会役員調査／活動団体調査

○地域の中で見守りが必要な人や気がかりな人をみると「一人暮らしの高齢者」、「高齢者のみの世帯」が多くなっています。



○「認知症の人」、「不登校やひきこもり状態の人」、「高齢者や障がいのある人などを介護している人」、「生活に困窮している人」「地域から孤立している人」なども多くなっています。また、両調査を比較すると、民生委員等調査では「一人暮らしの高齢者」、「高齢者のみの世帯」「ひとり親家庭」が多く、活動団体調査では「認知症の人」、「不登校やひきこもり状態の人」、「高齢者や障がいのある人などを介護している人」、「生活に困窮している人」「地域から孤立している人」が多くなっています。



課題を抱えている人を発見する機会を尋ねたアンケートでは、次の3つが上位にあがっています

地域の見守り
活動から
60.1%



近所の人から
の相談
45.1%



本人や家族
からの相談
27.8%



◆民生委員・児童委員、自治会役員調査(複数回答)

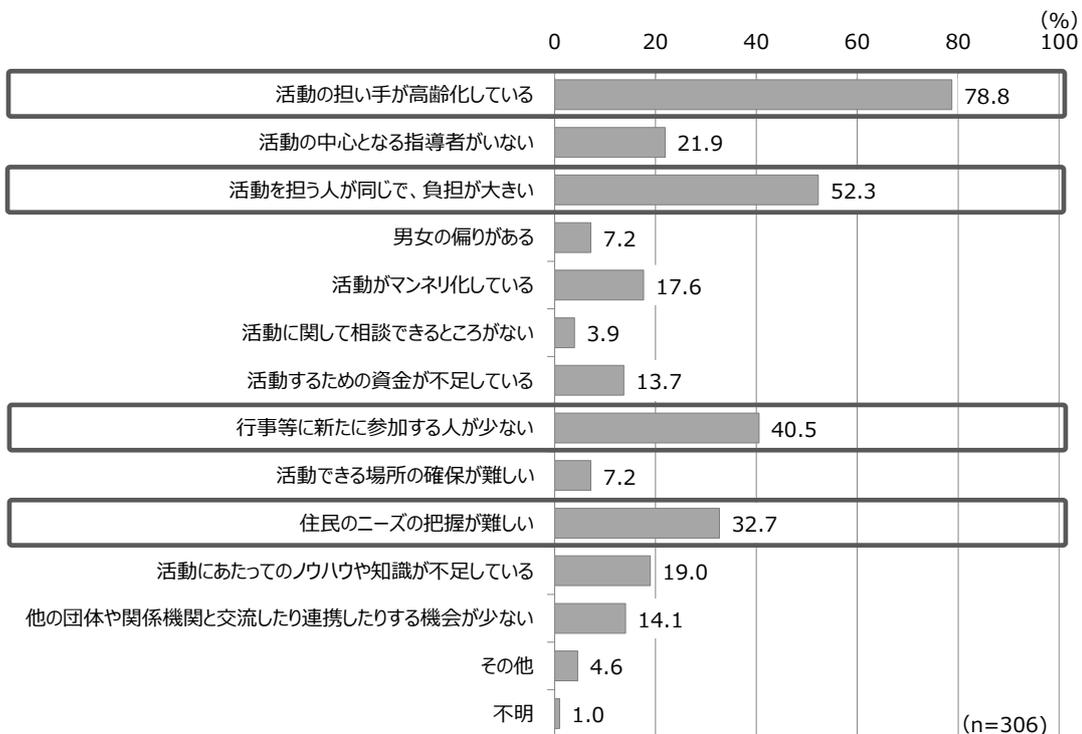
④ 地域の支えあいや助け合いについての課題

民生委員・児童委員、自治会役員調査

○地域の中で、支えあいや助け合いの活動をする上で課題となっていることについては、「活動の担い手が高齢化している」が多くなっています。



○担い手が高齢化・固定化し、負担が増している状況の中、行事等の活動に参加する人が少なく、新たな担い手を確保することが難しく住民のニーズを把握することも難しい状況になっています。



そのほかの課題として

民生委員・児童委員、自治会役員には、以下のような市民の声が届いています

- 情報提供を様々な場面で行ってほしい／ホームページから情報を確認することは高齢者にとっては難しい
- どこに相談すればよいかわからない／こういった福祉サービスがあるのかわかりにくい
- 免許の返納や高齢のため、なかなか外出できない／医療機関や買い物に行くのも難しい
- 地域住民が気軽に集える場所がほしい／集いや交流の機会づくりを行う人材がいない 等

亀岡市の福祉に関する情報は市民に周知できているかを尋ねたアンケートでは、次のようになっています



◆民生委員・児童委員、自治会役員調査

⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

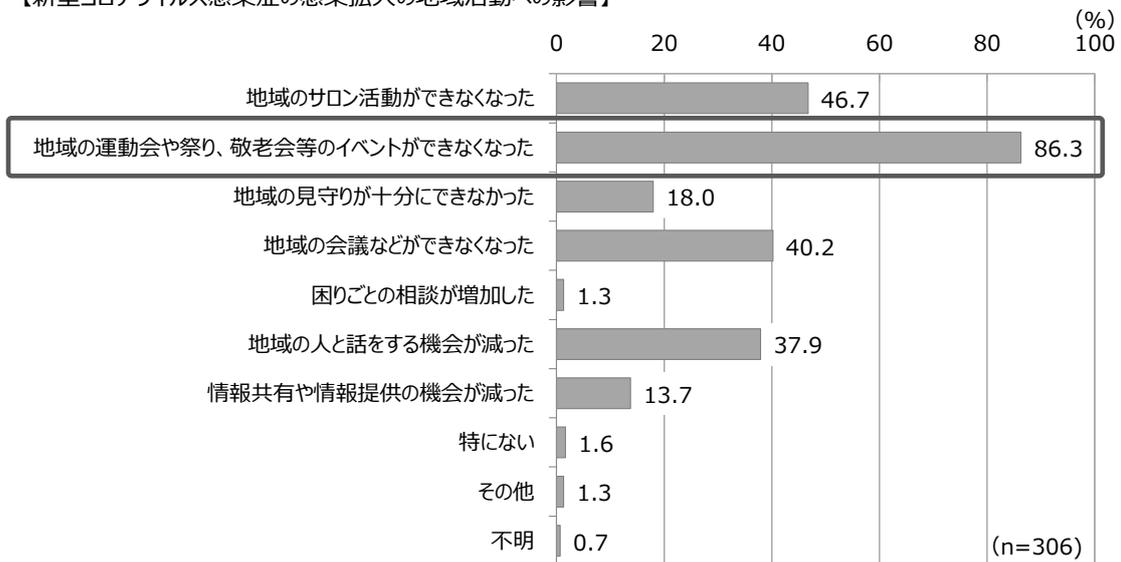
民生委員・児童委員、自治会役員調査

○地域活動への影響については、「地域の運動会や祭り、敬老会等のイベントができなくなった」など、集い交流することの困難が多くなっています。

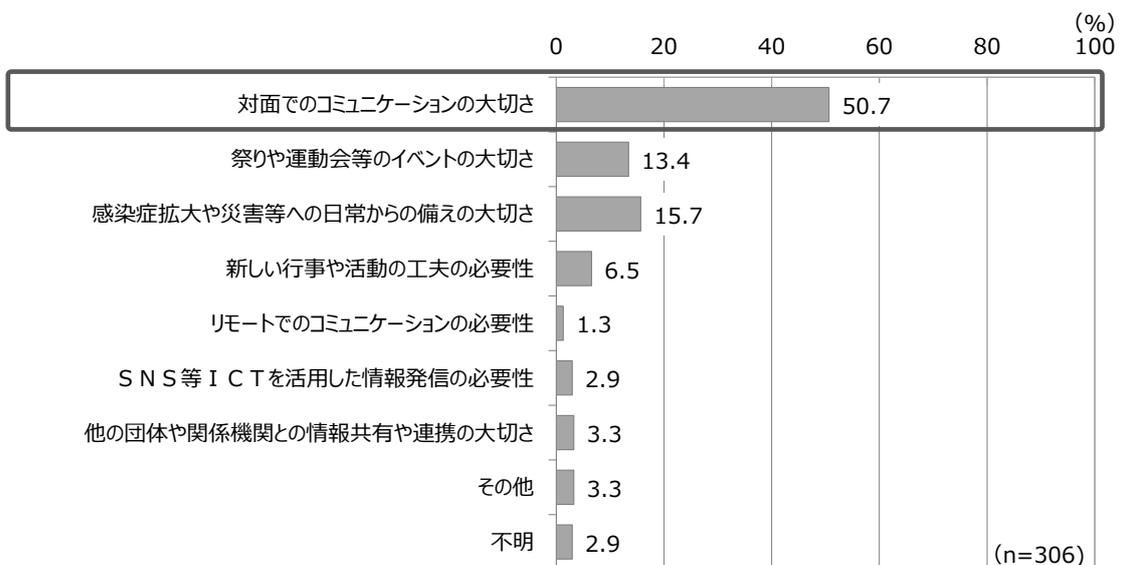


○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て気づいたことについては、「対面でのコミュニケーションの大切さ」が多くなっています。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大の地域活動への影響】



【新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て気づいたこと】



⑥ 安心して暮らすために必要な地域福祉活動

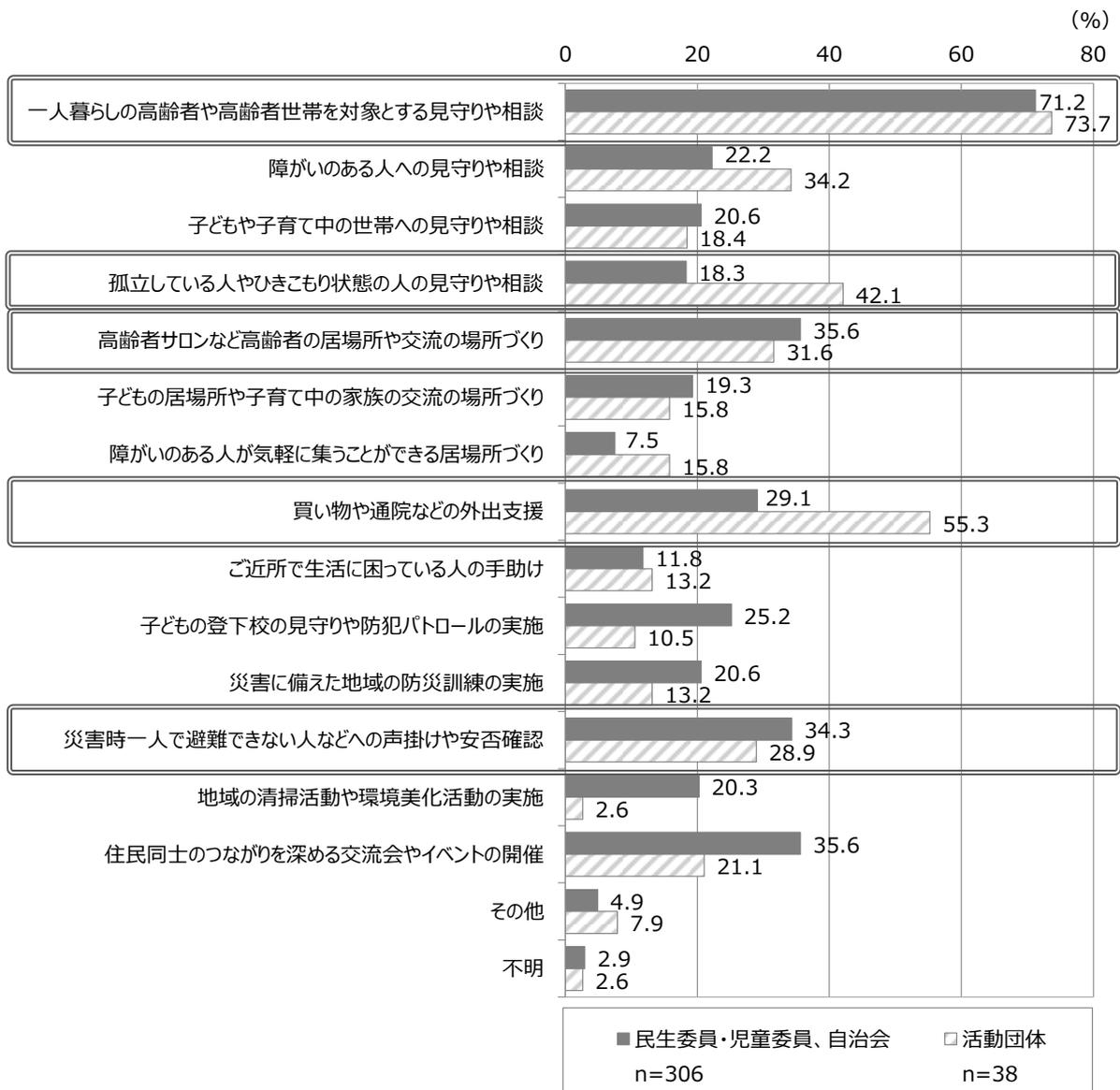
民生委員・児童委員、自治会役員調査

活動団体調査

○安心して暮らすために必要な地域福祉活動は「一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象とする見守りや相談」が多くなっています。



○高齢者の居場所や交流の場所づくり、災害時の安否確認などを必要と考える回答が多くなっています。活動団体では、「買い物や通院などの外出支援」や「孤立している人やひきこもり状態の人の見守りや相談」が必要との回答も多くなっています。



⑦ 解決が困難で他の団体との連携によって解決した例

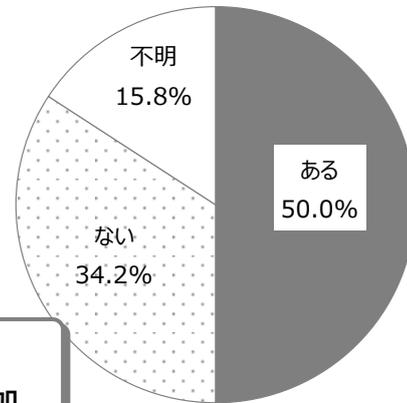
活動団体調査

○活動団体で、見守りが必要な人や気がかりな人との関わりで解決が困難で他の団体と連携したことがあるかどうかについては、「ある」が50.0%となっています。



前回調査時より
「ある」は3.7%の増加

◆解決が困難で他の団体と連携したことがあるかどうか



- 困難だった事例をみると、高齢者の孤立や生活困窮、8050 問題などの課題が複合しているケースが多くなっています。
- 高齢化が進む中で、今後も複合した課題が多くなると予測されます。

〈連携により解決した例〉

●高齢者虐待と障がい

〈概要〉

高齢の親と子の二世帯。子に障がいがあり、生活面での支援が必要である。親子関係が悪く、暴力につながる場合もあり、親への支援も必要となってきている。

〈困難理由〉

様々な課題に対して、支援が思うように進まないことについて不満や不安を募らせている。それが親子や支援機関との関係悪化につながっており支援が進まない。

〈連携内容〉

世帯全体の課題と親と子のそれぞれの課題に対応するため、高齢、障がい、生活困窮等の複数の支援機関で情報共有し、信頼関係を維持しながら、連携して支援を実施。

●生活困窮とごみ屋敷

〈概要〉

一人暮らしで多重債務を抱え、アルコールが離せない状態である。家のごみ屋敷状態で、支援につながっていないケース。

〈困難理由〉

健康面、生活面また経済的にも課題が多くあるが、本人に課題意識がなく、支援を進めることが困難だった。

〈連携内容〉

行政、医療機関、地域包括支援センター、生活相談支援センター等が連携して支援を実施したほか、民生委員、地域住民なども協力し、見守りを行う中で支援につながった。



(2)グループワーク(策定委員会内で実施)

本計画の策定委員会において、それぞれの委員の立場から感じる地域福祉に関係した課題を把握するために、グループワークを実施しました。グループワークで出た意見を分野ごとに取りまとめています。

分野	内容
担い手不足	<ul style="list-style-type: none">○支援者の高齢化や担い手不足により、障がい者の外出支援やサロン活動、自治会などの地域活動に影響を与えている。○高齢化で活動を引き継ぐ人がないといったように活動者の担い手不足に加え、サロンにおいても参加者が減少している。○若い人や社会で活躍してきた人などの多様な人材を地域活動へ結びつけるため、参加につなげるしかけづくりを行う必要がある。○障がいのある人や高齢者、そしてその家族に対する支援を強化するためには、連携等による支援者の負担軽減も必要となっている。
コロナ禍の影響	<ul style="list-style-type: none">○コロナ禍で活動を縮小し参加者が減少していたが、以前のような規模まで戻るかは不安がある。○コロナ禍において、人々のつながりが分断され、顔を見ながらふれあう関係の再開や場づくりが課題と感じる。○外出に困難を抱える人が、コロナ禍の影響でより外出頻度が減り、数年間社会参加できずに体が衰えてしまったケースがある。
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none">○地域や自治会での情報共有や互いの安否確認の方法を模索し、住民同士の協力関係を強化していく必要がある。○障がいのある人や高齢者だけではなく、連絡先がない人や関係性をつくるのが難しい人、若い人も含めるなど、見守りや安否確認の対象を拡大する必要がある。○災害時や日常生活での安否確認や情報共有が住民間で重要視されているが、プライバシー保護とのバランスが課題となっている。
複合的な課題	<ul style="list-style-type: none">○ヤングケアラーや8050問題など、長期的な支援が必要な、複雑で複合的な課題に対応するための体制整備が必要。○地域と関係団体が連携するために、地域の行事への参加等を通して、地域とのコミュニケーションを確立したい。

(3)市民の意見まとめ

民生委員・児童委員、自治会役員アンケート調査、活動団体調査、グループワークの結果からみえる課題を取りまとめています。

地域のつながりの希薄化

○地域の行事や活動への参加者や役員のなり手がなく、地域のことに興味がない人が多いといった従来からの課題が、コロナ禍により加速度的に進行した。

地域の支えあいを求める声

○災害時を見据え、日常からの見守り活動などの支えあいを求める声が多い。
○外出支援などを必要とする人が増えている一方で、それを支える担い手は十分ではない。

見守りが必要な人の多様化

○ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、高齢者や障がいのある人を介護している人など、見守りや支援を必要とする人のニーズは多様化している。

担い手不足が深刻化

○役員となる人材不足が深刻化しており、現在役員となっている人の負担が大きくなっている。
また、サロンなどの集いの場への参加者も減少している。



複雑化する課題

○生活困窮やひきこもり等のように地域において課題が見えにくく、解決が困難な事例が多くなっている。
○様々な機関や支援者間での連携が必要な事例が多くなっている。



生活支援の必要性

- 高齢化が進み、交通手段が少なく買い物や通院、交流の場に行くにも一人では外出が難しい人が増えている。
- 誰にも相談せず、支援を受けていない人がいる。

情報の不足

- 必要なサービスに関しての情報が十分に届いていないと思われる人がいる。

3 計画の中間評価

地域福祉計画の見直しにあたり、各基本目標の成果指標の達成状況や取組内容の進捗や成果をとりまとめ、課題を整理しました。

(1)取組による成果と課題

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる環境づくり

①見守り活動の活性化／②地域での居場所づくり／③生きがいと社会参加の促進

【成果】

- 社会的孤立の防止のため、社会福祉協議会と行政の連携による相談支援や、民生委員・区長・寄り添いサポーター等による地域の見守り活動を行った。
- 安全・安心のまちづくりのための「セーフコミュニティ」の国内認証を全国で初めて取得。
- 認知症カフェ、ひきこもり家族教室等、課題を抱える人の居場所づくり事業ではコロナ禍において減少していた利用が回復傾向であり、引き続き対象者が安心して集い、交流できる居場所づくりを推進した。
- 「つどい事業」や「こどものあそびば(かめまるランド)」を通して、子育て家庭の交流機会の提供や、子育てに不安を抱く保護者に対する相談支援による悩みの軽減や心の安定につなげた。
- 障がいのある人の生きがい・働きがい創出のための障がい者就労支援事業、文化・芸術作品等の創作活動支援、利便性の向上と外出しやすい環境整備のための障がい者手帳アプリ「ミライロID」の運用等による、社会参加の促進を図った。

【課題】

- 長きにわたりひきこもり状態にある人など、自ら相談できない人、アクセスが難しい人に対して、支援を届けるためのアプローチが必要である。
- 認知症の方や子育て世帯、障がいのある人などの居場所づくりや見守り体制を強化するとともに、不安や悩みがある時に傾聴し、必要な場合に支援につなげることができる地域づくりを進める必要がある。
- 高齢、障がいといった分野を超えて、性別や国籍といった属性に関わらず、子ども・若者から高齢者まで、多様な住民が集える居場所づくりを進める必要がある。

(2)日常生活を支える支援の充実

①生活支援サービスの充実／②生活困窮者への支援／③生活環境の整備

【成果】

- 介護予防教室について、開催地の拡大やフレイル予防に特化したモデル事業に取り組み、参加人数の大幅な増加につなげ、介護予防および社会参加を促進した。
- 利用者数の増加に伴う障がい福祉サービスや障がい児通所サービスの事業所数の増加をはじめ、生活に支援を必要とする人へのサービスの充実を図った。
- 生活困窮者に対し、家計改善支援事業や子どもの学習・生活支援事業、また住居確保給付金支給事業等の各種制度の実施により、生活再建に向けた支援を行った。

【課題】

- 誰もが必要な支援やサービスを受けられるためにサービスの充実を図るとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供に工夫が必要である。
- コロナ禍により生活困窮に関する相談件数が大幅に増加したが、そのような状況でも自身で声をあげられない人がいることから、アウトリーチなど確実にアプローチすることが必要になっている。
- 福祉や経済的な課題と教育や医療等の幅広い分野の課題が複合化した支援ニーズを抱える人が増加しており、ひとつの支援機関での解決が難しく、幅広い関係機関との連携を強める必要がある。

(3)災害時の支えあいの仕組みづくり

①防災・減災意識の向上／②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

【成果】

- 防災訓練を通じた自主防災組織や自治会、消防分団および関係機関との連携や「土砂災害・洪水ハザードマップ」の作成及び全戸配布により、市民の防災意識の向上に努めた。
- 社会福祉協議会においては、災害時に災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、他市町村社会福祉協議会での訓練への参加や、災害ボランティア登録者等に運用訓練を実施した。
- 「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の作成を進め、自治会等の協定を締結している連携団体への情報提供を行い、災害時の協力体制の強化を図った。
- 災害時の安否確認や意思疎通支援のため、聴覚障害者協会の会員においては、「耳が聞こえませんヘルプお願いスカーフ」を配布した。

【課題】

- 避難行動要支援者名簿および個別避難計画への理解を高め、その同意率を上げ、民生委員や自治会等との連携のもと協力体制の強化を図る必要がある。
- 障がいのある人への災害時支援を当事者の声を取り入れて実行できるよう、取組を強化する必要がある。
- 市内全域で最新情報に更新したハザードマップを、災害発生時に活用できるよう住民に周知していく必要がある。
- 聴覚に障がいのある人の災害時支援を手話通訳者だけでなく、誰もが支援できるよう取組を強化する必要がある。

基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

(1)市民参加による地域福祉の推進

- ①見守り・支えあいの体制の充実／②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化／④民生委員・児童委員活動への支援

【成果】

- 地域のふれあいサロン活動の再開支援や、ふれあいサロンスタッフの交流イベント等を開催した。自治会、地区社協等による普段から顔の見える関係づくりや世代間交流活動への支援を通して、自治会や地区社協、ふれあいサロン団体、各種団体等の見守りへの意識の向上を図った。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための地域の支えあい活動として、生活支援コーディネーターによる関係団体の連携推進や地域訪問活動、各町自治会との連携による「町別地域情報BOOK（地域カルテ）」の発行、支えあい活動を広げる「ともいきさん」の地域展開に取り組み、地域の支えあい活動の推進を図った。
- 複雑・複合的な課題を抱える人や孤立する人の増加に伴って、活動内容が質・量ともに増えている民生委員・児童委員に対しての支援窓口を開設し、連携した相談者支援を行った。
- 住み慣れた地域での住民同士の支えあいの基盤をつくるため、地区社協の立ち上げ支援を行い、令和4年（2022年）に西別院町地区社会福祉協議会が設立された。

【課題】

- 生活支援コーディネーターと自治会や地域包括支援センター、民生委員・児童委員との連携強化だけではなく、地域住民や各種団体、事業所、商店等を含めた連携を広げ、地域の福祉力を一層高める必要がある。
- 地域の担い手の高齢化・固定化により、地域活動の負担は大きくなっている。新たな担い手の育成や参加しやすい地域活動のしかけづくりが必要である。
- 地域福祉活動に関心が高くない人や関心はあるが活動に結びついていない人が、興味を持ったり気軽に参加できるためのしかけづくりが必要である。

- 民生委員・児童委員支援窓口の一層の周知を図り、**民生委員・児童委員が安心して活動を行える支援体制**の充実を図る必要がある。

(2) ボランティア・市民活動の推進

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援／②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

【成果】

- 地域の課題解決によるまちづくりに向け、子育て支援や地域資源の活用など自主的な取組を行う活動団体に対しての支援を行った。
- かめおか市民活動推進センターにおいて、相談・アドバイスや相互交流、ボランティアマッチング、情報の収集・提供などを通して、市民活動を支援した。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、コロナ禍で減少したボランティアマッチング件数が増加しており、ボランティアの活躍の場が増えている。

【課題】

- 市民活動を行う団体の固定化がみられるため、新たな団体の立ち上げ支援などを行うことによって**全市的に活動の活発化**を図る必要がある。
- ボランティアへの関心は高まっているが、**多様な活動の場**をつくるとともに、各センターの**マッチング機能**を高める必要がある。

(3) 新たな担い手の育成

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進／②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進
- ③人材育成のための活動の充実／④活躍できる場の拡大

【成果】

- 市内小・中学校・義務教育学校での福祉ボランティア体験をはじめとした福祉教育や、LGBTQ、コロナ禍での人権侵害、インターネット上の人権侵害など社会情勢をとらえた人権学習の取組を実施し、市民の福祉に対する理解を促進した。
- 市民公開講座、アルツハイマー月間のライトアップや街頭啓発活動、認知症サポーター養成講座の取組を実施し、認知症に対する理解の促進と支援体制の整備を推進した。
- 高齢者や障がい、子育ての分野において、支援が必要な人の暮らしをサポートする市民協力者による活動への支援を行った。

【課題】

- コロナ禍の影響により実施機会が減少した福祉学習の取組を回復し、**より多くの市民に福祉への理解促進**を図ることが求められる。
- 令和6年（2024年）4月より事業者の障がいのある人に対する**合理的配慮の提供が義務化**されることに伴い、事業者にとどまらず市民も対象とした障がいのある人に対する差別解消にかかる啓発事業の強化が必要である。
- 暮らしのサポートを必要とする人の増加やニーズの多様化に対応するため、**新たな担い手の拡大**が求められている。
- 担い手のすそ野を広げるためには、若者をはじめ多様な市民の意見を受け入れたり、従来の形式にとらわれない活動形態を模索するなど、**多様な人材を受け入れ、共に活動していく受け皿づくり**も必要である。

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

(1) 包括的・重層的支援体制の構築

- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携／②関係機関の連携強化と情報共有
- ③複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備／④庁内連携体制の強化

【成果】

- 自殺対策については、多重債務解決支援プログラムの活用やゲートキーパーの養成、相談窓口の啓発活動を通じて、悩みを抱える人の支援を行った。
- 重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、庁内や関係機関との情報共有や連携強化を図った。

【課題】

- 8050問題やヤングケアラーなど、複雑・複合化した課題を抱える世帯が増加しているため、支援者等はそれらの課題に対応できる力を高めるとともに、関係機関が連携した支援の力を高められるよう体制の強化が必要である。

(2)相談窓口機能の充実

①各分野の相談窓口の充実／②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

【成果】

- 高齢、障がい、子育て、生活困窮、自殺対策などそれぞれの分野において、専門性に基づいた相談支援を実施し、適切な支援につなげた。
- ひきこもりなど社会的に孤立している人に対して、専門相談員の傾聴による相談対応を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援を行った。
- 福祉なんでも相談窓口において、相談先がわからない市民の福祉ニーズに対して、課題を整理し、適切な支援につなげ、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた取組を行った。

【課題】

- どの分野の相談窓口においても分野をまたいだ対応困難な事例が増加しており、各課が連携して支援を行う必要性が増している。
- 断らない相談窓口として、引き続き福祉なんでも相談窓口において傾聴に基づいた適切な支援へのつなぎを実施し、関係機関との連携を図りながら、**複雑・複合化するニーズの課題解決**を図る。
- 福祉なんでも相談窓口について、特に社会的に孤立している人への周知を強化し、**相談しやすい窓口をつくる**必要がある。
- 障がいのある人の増加に伴って相談件数は増加しており、相談窓口の充実を図る必要がある。
- 多様化するニーズへ対応するため、**相談員の専門性や対応方法の向上、相談支援体制の強化**を図るため、研修やスーパーバイズなどの体制を充実する必要がある。

(3) 権利擁護体制の充実

- ① 成年後見制度の利用促進／② 金銭管理に関するサービスの啓発
- ③ 虐待防止の取り組み

【成果】

- 成年後見制度の利用促進に向けて、制度を必要とする人が早期に相談できる体制を整備するため、令和4年（2022年）3月に中核機関を設置し、専門職や支援機関との連携を図った。
- 障がいのある人への虐待防止のため、市民に対して障がい者虐待に関する情報発信等の啓発活動を行うことにより、広く市民に知らせることができ、市民からの相談件数が増加している。
- 高齢者虐待、児童虐待の分野において、複雑・複合的な課題を抱えたケースにも迅速に対応するため、関係機関との連携強化を図った。
- 「亀岡市女性の相談室」においてDV被害者をはじめとした女性の抱える課題への相談対応を行うとともに、より広く市民への理解を促進し防止につなげるため、「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業を行った。

【課題】

- 高齢化の進展や障がいのある人の増加に伴い、**成年後見制度の利用増加**が見込まれることから、引き続き周知・啓発を通して利用促進を図る必要がある。
- 福祉サービスの利用援助事業においては、複雑・複合化した課題を抱える人の増加により対応も難しくなっており、新規契約に時間がかかっているため、対応の強化が必要である。
- 虐待の早期発見・早期対応が一層重要になっており、**市民への啓発や地域での見守り活動と専門機関との連携の強化**を図る必要がある。

(2)成果指標の達成状況

それぞれの基本目標に対して設定した成果指標の進捗状況を見ると、おおむね目標達成となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、一部の事業では目標達成となりませんでした。改善傾向にあります。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

事業名	成果指標	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)	担当
		策定時	現状	目標	
(1) 安心して暮らし続けられる環境づくり					
ひきこもり家族教室	家族教室の周知	SNS・チラシ等で広報活動を展開している	家族教室や相談窓口のチラシの全戸配布、SNSでの広報を実施し、SNS登録者は増加している	継続して広報し、事業を知っている市民を増やす	社会福祉協議会
障がいのある人の社会参加	市役所全体での障がい者就労施設等からの物品等の前年度調達額	5,504,498円	5,460,277円	前年度調達額更新	障がい福祉課
(2) 日常生活を支える支援の充実					
介護予防普及啓発事業	健康状態が良いと感じている高齢者（65歳以上）の割合	79.7%	78.6%	75%以上	高齢福祉課 健康増進課
生活困窮者自立相談支援事業	新規相談者のうち、支援プランの作成件数	37.0%	38.9%	40.0%	地域福祉課
(3) 災害時の支えあいの仕組みづくり					
災害ボランティアセンター事業	災害ボランティア登録者数	個人登録58人 3団体	個人71人 4団体	個人・団体登録数の増加	社会福祉協議会
災害時要配慮者支援	個別避難計画の作成件数（単年度ごとの件数）	42件	590件	300件	地域福祉課

基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

事業名	成果指標	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)	担当
		策定時	現状	目標	
(1) 市民参加による地域福祉の推進					
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロンの充実	登録団体数： 91団体	登録団体数： 103団体	登録団体数の増加	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動への助成・支援	民生委員・児童委員支援窓口の充実	－ (令和2年度から実施のため)	支援件数10件 (延べ対応回数28回)	支援窓口の周知と支援件数の増加	地域福祉課
(2) ボランティア・市民活動の推進					
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動団体の増加	登録団体数： 32団体	登録団体数： 35団体	ボランティア団体の増加	社会福祉協議会
(3) 新たな担い手の育成					
生涯学習機会の提供	生涯学習事業〔三大シンボル講座（コレージュ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク）〕への参加者数	参加者数： 3,913人	参加者数： 1,654人	参加者数： 4,300人	市民力推進課
ファミリー・サポート・センター事業（相互援助活動事業）	「おねがい会員」への「まかせて会員」による地域の子育て家庭の支援の継続	登録会員数： 1,101人	登録会員数： 1,070人	まかせて会員の必要数の充足	社会福祉協議会

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

事業名	成果指標	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)	担当
		策定時	現状	目標	
(1) 包括的・重層的支援体制の構築					
関係機関とのネットワーク体制の強化	関係機関との連携強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年4回	年4回	年5回	地域福祉課
庁内連携体制の強化	庁内連携体制の強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年1回	年2回	年2回	地域福祉課
(2) 相談窓口機能の充実					
福祉なんでも相談窓口	相談対応の充実	－ (令和2年度から実施のため)	479件	相談対応回数延べ400件	地域福祉課
福祉・生活課題解消支援事業福祉総合相談窓口	相談対応の充実	相談件数：57件 対応回数：80回	相談件数：65件 対応回数：179回	相談回数の増加	社会福祉協議会
(3) 権利擁護体制の充実					
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）	利用者のニーズに対応した支援体制の充実	待機者をなくすことができた	関係機関との連携を密にし、複合的課題を抱える利用者への支援を行った	待機者がいない状態を継続する	社会福祉協議会

4 課題のまとめ

統計資料やアンケート調査、グループワーク、また計画の中間評価を踏まえ、本計画の中間見直しを実施する上での5つの課題をまとめています。

(1)地域のつながりの強化

本市では、人口減少や少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域のつながりがますます希薄化しています。また、地域によって人口構成や地域の状況が異なる中、高齢者世帯や単身世帯、課題を抱え地域で孤立する世帯など支援を必要とする人が増加し、そのニーズも多様化しています。

このような状況の中で、地域行事への参加、世代間の交流の必要性を感じる人も多く、地域のつながりを深める機会づくりや支えあい、助け合いの仕組みづくりが必要となっています。また、社会から孤立している人に対して、一人ひとりの課題やニーズに合わせた支援を行い、社会とのつながりを回復し、社会参加へとつなげる取組も必要です。

地域のつながりを強化していくためには、市民が福祉に関心を持つことができる機会を増やすとともに、地域行事等への参加を促進し、地域への愛着の醸成や支えあい・助け合い活動への参加につながる取組を推進する必要があります。



〈統計資料では〉

- 少子高齢化が進行し、人口減少も続いている。
- 一世帯当たりの人員数は減少し、高齢者世帯が増えている。
- 地域によって人口構成に違いがある。



〈各種調査では〉

- 地域のことに関心のない人が多いと感じている。
- 世代間で交流できる機会が少ないと感じている。
- 地域によって、住民同士のつながりの強さや地域の課題は様々である。

この課題に対して、重点的に取り組みます

★重点的に取り組む項目

★住民同士の顔の見える関係に基づく支えあいや助け合いの仕組みづくり、見守り活動の強化、誰もが社会参加できる環境づくりを進め、安心して暮らせる地域を目指します。

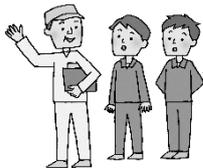
- ➡【基本目標1-(1)-②】困りごとの早期発見
- ➡【基本目標1-(1)-④】多様な社会資源の発掘や把握

(2)担い手の育成と活動支援

人口減少や高齢化、就業年齢の延長などにより、地域福祉活動の担い手不足が深刻化しています。特定の年代や地域に限定せず、現役世代や若者、子ども、団体や企業も含め多様な主体の地域福祉活動への参加を図るため、情報発信の強化や参加しやすいしかけづくりが求められています。また、人権意識や福祉への関心を高めるための福祉教育や世代間交流を推進するとともに、地域福祉の重要性について理解を深め、活動の担い手となる人材のすそ野を広げていく取組が必要です。

また、支援を必要としている人の増加に伴い、福祉の専門職や地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成に取り組んでいく必要があります。併せて、地域福祉活動を団体や地域だけに委ねるのではなく、活動団体への支援や活動をバックアップする仕組みづくりを行い、地域福祉活動の継続的な運営を支援し、地域の支えあいを充実していくことも必要です。

一方で、地域における課題やニーズが多様化する中で担い手の活動も多岐にわたることから、担い手に対する支援を行って負担を軽減し、全市的な活動の活発化を図ることが必要です。



〈各種調査では〉

- 地域の役員などのなり手がいないと感じている。
- 活動の担い手が高齢化していると感じている。



〈施策評価では〉

- 地域の担い手の高齢化・固定化により、地域活動の負担は大きくなっている。
- 市民活動を行う団体の固定化がみられる。

この課題に対して、重点的に取り組みます

★重点的に取り組む項目

★地域福祉活動の活性化を図るため、担い手に対する活動支援と多様な担い手の育成を行います。

- ➡【基本目標2-(1)-④】民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化
- ➡【基本目標2-(3)-③】多様な人材育成のための活動の充実
- ➡【基本目標2-(3)-④】活躍できる場づくりと情報発信

(3) 複雑・複合的な課題に対する相談支援体制の推進

生活上の困難を抱える人は増加傾向であることに加え、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が必要な人が増えています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があります。地域の見守り体制の充実や課題を早期に発見し、適切な支援につなぐ相談支援体制が求められています。

分野にとらわれない相談の受け止めを行い、各支援機関が連携・協働し、多様なニーズに合わせた支援を行っていくことが必要です。また、自ら相談できない人に対するアプローチによる課題の掘り起こしや、支援を拒む人についても、長期間にわたって関係性を築いていく体制を構築する必要があります。加えて、社会とのつながりを回復し社会参加へとつなげるための居場所や交流の場、就労場所も必要となっています。



〈各種調査では〉

- 孤立している人やひきこもり状態にある人の見守りや支援が必要である。
- 誰にも相談せず、支援を受けていない人がいると感じている。
- 困難な事例は、一つの団体だけでは解決が難しく、連携し対応することが必要である。



〈施策評価では〉

- 分野をまたいだ対応困難な事例が増加しており、各課が連携して支援を行う必要性が増している。
- 多様化するニーズへ対応するため、相談員の専門性や対応手法の向上、相談支援体制の強化を図る必要がある。

この課題に対して、重点的に取り組みます

★重点的に取り組む項目

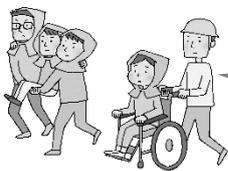
★複雑・複合化した課題に対応するため、各支援機関が連携・協働する仕組みに基づき、長期にわたって市民に寄り添う支援を行っていきます。

- ➡【基本目標 3-(1)-③】複雑で複合化した課題に対する支援
- ➡【基本目標 3-(2)-②】身近で分野にとらわれない相談窓口の充実

(4)災害時支援体制の強化

台風や集中豪雨、地震などの自然災害が頻発する中で、地域の防災訓練など災害に対する意識を高める取組や、一人で避難できない高齢者や障がいのある人などへの見守りや避難支援が大切になっています。本市では、支援者が役割分担をしながら、迅速な避難支援を行うための要支援者名簿と個別避難計画を作成しています。また、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織、関係機関等との連携による避難支援体制の構築が求められています。

一方で、災害が発生した際に要支援者への支援を迅速に行うためにも、日ごろからの地域での声かけや見守り、支えあい活動を促進し、つながりに基づく支援体制づくりを進めることも必要です。



〈各種調査では〉

- 災害時の避難に不安を感じている人が多い。
- 一人で避難できない人への声掛けや安否確認が必要となっている。
- 日ごろからの安否確認や見守りが必要な人が増えている。



〈施策評価では〉

- 一人で避難できない人に対する災害時の支援を行うために、自治会や民生委員等の協力体制や個別避難計画の作成などを引き続き進める必要がある。
- 平常時から災害ボランティアの取組を図る必要がある。

(5)生活支援体制の充実

誰もが安心して暮らしていくためには、一人ひとりが理解され尊重される環境が必要であり、様々な課題を抱えながらも、地域との関わりの中で生きがいを持って暮らし続けられる支援が必要となっています。

特に中山間地域では、日常生活における買い物や通院に不便を感じている人が多く、また、交通機関が発達していたとしても、バリアフリーやユニバーサルデザインでなければ、移動やアクセスに問題が生じることになります。いくつかの地域では、自治会や地区社協等による地域住民主体の移動支援が実施されています。今後も、継続して支援が実施できる体制整備に合わせて、移動を支援することだけでなく、多様な支援を考えていく必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常生活を送ることができるよう、様々な福祉サービスや成年後見制度等の利用につなげていくことが必要であり、こうした制度の周知や充実が必要となっています。



〈各種調査では〉

- 外出支援等、生活に困っている人の支援が必要となっている。
- 高齢者世帯、一人暮らし高齢者が増加し、支援を必要とする人も増えている。
- 福祉サービスなどの情報が十分に届いていない人がいる。

この課題に対して、重点的に取り組みます

★重点的に取り組む項目

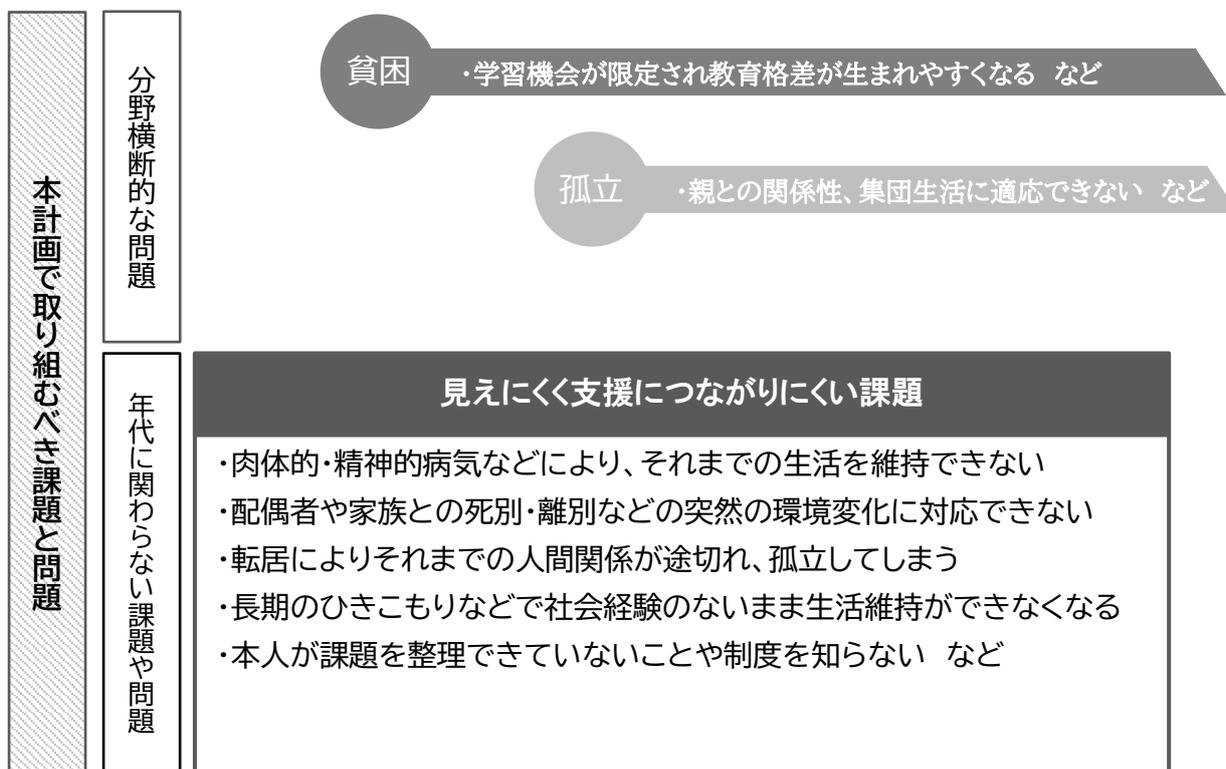
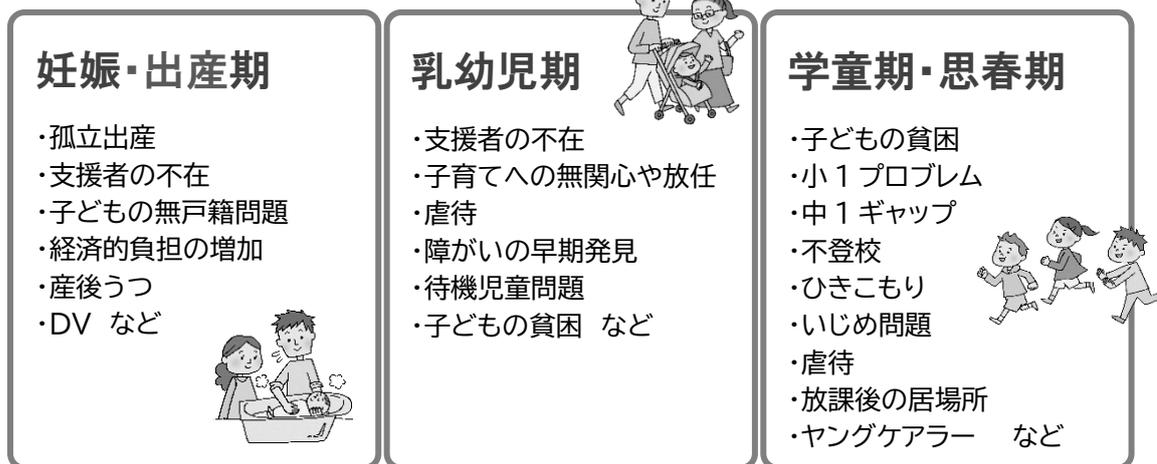
★必要とする人に必要な支援が届くよう、情報発信を強化します。

➡【基本目標 1-(2)-④】情報発信の強化

5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」

この図は、ライフステージごとに考えられる一般的な課題や問題の主なものを整理し、前回計画から引き続き本計画で取り組むべき横断的かつ年代を超えた課題や問題に対応する内容をまとめて示しています。

◆ライフステージ別の「課題」や「問題」



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」が何より重要です。その地域で暮らす誰もが地域の一員として自分らしく暮らしていくためには、支えあいや人のつながりが不可欠となります。地域で暮らす高齢者、障がいのある人、子ども・若者、外国人等がお互いに認めあい、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりを進めることが、みんながともに目指す目標です。

地域福祉をより進めていくためには、年齢や性別、国籍に関わらず、地域で暮らすみんなが参加し、活躍でき、ともに地域を育んでいくことが大切です。誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも笑顔で暮らし続けられるよう、ともに生きるまちづくりを進めるため、支えあいの基盤となる地域づくりや地域福祉活動に参加しやすいしかけづくり、課題を抱える人への支援の充実に向けた取組を進めていきます。

中間見直しにあたっての考え方

中間見直しにおいては、第3期亀岡市地域福祉計画の計画期間中であり、計画の最終年度である令和8年度(2026年度)に向け、施策を推進している段階であるため、基本理念やプログラムの体系の大幅な変更は行わず、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の取組の進捗状況、各種アンケート調査やグループワークの結果、国の動向や社会状況の変化を踏まえ、重点的に取り組む項目や事業の追加等を行うものとします。



地域福祉推進のために本計画で取り組むべきSDGs(持続可能な開発目標)の視点

本市では、SDGsの理念を市民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取組を進めることとしています。

本計画においても関連が大きい10個の目標(下図の網掛け部)について地域福祉を推進する視点として取り入れ、取組を進めます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1〈貧困〉 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2〈飢餓〉 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3〈保健〉 あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4〈教育〉 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5〈ジェンダー〉 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6〈水・衛生〉 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7〈エネルギー〉 すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8〈経済成長と雇用〉 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9〈インフラ、産業化、イノベーション〉 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10〈不平等〉 国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11〈持続可能な都市〉 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12〈持続可能な消費と生産〉 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13〈気候変動〉 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を採る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14〈海洋資源〉 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15〈陸上資源〉 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16〈平和〉 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17〈実施手段〉 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

2 計画の基本目標

市民や活動団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら重層的に支援する仕組みづくりを目指します。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

誰もが必要な支援を受けられるよう支援体制の充実を図るほか、災害時の支えあいを見据えた日常からの見守り等、日常生活を送る身近な地域の中で安心して暮らし続け、社会参加できるためのコミュニティづくりを進めます。



基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

市民の福祉活動への参加が進むよう、福祉教育の機会を提供するほか、ボランティアや活動団体への支援を進め、地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取組が実施されるように努めるとともに、団体等の活動や取組に関する情報を周知し、つながりのある福祉の基盤づくりを進めます。

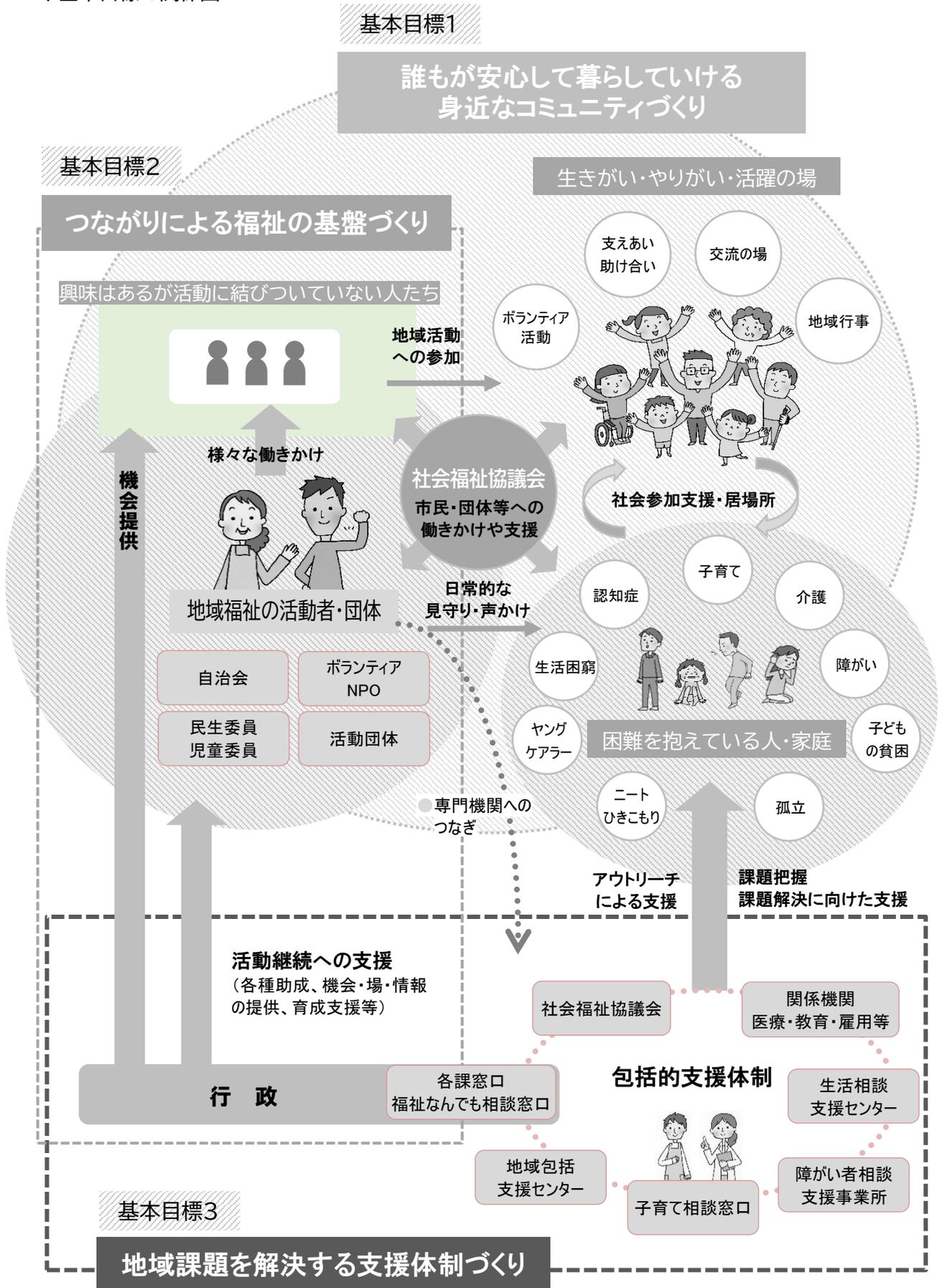


基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

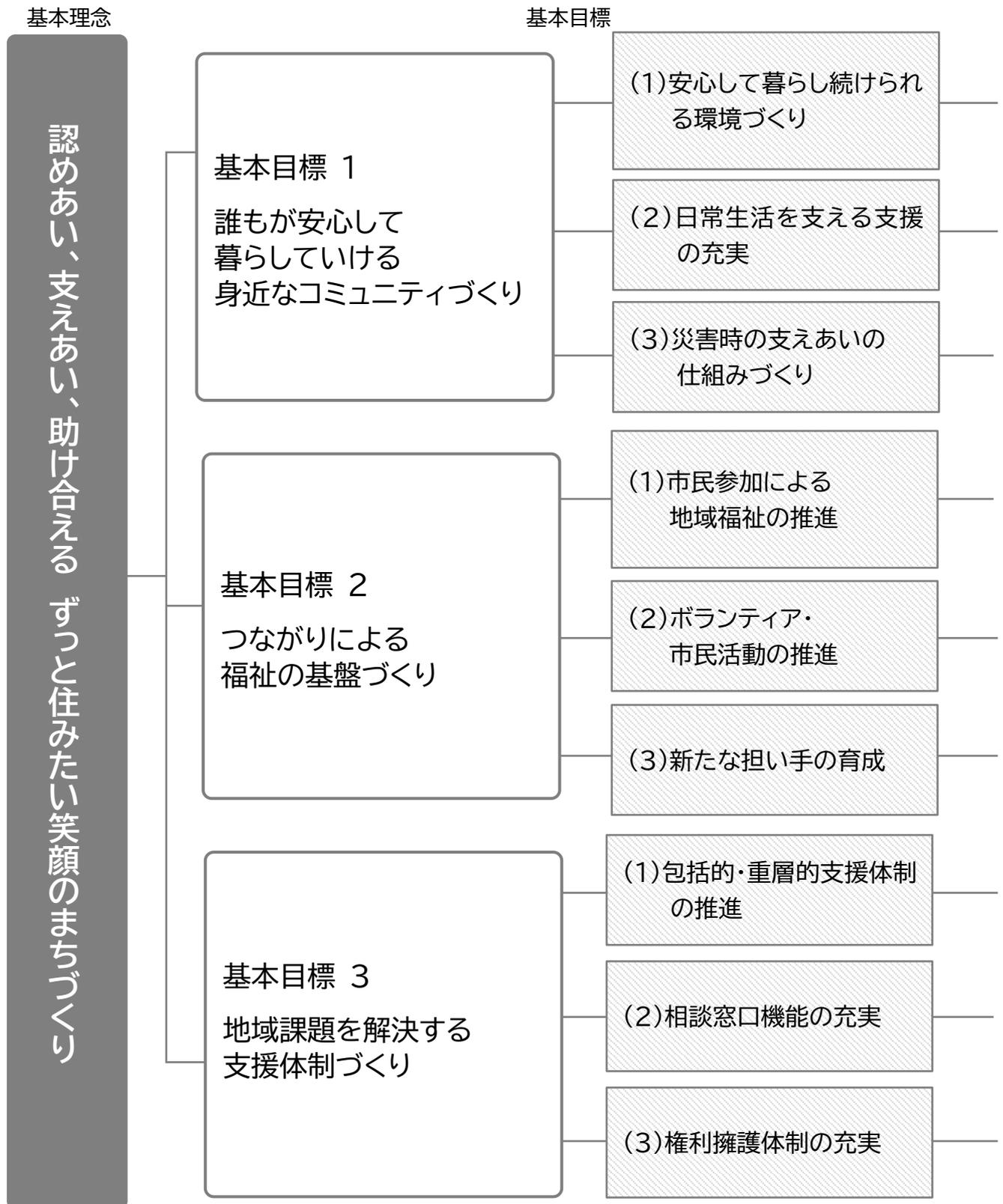
市民同士・地域での支えあい・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につながりにくい課題を抱える人に対し、各関係機関が連携し、包括的・重層的な支援を行います。



◆基本目標の関係図



3 プログラムの体系





【★】は「重点的に取り組む項目」を表しています

施策展開

各目標の変更点

- ①見守り活動の活性化
- ②困りごとの早期発見【★】
- ③地域での居場所づくり
- ④多様な社会資源の発掘や把握【★】
- ⑤生きがいと社会参加の促進



【追加した項目】

- (1)-②困りごとの早期発見
- (1)-④多様な社会資源の発掘や把握
- (2)-④情報発信の強化

- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③生活環境の整備
- ④情報発信の強化【★】

- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

- ①見守り・支えあいの体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化【★】



【変更した項目】

- (1)-④民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化
- (3)-③多様な人材育成のための活動の充実
- (3)-④活躍できる場づくりと情報発信

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進
- ③多様な人材育成のための活動の充実【★】
- ④活躍できる場づくりと情報発信【★】

- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携
- ②関係機関の連携強化と情報共有
- ③複雑で複合化した課題に対する支援【★】
- ④庁内連携体制の強化



【変更した項目】

- (1)包括的・重層的支援体制の推進
- (1)-③複雑で複合化した課題に対する支援
- (2)-②身近で分野にとらわれない相談窓口の充実

- ①各分野の相談窓口の充実
- ②身近で分野にとらわれない相談窓口の充実【★】

- ①成年後見制度の利用促進
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③虐待防止の取組

第4章 プログラムの展開



基本目標1

誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる環境づくり

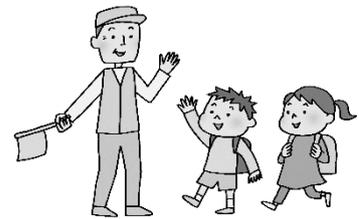


地域住民同士のつながりの輪をつくり、社会参加をしながら、自分らしく生きがいを持って暮らし続けられる環境

方向性

民生委員・児童委員や地域で活動する事業所、活動団体の見守り活動により、顔の見える関係づくりを進め、地域の見守りネットワークの充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自分らしく地域で暮らしていけるよう、生きがいとなるような居場所づくりや地域活動への参加がしやすい環境整備への取組を進めます。



施策展開

①見守り活動の活性化

身近な相談役である民生委員・児童委員、地域で活動する事業所や活動団体が連携し、地域の身近な課題を見過ごすことのないよう見守り活動の充実を図り、必要な支援につなげていきます。

②困りごとの早期発見

★重点的に取り組む項目

ひきこもり状態にある人や社会的に孤立している人など、自ら声をあげることができない人も支援につなげられるよう、見守りの目を増やし、こちらからアプローチを行って信頼関係を築きながら、必要とする支援につなげていきます。

③地域での居場所づくり

地域での孤立防止に向けて、まずは地域住民が地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、地域の身近な公共施設等も活用し、居場所づくりを進めていきます。また、地域の居場所として、ふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

また、性別や国籍などの属性や、高齢や障がい、子育てといった分野に関わらず、多様な住民が集まり、子ども・若者から高齢者まで多世代が交流できる居場所づくりに向けた検討を進めます。

④多様な社会資源の発掘や把握

★重点的に取り組む項目

一人ひとりの持つ課題やニーズに合わせた居場所や就労、ボランティアへのマッチングを行い、だれもが社会参加できるよう、地域の中の社会資源の発掘や把握を行います。

⑤生きがいと社会参加の促進

就労や地域活動等の参加を通じて、誰もが社会と関わりを持ちながらやりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

重点的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【重層的支援体制整備事業】	アウトリーチとは、支援が届いていない人に必要な支援を届けることを言い、長期にわたりひきこもり状態にある人など自ら支援につながる事が難しい人に対して、地域住民や関係機関と連携しながら、支援を必要とする人の把握を行い、対象者に寄り添い信頼関係に基づくつながりの構築を図りながら、継続的な支援を行います。 3年間の方向性 充実	地域福祉課	②
参加支援事業 【重層的支援体制整備事業】	既存の社会参加に向けた事業では対応できない、複雑な生活課題を持つ人々に対して、個人のニーズや課題を正確に理解し、地域社会とのつながりを再構築することで、社会参加を支援します。 3年間の方向性 充実	社会福祉協議会	④
社会的孤立防止対策事業	市民からの相談に応じる相談支援員を配置し、社会福祉協議会と連携して相談支援体制の確立を図ります。また、民生委員・自治会・各活動団体等における見守り活動を推進します。 3年間の方向性 継続	地域福祉課	① ② ③
要支援者発見通報事業	日常的に個人宅を訪問する事業者の通常業務を通じて、安否確認または社会的支援が必要と考えられる要支援者を早期に発見し、各関係機関と連携することで、孤立死・孤独死の未然防止に努めます。 3年間の方向性 継続	地域福祉課	① ②

新規事業

※「新規事業」とは新たに計画に盛り込む事業です

事業名	内容	担当	施策展開
ひきこもりサポート事業	ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。	地域福祉課	② ③
	3年間の方向性 充実		
就労応援事業	ひきこもり状態またはその体験を持つ人が、様々な理由により継続的な就労につながらない状況の改善を支援し、就労へ向かう意欲を高めることで継続的な就労を実現させるとともに、将来的な自立を促し社会参加を促進します。	地域福祉課	③ ⑤
	3年間の方向性 継続		
いきいき健幸ポイント制度	高齢者がボランティア活動を通じて積極的に社会参加をすることによって、介護予防につなげるための制度です。ボランティア活動を行うことでポイントを貯め、電子マネーと交換することができます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	⑤
	3年間の方向性 継続		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
命のカプセル事業	命のカプセルは、万が一の場合に備えて救急時（119番出動）に必要な情報を専用のカプセルに入れて家庭の冷蔵庫に保管するもので、救急隊員がその情報を確認することで適切で素早い救急活動を行うことができます。70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に配布します。	高齢福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
認知症高齢者等の事前登録制度	認知症などにより行方不明になった場合に備えて、事前に氏名等を登録することで、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し早期発見に役立てます。	健康増進課	①
	3年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
福祉電話の設置	重度身体障がい者及びひとり暮らし高齢者等を対象に緊急時の連絡手段や安否確認のため、電話を持っていない人に電話機を貸与します。	高齢福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
亀岡市セーフコミュニティ推進事業	WHO（世界保健機関）が推奨する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づき、地域社会全体の協働の取組として、乳幼児の安全対策、自殺対策、スポーツの安全対策、高齢者の安全対策、交通安全対策、防犯対策、防災対策の7つの対策委員会を設置し安全・安心な活動に取り組めます。	自治防災課	①
	3年間の方向性 継続		
認知症家族支援事業	認知症の人とその家族の安心できる居場所として、認知症カフェを設置し、情報交換や交流を提供します。	健康増進課	① ③
	3年間の方向性 充実		
ひきこもり家族教室	ひきこもりに悩む当事者やその家族が集い、研修や交流等を通して、ひきこもりについて学び、理解を深め、情報交換することで、当事者やその家族の居場所となり、気分転換や心身の負担の軽減、課題の解決につなげます。	社会福祉協議会	③ ⑤
	3年間の方向性 充実		
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課	③
	3年間の方向性 継続		
子育て支援センター事業(かめおかっこひろば)	子育て家庭に対して、「つどい事業」や「こどものあそびば(かめまるランド)」を通して、市民に寄り添った相談・援助活動の推進を行うとともに、相談支援員を中心に子育ての不安や悩みの相談に対応します。また、必要に応じて他機関との連携を図ります。	社会福祉協議会	③
	3年間の方向性 充実		

事業名	内容	担当	施策展開
障がいのある人の社会参加	<p>就労の場の確保、自分に合った就労スタイルの確認、就労後のフォローなど、障がいのある人の就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向け、障がい者就労支援事業所等の関係機関の取組を支援します。</p> <p>また、障がいのある人が自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行えるよう、活動やその活動を支援するNPO・ボランティア団体等への支援を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。</p>	障がい福祉課	⑤
	3年間の方向性 継続		
シルバー人材センターの活用促進	<p>高齢者の就労機会の紹介や提供、開拓により、高齢者の社会参加の促進や生きがい創出に寄与するとともに、重要な役割を担っていく機関として、より安定的に運営がなされるよう活動を支援します。</p>	高齢福祉課	⑤
	3年間の方向性 継続		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
ひきこもり家族教室	家族教室の周知	家族教室や相談窓口のチラシの全戸配布、SNSでの広報を実施し、SNS登録者は増加している	継続して広報し、事業を知っている市民を増やす	社会福祉協議会
障がいのある人の社会参加	市役所全体での障がい者就労施設等からの物品等の前年度調達額	5,460,277円	前年度調達額更新	障がい福祉課

〈コラム〉 いきいき健幸ポイント制度

ボランティア活動を通じて積極的に社会参加し、生きがいや仲間づくり、地域貢献をすることによって、介護予防につなげていただくことを支援するため、高齢者の皆さんを対象として、参加いただいたボランティア活動に対してポイントを付与します。貯めたポイントは電子マネーと交換することができます。

市内の福祉施設や活動団体において、1～2時間程度の活動を行います。

◆活動内容例

- ・レクリエーションなどの補助
- ・ふれあいサロン活動などの運営補助
- ・施設内での高齢者や子どもの見守り、話し相手
- ・施設内外や居室の清掃 など

いきいき 健幸ポイント制度

1 時間以上 2 時間未満:100 ポイント
2 時間以上:200 ポイント
1 日上限:200 ポイント
(1 人あたり上限 5,000 ポイント)
問い合わせ:社会福祉協議会



〈コラム〉 認知症高齢者等の事前登録制度

～認知症の人の安全と家族の安心のために～

認知症などにより、実際に道に迷って帰り道が分からなくなり、行方不明になってしまった時に備えて、氏名や住所、連絡先、写真などを事前に登録することで、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し、早期発見に役立てるための事前登録制度を実施しています。

◆登録するとどうなるの？

警察署や地域包括支援センター、また希望に応じて地域の民生委員に事前に情報提供します。また、見守り用品を配布します。

<お守り名札たがいまーく> 携帯電話やスマートフォンで情報を読み取ることのできる QR コード付きの名札です。

<靴用反射シール> 事前登録者専用のデザインで、靴のかかとや側面に貼るものです。夜間にライトが当たると反射して安全を図ることもできます。



(2)日常生活を支える支援の充実

目指す姿

高齢者や障がいのある人、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常生活を送ることができる環境

方向性

様々な課題を抱えながらも、地域の支えあいの中で、適切な福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らしていける体制づくりや、障がいのある人等の生活を取り巻く環境の整備、生活困窮者に対する早期の対応と就労相談なども含めた継続的な生活再建に向けた支援を行うためのネットワークづくりを推進します。



施策展開

①生活支援サービスの充実

サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられることができるよう、利用にかかる相談支援など総合的な支援の強化・充実を図るとともに、受け入れ態勢の整備（福祉人材の確保や事業所の専門職員の配置など）を進めていきます。

また、高齢者や障がいのある人など、すべての人が行きたいところに行き、安心して生活できるための外出支援等、生活支援サービスの充実を図ります。

②生活困窮者への支援

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることから、関係機関や関係各課等との連携を通じた連絡体制により早期の発見・把握から適切な支援につなげます。

また、相談員によるニーズに合った個別プランの作成、プログラムにより、本人の自立や社会参加に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・他制度、多様な主体による支援を行います。

③生活環境の整備

手話通訳などによる意思疎通支援の推進やデジタルサイネージの設置、バリアフリーの整備など、高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりを進めます。

④情報発信の強化

★重点的に取り組む項目

「どこに相談すればよいか分からない」という市民の声を受け、相談やサービスにつなげるための情報提供体制を強化し、支援を必要とする人に必要なサービスが届く体制をつくりまします。利用者の年齢や身体状況、生活環境など、個別のニーズに応じた様々な方法で、情報発信の充実を図ります。

重点的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
情報発信	広報誌やホームページ、制度のしおり等において各種サービス等に関する情報を充実し、わかりやすく発信します。また、出前講座を活用した対面での情報発信やSNSの活用など、様々な手段を通じた情報発信を推進します。	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 健康増進課	④
	3年間の方向性		

新規事業

※「新規事業」とは新たに計画に盛り込む事業です

事業名	内容	担当	施策展開
地域主体型交通の推進	地域主体型交通は、公共交通を補完する市民協働の取組として、自治会等の地域団体が主体となり、利用者や行先等の条件を設けてデマンド型交通の運行が行われており、亀岡市では、これらの取組に対して支援を行います。	桂川・道路交通課	①
	3年間の方向性		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
介護予防普及啓発事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養及び口腔等に係る介護予防教室等の事業を実施します。	高齢福祉課 健康増進課	①
	3年間の方向性		
敬老乗車券事業	70歳以上の高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保及び外出促進を図るため、市内路線バス及びタクシーが利用できる敬老乗車券を販売します。	高齢福祉課	①
	3年間の方向性		

事業名	内容	担当	施策展開
地域生活支援事業	障がい者等地域活動支援センター事業、ガイドヘルパー派遣事業、日中一時支援事業等の実施により、障がいのある人の地域生活を支援します。	障がい福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
障がい福祉サービス事業	障がい児者が日常・社会生活を営むことができるように必要な障がい福祉サービスに係る給付、その他の支援を行います。	障がい福祉課	①
	3年間の方向性 充実		
福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付制度	外出が困難な重度障がい者に対し、タクシー料金、バス運賃及び自家用車燃料給油等の一部を助成することで、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
生活困窮者自立相談支援事業	亀岡市生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援を実施します。市役所関係部署、関係機関と支援内容の調整会議を行い、連携を図りながら、支援プランを作成し、支援します。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	3年間の方向性 充実		
就労準備支援事業	就労が困難な人に一定期間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	3年間の方向性 継続		
生活困窮者家計改善及び被保護者家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者及び被保護者に対して、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	3年間の方向性 継続		
子どもの学習・生活支援事業	生活に困窮している世帯に対して、子どもの学習習慣や進学に関する相談など、子どもと保護者の双方について必要となる支援を行います。	地域福祉課	②
	3年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
住居確保給付金支給事業	生活困窮者自立支援法に基づき、離職または廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した人または住居を喪失するおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	3年間の方向性 継続		
一時生活支援事業	解雇等により、住居を失った離職者等の生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供することで、生活の再建を図るための支援を行います。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	3年間の方向性 継続		
生活福祉資金貸付事業	所得が少ない世帯や障がいのある人、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯が安定した生活を送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行います。	社会福祉協議会	②
	3年間の方向性 継続		
福祉金庫資金貸付事業	生活の安定と自立更生を目的として、自立更生の意欲がある世帯及び特に必要と認める要援護世帯などに資金の貸付を行います。	社会福祉協議会	②
	3年間の方向性 継続		
亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の普及啓発	手話言語等のコミュニケーション手段の普及により、障がいのある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら生きる共生社会を目指します。	障がい福祉課	③
	3年間の方向性 継続		
合理的配慮の提供	障がいのある人が、社会の中にある障壁によって生活しづらくなならないよう、市役所や事業者に対して何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応します。	障がい福祉課	③
	3年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
介護予防普及 啓発事業	健康状態が良いと感じている高齢者（65歳以上）の割合	78.6%	75%以上	高齢福祉課 健康増進課
生活困窮者 自立相談支援 事業	新規相談者数のうち、 支援プランの作成件数	38.9%	40.0%	地域福祉課

〈コラム〉 住民主体の移動支援について

～暮らしを支え、すべての人の安心につなげるために～

中山間地域など公共交通が不十分な地域や、バス停から遠い地域を中心に買い物や通院に困るという声が高まっています。そのような声に応じて、自治会や地区社協、ボランティアグループなどが主体となり様々な形の「住民主体の移動支援」が始まっています。（東別院町、西別院町、宮前町、畑野町、保津町、旭町、篠町）

実施団体では、保険料やガソリン代などの財源確保に関する課題や、ドライバーの安全性の担保、担い手の確保など様々な課題がありますが、柔軟に地域の特性に合った事業を工夫して展開されています。

一方で、利用者からは「移動支援中の車の中が、お喋りや交流、安否確認や情報交換の場になっている」という声があります。また、ドライバーからは「運転ボランティアをするようになり、普段の運転もより一層気をつけるようになった」という声もあります。

住民主体の移動支援が発展することにより、人々の日々の移動手段を確保するとともに、外出の促進による健康増進や見守りをはじめ、人とのふれあいや交流等につながり、高齢者の場合はフレイル進行の予防にもなります。

こうしたことは、自ら移動することが難しくなっても安心して生き生きと暮らすことのできる地域づくりのひとつであり、地域に暮らすすべての人の安心にもつながります。



(3)災害時の支えあいの仕組みづくり



災害時、要支援者を含めた誰もが取り残されることなく、安全に避難することができる環境

方向性

地域で安心して暮らすため、大型台風や集中豪雨、地震等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の仕組みの強化と充実を図ります。また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取組を進めます。



施策展開

①防災・減災意識の向上

市民一人ひとりが災害時に対応できるよう、防災訓練や講演会を実施し、正しい判断、知識を身につけることで、防災・減災に向けた意識向上のための支援を行います。また、災害ボランティア活動等を推進する中で、被災者の日常生活への復興に向けての支援にも取り組みます。

さらに、亀岡市では災害時、被災地に清潔で快適なトイレを提供するため、移動式トイレトレーラーを導入しています。市民に日ごろの備えや災害時のトイレの問題について啓発を図るとともに、他市からの出動要請に基づきトイレトレーラーの派遣を行います。

②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

災害発生時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等の要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。また、災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別避難計画の作成に努めます。

日頃からの地域での声かけや見守り、支えあい活動を推進するとともに、各地域での防災訓練の充実と民生委員・児童委員等と協力し、名簿に登録されていない要支援者への把握を引き続き行い、つながりづくりが基盤となる支援体制の強化に努めます。

新規事業

※「新規事業」とは新たに計画に盛り込む事業です

事業名	内容	担当	施策展開
防災士養成講座	亀岡市では、防災に関する知識・技能を有し、自主防災会や災害時要配慮者利用施設の防災活動で指導的な役割を果たす防災リーダーを養成するため、防災士の養成に取り組んでいます。	自治防災課	①
	3年間の方向性 継続		
こども防災士養成講座	児童・生徒を対象に体験的な防災教育事業を実施し、災害に対する知識や実践力を身に付け、防災・減災意識の自己啓発と将来の地域を担う防災リーダー層の育成に取り組んでいます。	自治防災課	①
	3年間の方向性 継続		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
防災訓練	災害発生時の情報伝達、応急避難、要配慮者支援など、市民及び関係機関との連携を図り、各種訓練を実施します。	自治防災課	①
	3年間の方向性 継続		
ハザードマップの作成	水害・土砂災害のハザードマップを作成し、市民に周知します。	自治防災課	①
	3年間の方向性 継続		
災害ボランティアセンター事業	災害時のボランティア活動を効果的・効率的に行うために、平常時から訓練等を実施し、住民の防災・減災及びボランティア活動への意識向上を図ります。また、発災時には、災害ボランティアセンターの活動により、被災者の日常生活の復興に向けて支援を行います。	社会福祉協議会	①
	3年間の方向性 充実		
聴覚障がい者・手話通訳者会との災害時対応体制の構築	「亀岡市地域防災計画」及び「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障がい者への支援に関する協定」に基づき、名簿の共有による災害時における安否確認や、避難所等での情報提供など、手話を主たる言語とする聴覚障がいのある人に対する災害時の支援を行います。	障がい福祉課	②
	3年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
災害時要配慮者支援	「災害対策基本法」に基づき、一定の要件に基づき、災害時に自力で避難することが困難な人を対象に、「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」を作成し、自治会等の連携団体への情報提供を行います。	地域福祉課	②
	3年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
災害ボランティアセンター事業	災害ボランティア登録者数	登録者数71人と4団体	個人・団体登録数の増加	社会福祉協議会
災害時要配慮者支援	避難行動要支援者名簿掲載者のうち、同意者の個別避難計画作成率	88.0%	95%	地域福祉課

〈コラム〉万が一の災害に備えて～災害時の要配慮者支援～

近年は、平成30年(2018年)の西日本豪雨をはじめとした自然災害による要支援者(高齢者や障がいのある人など)の被災が目立っています。そのため、日頃から要支援者への災害情報の伝達方法や避難支援の体制を構築していくことがますます必要になっています。

万が一の災害に備えて、いつ、誰が、誰と、どこへ、どのようにして避難するのかなどを地域でも話し合ってみましょう。



◆避難行動要支援者名簿って？

災害が起こった時、自宅から避難所まで「自力で避難することが難しい人(要支援者)」を一定の基準に基づき、あらかじめ把握し、いざという時に要支援者の避難を支援するために作成している名簿です。この名簿は、「災害対策基本法」に基づき、全国の各市町村に整備することが義務付けられており、亀岡市でも地域防災計画に定め、名簿を作成しています。

基本目標2

つながりによる福祉の基盤づくり

(1)市民参加による地域福祉の推進



地域福祉活動やボランティアに意欲や関心のある人が増え、地域の中で日常的な見守りや地域活動が活発に行われる地域

方向性

市民に対して、地域福祉活動への参加を働きかけ、活動を活性化させます。また活動を通じて自ら地域の特性や課題に関心を持ち、地域の課題に主体的に取り組むことができる福祉の基盤づくりを進めます。



施策展開

①見守り・支えあいの体制の充実

地域の見守り活動を活性化するために、地域の見守りネットワークや見守りを行う活動団体等への情報共有や連携を促進するとともに、地域での活動が活発に行われるよう支援を進めます。また、見守り活動の輪を広げ、課題を抱える人を早期に発見し、支援につなげられるよう努めます。

②地域のサロン活動等による地域交流の促進

地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で様々な関わりを持ちながら暮らし続けられるよう居場所づくりを進めます。

また、地域の居場所として子育て世代や障がいのある人、高齢者等、誰もが集まるサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化

地域福祉の推進において中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、自治会や地域団体が行う地域活動への支援や福祉コミュニティの持続と地域のつながりを深めていくための取組を進めます。

また、各種団体の活動が効果的に行われるように、地域の課題を把握し調整する役割を担うコーディネーターを地区ごとに配置する等、地域におけるコーディネート機能を充実させます。

④民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化

★重点的に取り組む項目

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員に対し、必要な知識を習得するための研修の実施、見守り活動に必要な情報の提供や対応への支援、民生委員・児童委員と行政や関係機関との連携を促進するとともに、民生委員・児童委員に対する支援窓口を設けるなど、地域福祉の向上を図る活動を支えるため、民生委員・児童委員に対する支援を行います。また、地域とのつながりを深めるため、民生委員・児童委員の活動内容や地域における必要性の幅広い年代への周知に努めます。

重点的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
民生委員・児童委員活動への助成・支援	高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯などの見守り活動のほか、地域住民の相談や子育て支援などの幅広い活動を行う民生委員・児童委員に対する支援窓口を設けるなど、関係機関と連携しながら民生委員・児童委員へのサポート体制を強化します。	地域福祉課	④
	3年間の方向性 充実		

新規事業

※「新規事業」とは新たに計画に盛り込む事業です

事業名	内容	担当	施策展開
こども宅食見守り事業	こども宅食見守り事業は、子育て世帯の養育困難や養育不安、孤立等による児童虐待等のリスクの高まりを防止し、支援ニーズの高いこどもを見守り、つながり、必要な支援につなげるため、こどもの見守り体制強化を図ります。	子育て支援課	①
	3年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
地域づくり事業 【重層的支援体制整備事業】	各福祉分野で実施されてきた既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、分野を超えた多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うなど、世代や属性を超えて交流できる場や居場所、交流・参加・学びの機会づくりなどの地域活動を検討していきます。	地域福祉課	① ②
	3年間の方向性		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、介護保険によるサービスだけでなく、地域住民、各種団体、事業所、商店など地域の力を結集し、地域の支えあい活動を広げる取組をサポートします。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	①
	3年間の方向性		
地区社会福祉協議会等への支援	地区社会福祉協議会等への支援を行い、住み慣れた地域での小地域福祉活動の推進を行います。また、地区社会福祉協議会等の必要性や理解を深め、住民同士による支えあいの基盤をつくりまします。	社会福祉協議会	①
	3年間の方向性		
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロン活動等の推進を行うことにより、顔の見える関係づくりや見守り活動につながるよう支援を行います。また、地域福祉活動者同士のつながりをつくり、活動者の孤立を防止します。	社会福祉協議会	②
	3年間の方向性		
市民福祉のつどい	「つながりあおう！地域の輪！かめおかの輪！」をテーマに障がい児者、高齢者、親と子、世代を超えて様々な人が集い、交流し、互いに思いやり、共に支えあうまちづくり、福祉コミュニティの形成を目指します。	社会福祉協議会	②
	3年間の方向性		
社会福祉協議会活動への助成・支援	社会福祉活動の強化促進を図り地域福祉活動の推進を図るため、亀岡市社会福祉協議会に対して、福祉活動専門員及びボランティアコーディネーター等を配置するための活動費を助成・支援します。	地域福祉課	③
	3年間の方向性		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
福祉コミュニティ 推進事業	地域のふれあい サロンの充実	登録団体数： 103 団体	登録団体数の 増加	社会福祉協議会
民生委員・児童 委員活動への 助成・支援	民生委員・児童委員 支援窓口の充実	支援件数：10 件 (延べ対応回数 28 回)	支援窓口の周知 と支援件数の増加	地域福祉課

〈コラム〉 亀岡市社会福祉協議会のサロン活動支援

住民が自らの楽しみや生きがいの実現の場として、自由な発想で集まり、おしゃべりし、集う「居場所」づくりがあちこちで始まっています。サロン活動とは、顔を合わせておしゃべりを楽しみ、交流や情報交換などを通じ、みんなの出番を作り、地域の緩やかな見守りや支えあいにつながる活動です。



◆どんな活動をしているの？

地域のサロン活動の場を訪問し、運営相談を行っています。

また、サロン活動の情報を発信したり、活動のための助成金申請等の相談を行う等、地域でサロン活動が活発に行われるような支援をしているほか、サロン団体同士の交流会、研修会なども開催しています。

〈コラム〉 あなたのまちの民生委員・児童委員

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・高齢になり、一人暮らしで心細い
- ・赤ちゃんのことで身近な相談相手がほしい
- ・福祉サービスについてちょっと知りたい



民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からボランティアとして委嘱されています。

活動内容は、高齢者等の見守り活動や地域福祉活動のお手伝いを行っているほか、生活上の悩みなどについて、支援を必要とする人と行政等の関係機関とのパイプ役を担っています。

本市では、地域の方々の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員180名と、主に児童問題に取り組む主任児童委員18名が活動しています。

(2) ボランティア・市民活動の推進



地域で活動するボランティアや団体が増え、地域の課題解決に向けた取組が活発に行われる地域

方向性

様々な機会を通じて市民にボランティア活動への参加を促進することや、地域福祉課題の解決にボランティアの力を活かすために活動しやすい環境の整備や活動の情報発信などボランティア活動の強化を進めます。



施策展開

① 地域福祉活動を行う活動団体への支援

ボランティアの加入促進や社会福祉協議会のボランティアセンターの運営を支援するなど、地域で活動するNPOや活動団体等が継続的に活動できるよう支援を行います。

また、災害時に被災者の救急活動や被災地の復旧を支援する活動を行う災害ボランティアの受け入れ、コーディネートなどを行う災害ボランティアセンターの充実・強化を行います。

② ボランティア活動の情報発信

ボランティアに関する意識を高めるため、福祉教育の一環として、ボランティア体験を実施するなど、ボランティアに関する意識啓発に努めます。

市民にボランティア活動への参加を促進するため、様々な媒体を活用した情報発信に努め、子ども・若者から高齢者まで興味や関心を持ってもらえるよう、それぞれの世代に応じた情報発信を工夫します。

また、近年の動向を鑑み、インターネットを活用した情報発信や、市民による情報発信ができる仕組みづくりを進めます。

③ 市民協働の促進

相談業務等の活動支援や市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能の強化を図ることで、多様な主体の協働に対する理解を深め、地域の課題解決を進めていく仕組みや基盤づくりを推進する支援を行います。

また、多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所及び地元大学等へ協働を促す情報発信を充実させます。

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
支えあいまちづくり協働支援金	地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた市民活動団体等の自主的な取組を資金面から支援することを目的として、子育て支援・自然環境の保全・農林振興、その他様々な分野に取り組む立上げ期の団体の事業を広く支援します。	市民力推進課	① ③
	3年間の方向性 継続		
かめおか市民活動推進センター	市民活動を支援するための拠点として、情報の収集及びインターネットや紙面を通じた情報提供、市民活動に関する相談、相互交流、各種講座等の実施のほか、活動の場の提供などを行います。	市民力推進課	② ③
	3年間の方向性 継続		
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相談やコーディネート・情報提供などを行い、ボランティア活動を広く支援します。	社会福祉協議会	② ③
	3年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動団体の増加	登録団体数： 35 団体	ボランティア団体の増加	社会福祉協議会

〈コラム〉 社会福祉協議会 ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、福祉に関係の深いボランティアグループと、個人ボランティアが登録しています。「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなげるサポートを行っています。



◆どんなサポートをしているの？

ボランティアグループに対し、運営相談やボランティア保険補助、助成金の紹介や申請相談、チラシ等を活用した広報などを行っています。

また、ボランティアを必要としている人とのマッチングやボランティア講座や研修会の開催等、地域で活発にボランティア活動が行われるよう支援をしています。

そのほかにも、集めて送るボランティアとして、エコキャップ、未使用切手、ハガキなどの受付も行っています。

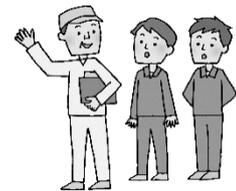
(3)新たな担い手の育成



若者から高齢者まで地域福祉活動に関心のある人が担い手として育ち、様々な人が活躍することができる地域

方向性

地域活動の活性化や充実した活動が続けられるよう、新たな担い手の発掘・育成を進め、幅広い世代間交流などによるつながりを深めていきます。



施策展開

①生涯を通じて行う福祉教育の推進

地域福祉の輪を広げるため、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を提供するとともに市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、子どもから大人まで様々な世代に対し、ともに学びあう機会をつくり、地域に根差した福祉教育の場を提供します。また、市民が積極的に参加できるよう周知に努めます。

②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進

高齢者や障がいのある人、外国人等の様々な立場の人の状況や心情を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障がいや疾病の有無に関わらず尊重しあうことができるよう、教育や啓発の場を通じて人権意識の醸成を図るとともに、様々な事業を通じて地域福祉を身近なものとして感じることができる環境づくりに努めます。

③多様な人材育成のための活動の充実

★重点的に取り組む項目

研修会や講演会など様々な機会を通じ、立場の違う人をお互いに理解し尊重しあうことができるよう、人権意識の醸成や合理的配慮の周知等に努めます。

また、地域活動への参加を促進する中で、性別や年齢を問わず、地域福祉を正しく理解し、主体的に地域福祉課題の解決に取り組むことができる人材の育成とともに、活動の中心となるリーダーの育成を図ります。

④活躍できる場づくりと情報発信

★重点的に取り組む項目

子育てを終えた人や地域に関心を持っている若者、退職した人など地域の中にある様々な技術や経験を持った人が、気軽に地域福祉活動に参加できるように活動内容をわかりやすく発信するとともに、活躍できる環境を整えます。

また、若い世代に対しては、SNS等のデジタルツールの活用や、文化芸術、スポーツ、観光等と連携しながら、若者が興味をもって入りやすい環境づくりを行うことや、誰かに相談しやすい体制を整えることで、地域福祉活動につなげるような参加促進を図ります。併せて、地域福祉に関する若者の生の意見や提案を集め、活かしていく仕組みづくりについても検討していきます。

重点的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
認知症啓発事業	認知症についての理解を深めるため、「認知症市民公開講座」、「認知症サポーター養成講座」、「アルツハイマー月間に関する啓発活動」等を実施します。	健康増進課	① ② ③
	3年間の方向性 継続		
障がい者の理解を深める市民への啓発事業	障がいのある人、障がい者団体及び市民を対象に、障がい者問題について市民の理解と認識をさらに深めるための啓発事業を実施します。	障がい福祉課	② ③
	3年間の方向性 継続		
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぎ、子育て世代を支え、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。また、住民のニーズを聞き取り、利用しやすい活動内容の充実を図ります。	社会福祉協議会	④
	3年間の方向性 充実		
寄り添いサポーター活動	高齢者や障がい者施策の支援枠の有無に関わらず、社会的孤立状態の人等を対象とした、訪問・見守りを基本とした活動を行います。	社会福祉協議会	③ ④
	3年間の方向性 充実		
くらしのサポートサービス事業	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で他の福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し、市民の参加と協力により、非営利のボランタリーな活動を基盤とした住民相互の助け合いによる福祉サービスを提供し、在宅福祉の充実と市民の福祉活動への積極的な参加を促します。	社会福祉協議会	③ ④
	3年間の方向性 充実		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
生涯学習機会の提供	3大シンボル講座であるコレージュ・ド・カメオカや亀岡生涯学習市民大学、丹波学トークをはじめ、様々な学習機会を提供します。	市民力推進課	①
	3年間の方向性 継続		
福祉教育	市内の小・中学校・義務教育学校・高等学校で実施される福祉教育で、児童・生徒が学びを深められるように、講師の紹介や福祉教育備品の貸し出し等を行い支援します。	社会福祉協議会	①
	3年間の方向性 充実		
夏休み社会福祉体験学習事業	夏休みの期間中に、中学生・高校生が社会福祉施設や地域の様々な活動の場に参加し、子どもや高齢者、障がいのある人たちとのふれあいや交流の機会を提供します。	社会福祉協議会	①
	3年間の方向性 充実		
隣保館で実施している地域福祉事業	人権問題をはじめとした相談業務の他、隣保館サービス事業等の実施や子育て支援事業など、地域に密着している施設としてきめ細やかな福祉事業を展開します。	人権啓発課	②
	3年間の方向性 継続		
人権教育学習機会の提供	様々な人権課題への理解を深めるとともに、日常生活において差別を許さない態度や行動に表れるように人権教育講座や人権教育指導者研修会、亀岡市女性集会の実施など、人権教育に関する学習機会を提供します。	社会教育課	②
	3年間の方向性 継続		
障がい者差別解消の取組	障がいのある人に対する理解を深めること、人権意識を高めること、障がいのある人の社会参加の促進及び全市民に合理的配慮の提供を意識づけるため、障がい者差別解消に係る啓発情報の発信及び、全市民を対象に障がい当事者による啓発活動等を行います。	障がい福祉課	②
	3年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
部落差別解消の取組	部落問題をはじめとした各種人権問題に対して、人権啓発日より「きずな」の発行等の広報活動、「ヒューマンフェスタ」や街頭啓発等の人権啓発事業を行います。また、地域住民・企業等における人権啓発推進組織の主体的な人権啓発活動を促すための活動支援を行います。	人権啓発課	②
	3年間の方向性 継続		
ヘイトスピーチの解消	「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、「亀岡市の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を推進します。	人権啓発課	②
	3年間の方向性 継続		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
生涯学習機会の提供	生涯学習事業〔三大シンボル講座(コレッジユ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク)〕への参加者数	参加者数： 1,654人	参加者数： 4,300人	市民力推進課
ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動事業)	「おねがい会員」への「まかせて会員」による地域の子育て家庭の支援の継続	登録会員数： 1,070人	まかせて会員の必要数の充足	社会福祉協議会

〈コラム〉 夏休み社会福祉体験学習

～楽しく学ぼう☆福祉体験！仲間や思い出づくりにも！～

亀岡市社会福祉協議会では、市内の高齢、障がい、児童(保育)関連の施設が協力し、夏休みを利用して中高生を対象とした施設での体験学習を実施しています。高齢者や障がいのある人のことをもっと知りたい、卒園した施設で幼児と楽しく触れ合いたい、夏休みを有意義に過ごしたい、将来福祉の仕事を目指したい等、動機は問いません。気軽に“福祉”について触れるきっかけにしていきたいと思っています。



〈コラム〉 地域の身近な福祉と人権の拠点

市内の各文化センターでは、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、健康づくりや手芸・料理教室、パソコン講座などの事業を定期的
に開催するとともに、地域の身近な相談窓口として市民の問い合わせな
どに応じています。

また、地域に開かれた施設として、会議室やホールなどの貸館を行い、
市民の自主的なサークルや地域活動などに活動場所を提供しています。

その他、児童館では、次代を担う子どもたちの健全な育成をサポートするため、子育てサロ
ンや各種体験学習なども開催していますので、気軽にご参加ください。



〈コラム〉 自分のペースで交流できる「巡り堂」

～若い世代の居場所づくり・つながりづくり～

画材循環プロジェクト「巡り堂」は、みずのきカフェ(みずのき美術館)を拠点に活動して
います。家庭などで不要となった画材や文房具を再利用する有償ボランティア活動を通じ
て、ひきこもりや不登校、中退や早期離職など、社会から孤立したり困難を抱える若い世代
を対象に、居場所づくりや社会とのつながりづくりを行っています。

様々な人が参画しており、そのなかで若者が主体的に活動を行っています。

- ・使用済みの画材、文具類を仕分けし、クリーニングします
- ・画材を渡すイベントを開催したり、外部のイベントに出店したりします(参加は任意)
- ・無理なく自分のペースで参加できます

〈コラム〉 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を
深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動で
す。

亀岡市では、市内37団体で構成する亀岡地区推進委員会を中心に啓発活動等の取組を進
めています。

基本目標3

地域課題を解決する支援体制づくり

(1) 包括的・重層的支援体制の推進



地域における様々な課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることができる体制

方向性

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。



施策展開

① 各福祉団体や地域の住民組織との連携

地域における課題や市民のニーズを把握するため、市民の身近な存在である民生委員・児童委員や各福祉団体、地域の住民組織との連携強化を図ります。

また、関係機関への情報共有ができる仕組みづくりを行います。

② 関係機関の連携強化と情報共有

複雑化・多様化する市民のニーズに対応するため、支援を行う関係機関との情報共有を行うなど、連携を強化し、相談者の負担の軽減を図ります。

③ 複雑で複合化した課題に対する支援

★重点的に取り組む項目

困った時にどこに相談してよいか分からない人や、8050問題など解決が困難で様々な関係機関が連携して支援していく必要がある課題に対応するため、分野横断的な支援体制や、市民、地域、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で連携しながら重層的な支援を実施します。

④ 庁内連携体制の強化

地域福祉課題を解決するため、市役所内において福祉関係課だけでなく、人権、防災、環境、住宅等様々な分野の担当課も含め、横断的な連携体制を強化します。

重点的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
多機関協働事業 【重層的支援体制整備事業】	<p>単独の支援機関では対応が難しい複雑・複合化した事例について、多機関の協働による支援を実施するとともに、「福祉なんでも相談窓口」を多機関協働事業の中核機関として位置づけ、「重層的支援会議」「支援会議」を開催して、課題把握や支援機関の役割分担、支援の方向性を定める等の調整を行います。</p> <p>3年間の方向性 充実</p>	地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 生活相談支援センター 社会福祉協議会 他	③
自殺対策事業	<p>セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会を構成する様々な関係機関と連携し、多重債務解決支援やゲートキーパー養成、悩みを抱える人を支援につなげる啓発活動などの取組を行います。</p> <p>3年間の方向性 充実</p>	地域福祉課	① ② ③ ④
関係機関とのネットワーク体制の強化	<p>複雑・複合的な課題を抱える相談者に対して、セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会や生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議など、様々な関係機関が連携して円滑な支援をしていけるようなネットワーク体制の中で情報共有を進め、連携強化を図ります。</p> <p>3年間の方向性 充実</p>	地域福祉課	① ② ③ ④
庁内連携体制の強化	<p>障がい、高齢、子ども等の福祉担当課をはじめ、人権、防災、環境、住宅など様々な関係課で構成する庁内連携会議を組織し、担当者間での情報共有を行う等、庁内連携体制の強化を図ります。</p> <p>3年間の方向性 充実</p>	地域福祉課	① ② ③ ④
利用者支援事業 「基本型」	<p>子どもやその保護者、妊娠中の人などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな利用者支援を実施します。また、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、より良い子育て環境の整備を図ります。</p> <p>3年間の方向性 継続</p>	子育て支援課	① ② ③ ④

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
関係機関とのネットワーク体制の強化	関係機関との連携強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年4回	年5回	地域福祉課
庁内連携体制の強化	庁内連携体制の強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年2回	年2回	地域福祉課

〈コラム〉 関係機関連携による支援体制

～複雑で複合的な課題の解決に向けて～

自殺の防止や生活困窮者支援のため、司法書士会や地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの関係機関からなるネットワークを構築し、関係機関同士の関係づくりや情報共有を行いながら、課題を抱える人に対し連携して支援を行っています。



相談者の抱える課題は一つとは限らず、介護、障がい、子育てなど様々な課題を複合的に抱える場合が多くあります。こうした課題に対応するためには、様々な関係機関が連携し対応することが必要です。

◆どんなメンバーで構成されているの？

<セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会>

学識経験者や司法書士会、南丹保健所、地域包括支援センター、医師会、薬剤師会、警察署、民生委員児童委員協議会、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活相談支援センター、行政で構成されています。様々な専門機関との意見交換により、より効果的な自殺対策の施策展開につなげていけるよう取り組んでいます。

<生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議>

司法書士会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、公共職業安定所、なんたん障害者就業・生活支援センター、京都府教育委員会認定フリースクール 学びの森、なんたん地域若者サポートステーション、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、南丹保健所、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活相談支援センター、行政で構成されています。関係機関同士の顔の見える関係性づくりを行うことで、事業が円滑に機能するよう取り組んでいます。

(2)相談窓口機能の充実

目指す姿 市民が抱える様々な生活課題等が身近な相談窓口で、分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげられる体制

方向性

地域の様々な相談を分野に関わらず受け止めることができる相談窓口機能の充実を図るとともに、誰もが気軽に相談できるよう相談窓口を周知します。

また、相談機関が連携して、包括的・重層的な支援につなげるための総合的な相談体制を構築します。



施策展開

①各分野の相談窓口の充実

高齢者、障がいのある人、子育て世帯等、それぞれのニーズに対応するために、各分野の相談窓口の充実を図るとともに、相談機関が各分野の専門性を活かしながら、連携することができる仕組みづくりについて検討を進め、複合的な課題に対する相談体制の充実を図ります。

②身近で分野にとらわれない相談窓口の充実

★重点的に取り組む項目

誰もが気軽に安心して相談できる環境づくりのために、民生委員・児童委員や各種相談窓口の周知を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、さらには地域における文化センター(隣保館)など既存のあらゆる相談・支援機関と連携が図れる仕組みづくりに努めます。

また、どこに相談したらよいか分からないという市民ニーズに応えるために設置している「福祉なんでも相談窓口」が、市民にとって、さらに身近な相談窓口となるよう情報発信や関係機関との連携を強化します。

重点的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
いのちささえる相談窓口事業	死を考えるほどつらい悩みを抱えている人やその家族に対して、電話や面談による相談支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。	地域福祉課	① ②
	3年間の方向性		

事業名	内容	担当	施策展開
高齢者の相談窓口の充実 (地域包括支援センター業務)	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面で支援を行うための総合相談を行います。また、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごと、地域における介護予防等の活動に対応します。	高齢福祉課	① ②
	3年間の方向性		
福祉なんでも相談窓口	広範囲にわたる福祉施策がある中、相談先が分からないという市民ニーズに対して、課題を整理し、適切な支援につなぎます。また、社会的に孤立している人及びひきこもりの人等に対する相談窓口を開設します。	地域福祉課	②
	3年間の方向性		
福祉・生活課題解消支援事業	分野を限定せず、気軽に分からないことや不安を打ち明けられ、相談ができる場所、相談の入り口となることで、解決につながるような情報提供や、必要に応じての専門機関への橋渡しを行います。	社会福祉協議会	②
	3年間の方向性		

新規事業

※「新規事業」とは新たに計画に盛り込む事業です

事業名	内容	担当	施策展開
かめおか多文化共生センター	相談員が亀岡市に住んでいる外国人の生活に関する相談や困りごとを聞き取り、情報提供や関係機関への取次ぎを行います。	文化国際課	①
	3年間の方向性		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
子育てに関する相談窓口の充実 (家庭相談員及び母子・父子自立支援員、ヤングケアラーコーディネーターによる相談)	児童(18歳未満)の生活習慣・しつけ・ヤングケアラー・不登校・非行、そのほか発達上気になること、並びに児童虐待等の子どもや家庭における子育ての問題や悩みについて、相談対応・助言を行います。また、ひとり親家庭の抱える問題に対する各種相談や助言・指導のほか、必要な支援を行うことで、自立を促します。	子育て支援課	①
	3年間の方向性		

事業名	内容	担当	施策展開
妊娠期からの切れ目ない相談支援体制の整備	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、個々の状況に合わせ、専門性を備え当事者目線で支援します。また、市内の母子保健・子育て支援機関等と連携し、円滑な支援体制を構築します。	子育て支援課	①
	3年間の方向性 継続		
市民相談事業	市民の安全・安心を確保し、市民生活を擁護するため、市民にとって身近で信頼のおける相談窓口として、常設の市民相談に対応するため専門相談員を配置するとともに、弁護士による法律相談、税理士・司法書士による相続相談や総務省行政相談委員による行政相談等を行います。	市民課	①
	3年間の方向性 継続		
消費生活相談事業	消費者の利益の擁護及び推進を図り、安全で安心な消費生活が営めるよう、消費生活センターにおいて、消費者からの相談等に対応するため消費生活相談員を配置しています。 消費者トラブルを解決するため、助言や必要に応じて事業者とあっせん等を行います。	消費生活センター (市民課)	①
	3年間の方向性 継続		
障がい者生活支援事業(亀岡市相談支援事業)	市民に身近な相談機関として、当事者や家族からの相談、在宅福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、情報提供等地域生活に必要な支援を総合的にを行います。	障がい福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
障がい者相談員事業	市から委嘱を受けた当事者やその家族等が、相談員として市民からの相談や障がいのある人の自立、社会参加の促進、障がい福祉に関する知識の普及等、地域生活のための支援を行います。	障がい福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
障がい福祉サービス事業(相談支援事業)	障がい児者の日常生活の中で生じるニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じ適切に障がい福祉サービスの支給決定につなげるため特定相談支援事業所の指定及び監査を実施します。	障がい福祉課	①
	3年間の方向性 継続		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
福祉なんでも 相談窓口	相談対応の充実	相談件数:110件 対応回数:479回	相談窓口の周知 と相談回数の増加	地域福祉課
福祉・生活課題 解消支援事業	相談対応の充実	相談件数:65件 対応回数:179回	相談回数の増加	社会福祉協議会

〈コラム〉 妊娠期から子育て中のみなさんへの相談支援

亀岡市では、妊娠期から子育て中のみなさんへ次のサポートをしています。

- ・母子健康手帳の交付、妊婦訪問
- ・一人ひとりのニーズに合った情報提供
- ・電話や来所、メール、訪問などでの相談の受付
- ・シングルサロン
- ・ダブルケアサロン など



～子育てサポートで府内 No.1 へ～

亀岡市は、令和4年(2022年)8月22日に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言しました。安心して子育てできる環境づくりや、子どもたちが健やかに育つまちづくりのため、子どもファースト事業に取り組み、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指しています。

◆子どもファースト事業

- ・こども医療費 18歳まで拡大と無償化
- ・保育料第2子以降全て無償化
- ・保育所(園)・幼稚園・こども園でおむつの提供、処理の無償化
- ・放課後児童クラブの一家庭2人目以降無償化、平日午後7時まで延長、土・日曜日、祝日の実施
- ・図書館中央館リニューアルによる読書に親しむ環境づくりや図書館ギャラリー分館を子ども図書館へリニューアル
- ・高校生まなび応援事業(2人目以降の高校生の授業料を補助)
- ・ヤングケアラー支援体制の強化

〈コラム〉福祉に関する困りごと相談

～福祉なんでも相談窓口～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか分からない福祉に関する様々な困りごとを相談できる窓口として「福祉なんでも相談窓口」を開設しており、ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける「ひきこもり相談支援窓口」も併せて開設しています。

相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。自分のこと、近所のことなどお困りのことがありましたら、一度ご相談ください。



〈コラム〉外国人の方のための相談窓口

～かめおか多文化共生センター～

かめおか多文化共生センターでは、亀岡市に暮らす外国人住民に対して、生活相談などを通して困りごとや不安を解決する支援を行います。

- ・ワンストップでの多言語相談窓口(電話・窓口・メールなど)
- ・通訳や翻訳などの言語サポーター等の登録と紹介
- ・生活に必要な情報や防災・災害の情報の提供
- ・研修会やイベントの開催



生活の中でわからないことや困っていることがあれば、誰でも無料で相談できます。

◆こんな相談にお答えします

- ・亀岡市に引っ越してきたけど、駅や銀行など、どこに何があるのかわからない
- ・子どもを学校に通わせたいけど、どうすればいいのかわからない
- ・防災訓練があると聞いたけれど、よくわからない。避難所？地震や洪水って何？
- ・ごみの出し方がわからない
- ・働いているけど、日本語がまだよくわからない

(3)権利擁護体制の充実



高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVをなくし、認知症の人や障がいのある人等が安心して自立した地域生活を送ることができる体制

方向性

認知症の人や障がいのある人等が自立した地域生活を送るため、成年後見制度、金銭管理、虐待防止などにより、様々な問題を抱える生活者、当事者の権利を明確にし、擁護する体制をつくります。



施策展開

①成年後見制度の利用促進

被後見人の財産管理や日常生活について、後見人や親族、福祉、医療、地域等の関係者が連携して支援していく必要があり、その機能を担う「成年後見制度中核機関」を設置・運営し、「亀岡市成年後見制度利用促進基本計画（第2期）」に基づき、成年後見制度の広報、相談、利用促進、支援等を行います。

②金銭管理に関するサービスの啓発

日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理を自己の判断で適切に行うことが困難な人が、適切にサービスを受けられるよう、権利擁護に関する啓発や相談窓口の充実に努めます。

③虐待防止の取組

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の対応に向けた関係機関での連携を強化します。

新規事業

※「新規事業」とは新たに計画に盛り込む事業です

事業名	内容	担当	施策展開
亀岡市成年後見制度中核機関	成年後見制度が必要な人を発見し、早期に相談・対応できる体制を整え、誰もが安心して生活を送ることができるようにするため、地域連携ネットワークの核となる機関である「成年後見制度中核機関」を設置・運営し、成年後見制度の周知・啓発、相談や申し立ての支援、関係機関との連携体制構築等を行います。	高齢福祉課	①
	3年間の方向性 継続		

具体的な取組

事業名	内容	担当	施策展開
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図ります。制度の利用において、配偶者や二親等以内の親族がいない場合、本人や親族等が事情により申し立てできない場合は市長が審判の申し立てを行います（市長申し立て）。また、本人が成年後見人等への報酬を支払うことで生活困窮に陥る場合には市が報酬助成を行い、利用者が安心して生活できるよう支援します。	高齢福祉課 障がい福祉課	①
	3年間の方向性 継続		
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	個人の尊厳と利用者自身の意思決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を社会福祉協議会が支援することで、誰もが“いきいき”と“安心して”暮らせるように支援します。	社会福祉協議会	②
	3年間の方向性 充実		

事業名	内容	担当	施策展開
高齢者虐待防止対策の推進	市民が気軽に相談できる高齢者虐待相談窓口を市及び亀岡市地域包括支援センターに設置するとともに高齢者虐待について市民周知を行うなど、虐待防止に向けた取組を推進します。また、複合的な要素が絡んだ虐待事案にも適切かつ迅速に対応するために、亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関や団体が連携して対応できる体制づくりを行います。	高齢福祉課	③
	3年間の方向性 継続		
児童虐待防止対策の推進	子ども家庭総合支援拠点機能整備により、児童虐待対応や地域の子ども家庭支援体制を強化します。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けた児童をはじめとする保護を要する児童等（要保護児童、要支援児童、特定妊婦）に関する情報の交換や支援協議を行い、関係機関との連携強化、支援体制の構築、要保護児童の早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課	③
	3年間の方向性 継続		
障がい者虐待防止対策の推進	障がい福祉課及び障害者相談支援センター「お結び」を虐待相談窓口として設置し、市民からの相談のほか、障がい者虐待に関する情報発信等、虐待防止に関する取組を推進します。	障がい福祉課	③
	3年間の方向性 継続		
DVの未然防止に向けた啓発	毎年、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、暴力をなくすためのメッセージや、お互いを理解し大切にするためのメッセージを記入してもらった“パープルリボンメッセージ展”を開催します。また、配偶者からの暴力をなくす啓発活動として、啓発物品の配布を行います。	人権啓発課	③
	3年間の方向性 継続		
DV被害者への支援	「亀岡市女性の相談室」について、DV被害者をはじめとした女性が抱えるあらゆる問題・課題の相談に対応できるよう、各関係機関との連携も含め相談体制の充実を図ります。	人権啓発課	③
	3年間の方向性 継続		

成果指標

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【目標】	担当
福祉サービス 利用援助事業 (地域福祉権利 擁護事業)	利用者のニーズに対応 した支援体制の充実	関係機関との連 携を密にし、複 合的課題を抱え る利用者への支 援を行った	待機者がいない 状態を継続する	社会福祉協議会

〈コラム〉 亀岡市子どもの権利条例

～すべての子どもが幸せに育っていくために～



平成元年(1989年)に国連において、「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)が制定されました。世界中の子どもたちもつ権利を定めた条約であり、子ども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることが明確にされました。

◆子どもの権利条約の考え方「4つの原則」

- ・差別の禁止 (差別のないこと)
- ・子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいことが第一に考えられること)
- ・生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること)
- ・子どもの意見の尊重
(子どもが自由に意見を表し、意味のある参加ができること)

亀岡市では、平成30年(2018年)に、「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもが生きていくうえで欠かせない権利を守ることを約束し、「子どもにとって一番良いこと」の実現を目指しています。

〈コラム〉 成年後見制度ってなに？

～安心して暮らしていくために～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、様々な契約を結んだりする必要があるがあっても自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



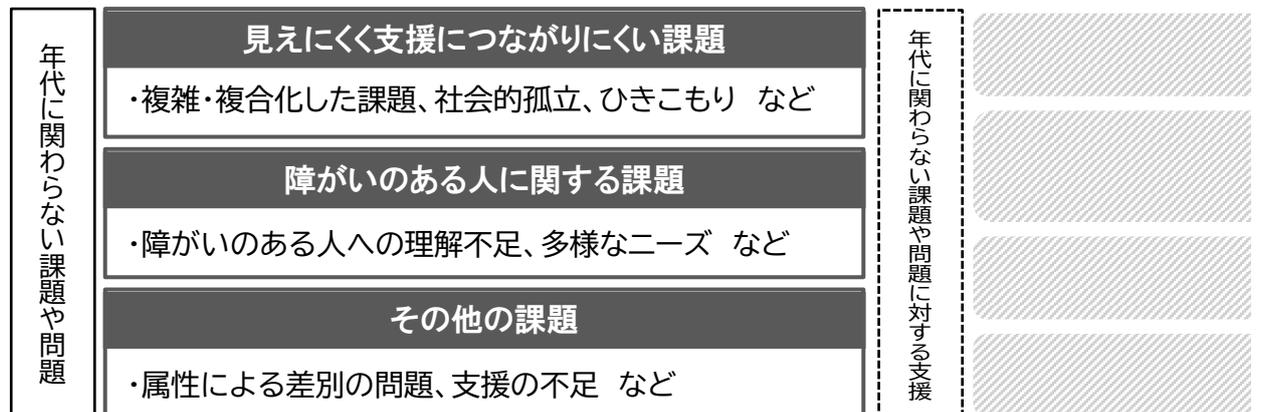
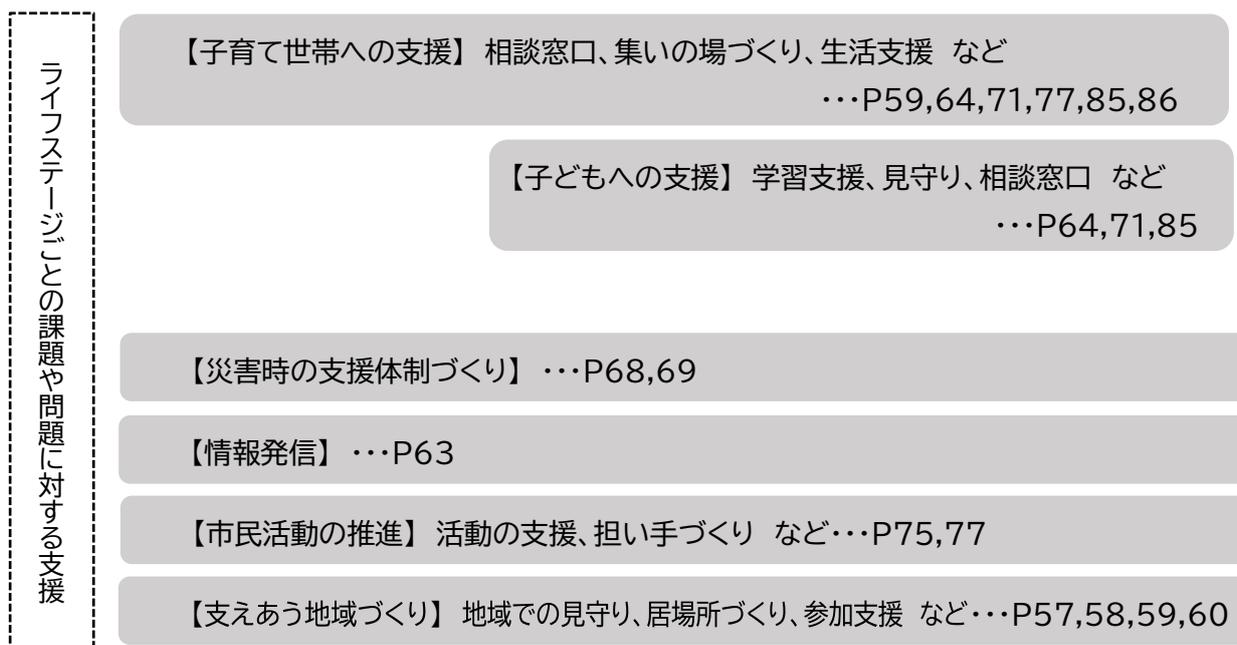
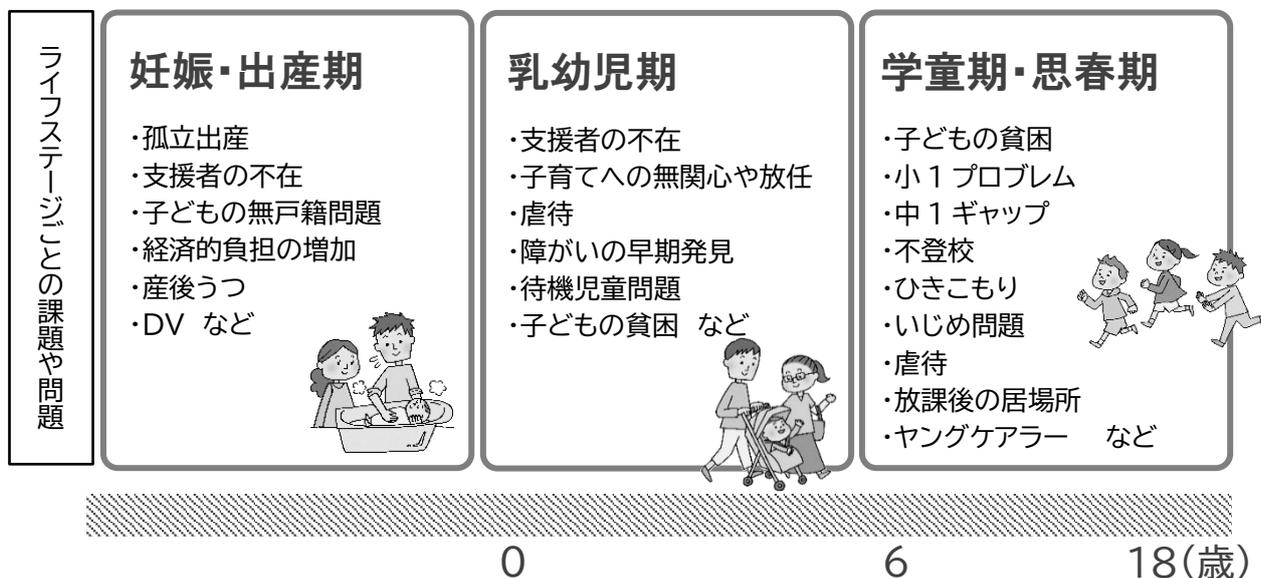
◆亀岡市成年後見制度利用支援事業

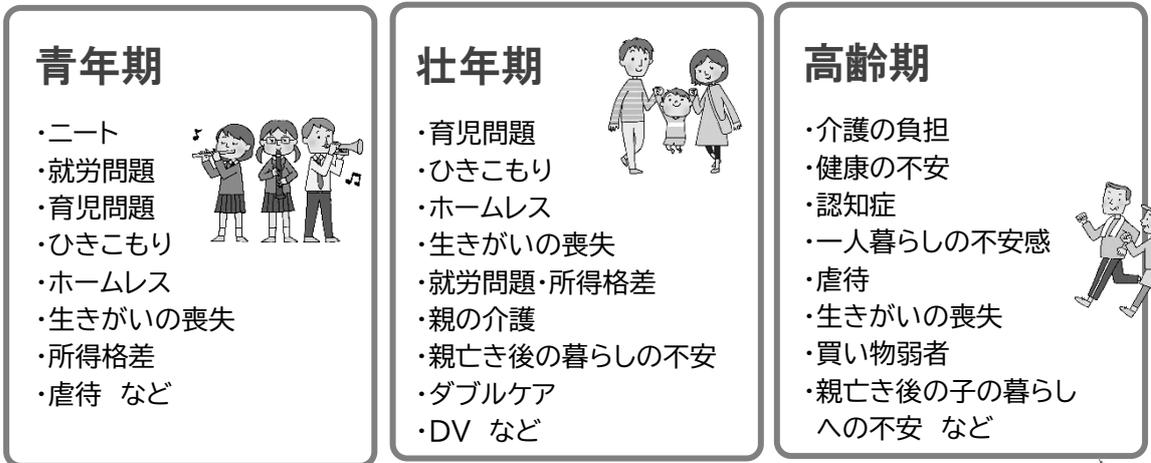
支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難で、申し立てを行う親族がない場合は、成年後見人の選任の申し立てを亀岡市長が代わって家庭裁判所に行います。

また、後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、亀岡市がその経費を助成します。

◆課題に対する様々な支援の全体図

ライフステージごとに起こりうる課題や、年代に関わらない課題に対してそれぞれの支援があり、それらの支援は切れ目なく重なりあっています。





18

40

65

(歳)

【生活困窮者への支援】 相談窓口、就労支援、家計改善支援、生活支援など・・・P64,65,85

【若者への支援】 就労支援、ひきこもり支援など
・・・P58,59

【高齢者への支援】
相談窓口、集いの場づくり、
介護サービス、生活支援 など
・・・P58,59,63,85

【複雑・複合化した課題への取組】重層的支援体制整備事業・・・P57,72,82,98～

【障がいのある人を支援するための取組】 相談窓口、各種サービス など
・・・P60,64,65,68,69,72,86

【権利擁護のための取組】 成年後見制度、虐待防止 など・・・P90,91

【差別解消のための取組】 相談窓口、啓発、福祉教育 など・・・P77,78,79,85

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画



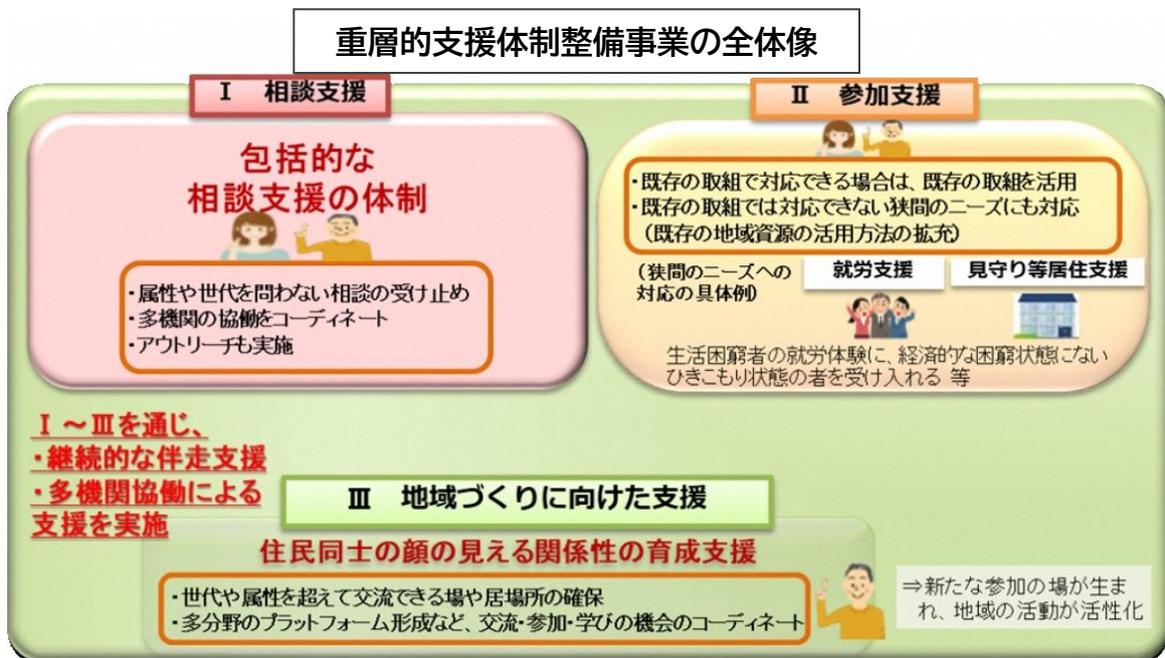
1 事業の目的

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進展し、経済・雇用などの社会構造の変化や個人の価値観の多様化に伴って、地域社会での人と人のつながりが希薄化しています。そうした状況の中、「8050問題」に形容されるような複雑・複合化した課題を抱える世帯が増加傾向にあり、これらの課題は高齢、障がい、子ども、生活困窮等といった従来の分野別の相談支援体制では対応が困難な事案も増えています。

また、様々な課題を抱えながらもどこにも相談できない人や支援を拒む人、孤立している人など潜在的な課題の掘り起こしや関係性の構築も大きな課題となっており、本市では、複数の課題を抱え、どこに相談したらよいか分からない困りごとに対応する「福祉なんでも相談窓口」を開設し、そうした課題に対する積極的なアプローチや相談支援を進めてきました。

重層的支援体制整備事業では、これまで取り組んできた相談支援に加え、多様な居場所や交流の場を生み出す環境整備や誰もが役割を持ち活躍できる地域づくりを行うことで、課題を抱えた人に寄り添い、つながりを持ち続ける「伴走支援」を実施し、亀岡市地域福祉計画が目指す「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」の実現に向けた取組を進めます。

◆重層的支援体制整備事業の概要



資料：厚生労働省

2 事業の概要

(1) 亀岡市重層的支援体制について

本市では、様々な課題を抱える人の支援を進めるため、社会的孤立防止対策事業や自殺対策事業、生活困窮者自立支援事業等の取組の中で、庁内外の様々な関係機関からなるネットワークの構築を進めてきました。本事業では、こうした既存のネットワークの基盤を活かしつつ、「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの事業を一体的に実施します。

法:社会福祉法

3つの支援	事業
1. 対象者の属性を問わない相談支援	①包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号) イ:【介護】地域包括支援センターの運営 ロ:【障害】障害者相談支援事業 ハ:【子ども】利用者支援事業 ニ:【困窮】自立相談支援事業 ②多機関協働事業・支援プランの作成 (法第106条の4第2項第5号及び第6号) ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)
2. 多様な参加支援	④参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)
3. 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号) イ:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業) ロ:【介護】生活支援体制整備事業 ハ:【障害】地域活動支援センター事業 ニ:【子ども】地域子育て支援拠点事業 ホ:【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

※支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

①包括的支援に向けた基本的な考え方

ア 世代や属性を超えた相談の受け止め

支援員の相談・支援のスキルアップを図ると共に、複雑・複合的な課題に対しては、各分野の支援者がチームとなって支援する体制を構築し、支援者の負担も軽減しながら、対象者が抱える課題だけでなく世帯全体の課題の把握を行います。

イ 課題の早期発見と多機関が連携する支援の仕組み

課題を抱えながらも相談支援につながらない人を早期に発見するため、相談窓口に関わらずあらゆる市民との接点をアウトリーチの場と捉え、気になる人の段階でアプローチを行います。また、中核機関である「福祉なんでも相談窓口」が中心となって、支援機関間の情報共有や連携しやすい仕組みを構築し、課題を抱える対象者やその世帯を中心として、分野を超えた支援の調整を図ります。

ウ 信頼関係を構築し、継続的な社会とのつながりをつくる支援

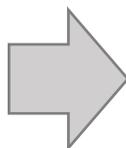
対象者やその世帯が地域で孤立することなく自立して生活していくためには、信頼関係の構築と継続的な社会とのつながりを形成していくことが大切です。しかし社会とのつながり方はそれぞれの状況や抱える課題により多様であり、様々な社会資源を把握しながら、社会とつながり続けられる参加支援を行います。

エ 多様で豊かな地域づくり

地域の中の潜在的な課題への早期発見やライフステージの変化に応じて必要なときに必要な支援につなげることができる緩やかな地域の見守りなど、地域住民や団体が互いに気かけあう関係性を構築することで、多様で豊かな地域づくりを支援します。

②亀岡市の支援体系図

包括的支援体制の考え方に基づき、対象者に寄り添った伴走的支援の実現のため、本事業の支援体系図は次のとおりとします。



(2)事業の展開

①包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

障がい、高齢、子ども、生活困窮などの福祉分野の相談支援機関において、世代や属性を超えた相談の受け止めを行い、支援機関が連携した支援を実施します。

ア 福祉なんでも相談窓口

（所管課：地域福祉課）

広範囲にわたる福祉施策がある中、相談先が分からないという市民ニーズに対して、課題を整理し、適切な支援につなぎます。また、社会的に孤立している人及びひきこもり状態にある人等に対する相談窓口を開設しています。

設置箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態	相談場所
1箇所	基本型	市内一円	市民	直営	・福祉なんでも相談窓口 （市役所1階 地域福祉課内）

イ 地域包括支援センター運営事業【第1号 イ】

分野：介護（所管課：高齢福祉課）

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面で支援を行うための総合相談を行います。また、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごと、地域における介護予防等の活動に対応します。

設置箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態	相談場所
7箇所	基本型	各圏域	高齢者およびその家族	委託	・地域包括支援センター （亀岡、南部、中部、西部、川東、篠、つつじヶ丘）

ウ 相談支援事業【第1号 ロ】

分野：障がい（所管課：障がい福祉課）

市民に身近な相談機関として、当事者や家族からの相談、在宅福祉サービスの利用援助、社会生活講座、ピアカウンセリング、情報提供等地域生活に必要な支援を総合的にを行います。

設置箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態	相談場所
2箇所	基本型	市内一円	障がいのある人およびその家族	委託	・障害者相談支援センター「お結び」 ・花ノ木医療福祉センター

工 利用者支援事業【第1号 八】

分野:子ども（所管課:子育て支援課、保育課）

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

子育て中の親子が集まりやすい場所に「利用者支援専門員」を配置し、よりよい子育て環境の整備を図るため、情報提供及び相談・助言などを行うとともに関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりに取り組んでいます。

設置箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態	相談場所
9箇所	基本型	市内一円	妊産婦および子どもとその保護者	直営 委託 委託 直営	・BCome+ ・ふらっとHOUSE ・子育て支援センター ・保育所(中部、東部、第六、川東)、本梅こども園、保健センター

オ 生活困窮者自立相談支援事業【第1号 二】

分野:困窮（所管課:地域福祉課）

亀岡市生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援を実施します。市役所内の関係部署や関係機関と支援内容の調整会議を行い、連携を図りながら、支援プランを作成し、支援します。

設置箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態	相談場所
1箇所	基本型	市内一円	生活困窮者	委託	・生活相談支援センター

②多機関協働事業・支援プランの作成（法第106条の4 第2項 第5号及び第6号）

単独の支援機関では対応が難しい複雑・複合化した事例については、多機関で構成する「重層的支援会議」を開催して、課題把握や支援機関の役割分担、支援の方向性等の調整を行います。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
1箇所	基本型	市内一円	複雑・複合化した課題を抱える世帯（本人同意必要）	直営
実施体制				
福祉なんでも相談窓口を中核機関とし、「重層的支援会議」を開催。 ・相談受付、アセスメント、プラン作成、支援の実施から終結 ・「重層的支援会議」におけるプランの適切性の判断および評価				

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

本事業は、長期にわたりひきこもり状態にある人など自ら支援につながる事が難しい人に対して、地域住民や関係機関と連携しながら、支援を必要とする人の把握を行います。また、対象者に寄り添いながら信頼関係に基づくつながりの構築を図るとともに、継続的な支援を行います。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
1箇所	基本型	市内一円	複雑・複合化した課題を抱え、長期的な支援を必要とする世帯等（本人同意不要）	直営
実施体制				
福祉なんでも相談窓口を中核機関とし、「支援会議」を開催。 ・相談受付、アセスメント、プラン作成、支援の実施から終結 ・「支援会議」におけるプランの適切性の判断および評価				

④参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない、複雑な生活課題を持つ人々に対して、個人のニーズや課題を正確に理解し、地域社会とのつながりを再構築することで、社会参加を支援します。また、新たな社会資源の開発や既存資源の拡充を通じて、個々の状態に合わせた支援メニューを作成したり、対象者が地域社会とのつながりを維持できるよう、定期的なフォローアップや、既存の福祉サービスや地域の取組との連携を通じて、様々なニーズに対応します。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
1箇所	基本型	市内一円	既存の制度や社会資源では対応できないニーズを抱える世帯等	委託 社会福祉協議会
実施体制				
・相談受付、アセスメント、プラン作成、支援の実施から終結 ・「重層的支援会議」や「支援会議」との連携				

⑤地域づくり事業（法第106条の4 第2項 第3号）

各福祉分野で実施されてきた既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、分野を超えた多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所、交流・参加・学びの機会づくりなどの地域活動の活性化を図ります。

ア 地域介護予防活動支援事業【第3号 イ】

分野:介護（所管課:高齢福祉課）

一人では取り組むことが難しい介護予防や健康増進、世代間交流などの取組を継続して実施できるよう、日ごろから参加している団体（自主グループ・サークル・地域のサロンなど）や自治会が開催する地域介護予防活動事業を支援します。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
1箇所	基本型	市内一円	高齢者	直営
実施内容				
・身近な地域での介護予防活動の推進支援 ・通いの場の運営支援や増加の促進				

イ 生活支援体制整備事業【第3号 ロ】

分野:介護（所管課:高齢福祉課、健康推進課）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、介護保険によるサービスだけでなく、地域住民、各種団体、事業所、商店など地域の力を結集し、地域の支えあい活動を広げる取組をサポートします。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
1箇所	基本型	市内一円	高齢者	委託 社会福祉協 議会
実施内容				
・生活支援コーディネーターを配置し、地域の関係団体などと連携して協議を行い、支えあいの地域づくりを推進する ・地域の課題や生活ニーズを把握し、それらに応じた社会資源の開発を行う ・高齢者の就労支援による社会参加の促進				

ウ 地域活動支援センター事業【第3号 ハ】

分野:障がい（所管課:障がい福祉課）

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を行います。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
2箇所	基本型	市内一円	障がいのある人	委託 地域活動支援センター 絆、支援センター圭
実施内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関する困りごとなどの相談支援 ・学習会やレクリエーション、音楽鑑賞など地域生活、地域交流支援 ・調理や絵画、書道などの創作活動支援 				

エ 地域子育て支援拠点事業【第3号 ニ】

分野:子ども（所管課:子育て支援課、保育課）

地域において子育て中の親子が交流する場所を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
7箇所	基本型	市内一円	子育て世帯	委託 亀岡子育てネットワーク (ゆりかごひろば)、社会福祉協議会(子育て支援センター、かめまるランド)、保育園(太田、はこべ)、こども園(大井、千代川)
実施内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とその保護者が相互の交流を行う子育て支援センターの開設 ・子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う ・地域に密着した子育て支援拠点として、保育所(園)等の機能を活用 ・子育て支援団体による子育て支援事業の展開 				

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【第3号 ホ】

分野:困窮（所管課:地域福祉課）

地域福祉コミュニティを推進し、共助の取組の活性化を図るとともに、地域における生活困窮者等を含め、高齢者や障がい者、若者など全世代が地域から孤立することを防止し、支援が必要な人と地域のつながりを確保することで、地域福祉の推進を図ります。

拠点箇所数	設置形態	対象圏域	支援の対象	運営形態
2箇所	基本型	市内一円	市民	直営 委託 社会福祉協 議会
実施内容				
<ul style="list-style-type: none">・自治会、地区社協や地域の他団体等との連携・協働による地域福祉コミュニティの推進・地域の社会資源を活用した連携の仕組みづくり、支援窓口の実施・定期的なケース検討会議の開催・地域の福祉ニーズ、それらに対応する社会資源の状況把握				

3 事業の推進体制

課題を抱える人やその世帯に対し、地域住民や関係機関との分野を超えた連携・協働による支援を行うため、これまで分野別に実施されてきた既存の相談支援事業や地域づくりの取組を活用しながら、制度の狭間を補い、連携を強化する仕組みとして、連携支援の調整役を担う「多機関連携相談支援員」を各分野に配置するとともに、「福祉なんでも相談窓口」を多機関協働の中核機関として位置づけます。また、重層的支援会議や支援会議の実施により、複雑・複合化した課題の掘り起こしや支援機関間の役割分担を行い、支援全体の調整を行います。事業の推進にあたっては、既存のネットワークや会議体を活かし、支援体制を充実させるほか、アドバイザーリーチーム会議で事業全体の評価・点検を行い、効果的に事業を推進していきます。

①支援会議

複雑・複合化した課題を抱える人に対する適切な支援を図るため、支援につながりにくい潜在的な課題等についての情報共有を行います。

構成員	開催	目的	実施内容
亀岡市福祉関係課職員および支援関係者	月1回定期開催 ※案件によっては随時開催	守秘義務のもと、支援機関が憂慮する複雑・複合化した課題が疑われるケースの情報共有を行う	・支援関係機関がそれぞれ把握していながら、支援が届いていない人に関する情報共有や必要な支援体制の検討を行う

②重層的支援会議

個人情報について、関係機関間で情報共有を行うことに同意した対象者に対する支援を効果的かつ効果的に推進するため、各支援関係者が参加し、対象者に係るプラン（案）を検討し、支援内容を調整するとともに、支援に当たっての関係者及び関係機関の役割についての調整を行います。

構成員	開催	目的	実施内容
亀岡市福祉関係課職員および支援関係者（支援対象者の参加も可能）	月1回定期開催 ※案件によっては随時開催	対象者本人の同意を得て、各支援機関の参加のもと、支援の方向性を定め、支援方法を共有する	<ul style="list-style-type: none"> ・本人同意が得られた事案に関して、対象者のプラン（案）を検討し、プランを策定 ・各関係機関の支援の役割についての調整 ・支援の経過と成果を評価し、支援の終結を検討 ・地域の諸課題と社会資源の開発に向けた取組の検討

③庁内連携会議

庁内関係課及び支援機関が相互に連携を図り、分野横断的な支援を効率的かつ効果的に推進することを目的として、下記の会議を設置しています。

会議	構成員	開催	目的	実施内容
福祉関係課連携協議	福祉関係課職員	随時開催	福祉担当課間の連携強化や各事業の効果的な推進等の検討・情報共有を行う	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制の構築や多職種による支援の在り方の検討 困難事例等の共有
庁内連携会議 (地域福祉関係者会議)	福祉(障がい・高齢・子育て・困窮)健康・人権・防災・環境・住宅・保険・消費生活等の担当課職員、社会福祉協議会、生活相談支援センター	年2回 (会議・研修)	複雑、複合的な課題に対する庁内関係課及び関係機関の相互理解や連携を図り、事業の効果的な推進の検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> 包括的支援についての理解促進 事業の効果的な推進等の検討・情報共有を行う

④支援関係機関間の連携に関する事項

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、庁内外のいずれも分野横断的な取組を推進していくことが必須となります。その手法として、重層的支援会議や支援会議はもちろんのこと、生活困窮者ネットワーク推進会議やセーフコミュニティかめおか自殺対策委員会、その他各福祉分野の会議など、既存の各種会議も活用しながら、連携体制を構築していきます。

会議	構成員	開催	目的	実施内容
生活困窮者ネットワーク推進会議	民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、司法書士会、社会福祉協議会、公共職業安定所、なんたん障害者就業・生活支援センター、障害者相談支援センター、なんたん地域若者サポートステーション、ひきこもり支援機関、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、南丹保健所、生活相談支援センター、行政機関	年2回程度	関係機関その他の団体が相互に連携を図り、生活困窮者自立相談支援事業を効率的かつ効果的に推進する	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の実態把握および情報共有 関係機関の連携・調整 生活困窮者についての情報収集 生活困窮者自立相談支援事業の推進

会議	構成員	開催	目的	実施内容
セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会	学識経験者、民生委員児童委員協議会、司法書士会、南丹保健所、地域包括支援センター、警察署、医師会、薬剤師会、障害者相談支援センター、生活相談支援センター、社会福祉協議会、行政機関	年2回程度	自殺に関する相談に携わる様々な関係機関が互いに情報共有を行い、連携しながら自殺対策の取組を体系的に実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態把握・分析、および情報の共有 ・関係機関の連携・調整 ・自殺対策に関する普及啓発等の推進

⑤アドバイザーチーム会議

地域福祉、高齢福祉、障がい福祉、子育て支援等の各福祉分野の専門的な知識を有する学識経験者等によって構成するアドバイザーチーム会議では、事業の在り方を検討するとともに、取組に対する助言、提案、評価を行います。

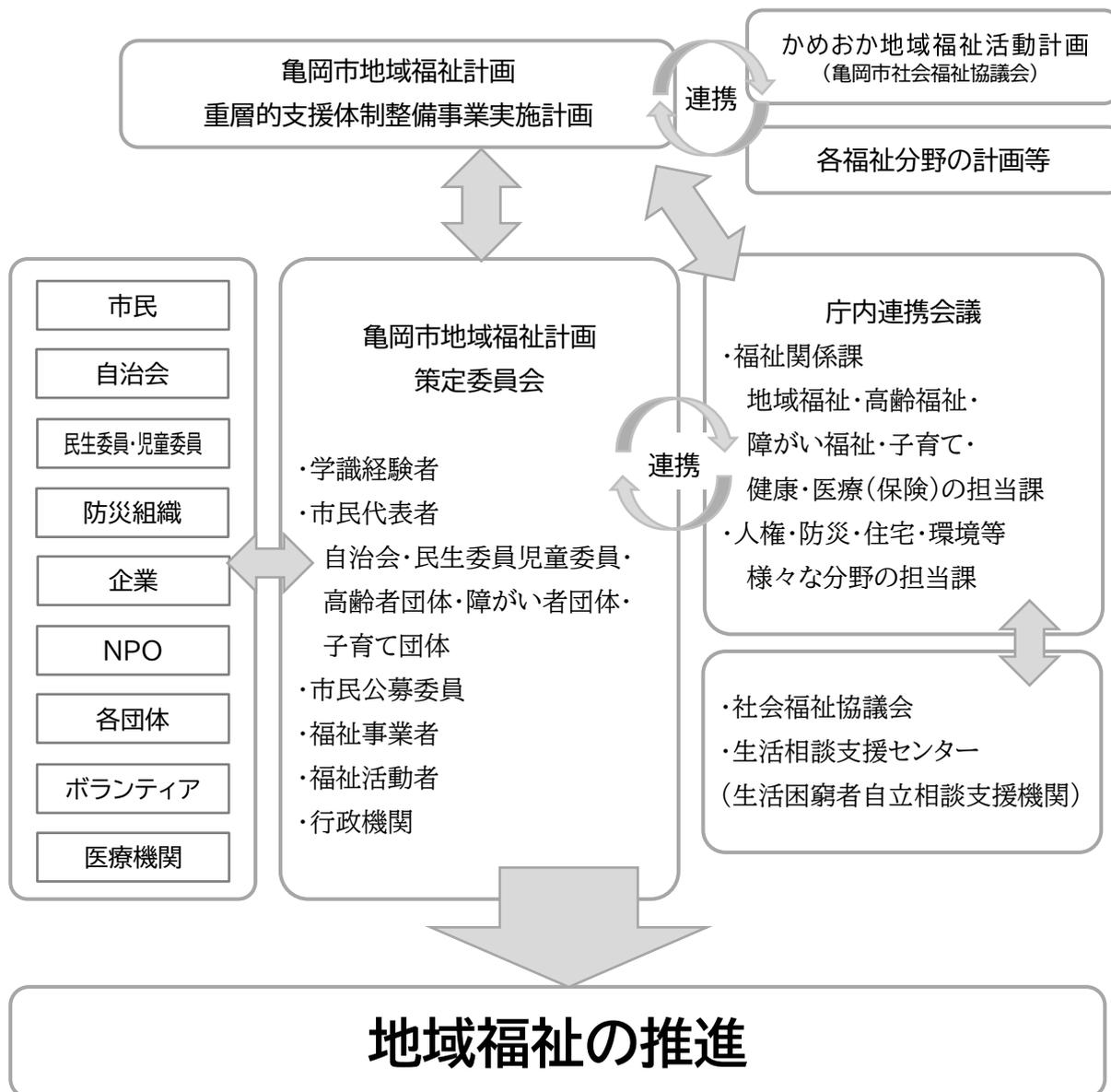
構成員	開催	目的	実施内容
各福祉分野の専門的な知識を有する学識経験者等	随時開催	事業の効果的な実施のための方策及び助言等を行う	・事業に係る助言・提案・評価を行う

第6章 計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

計画の策定、推進にあたっては、計画策定・評価見直しを行う亀岡市地域福祉計画策定委員会を設置するとともに、庁内連携会議において、地域福祉の推進に関する連携協議を行うことにより計画を推進します。

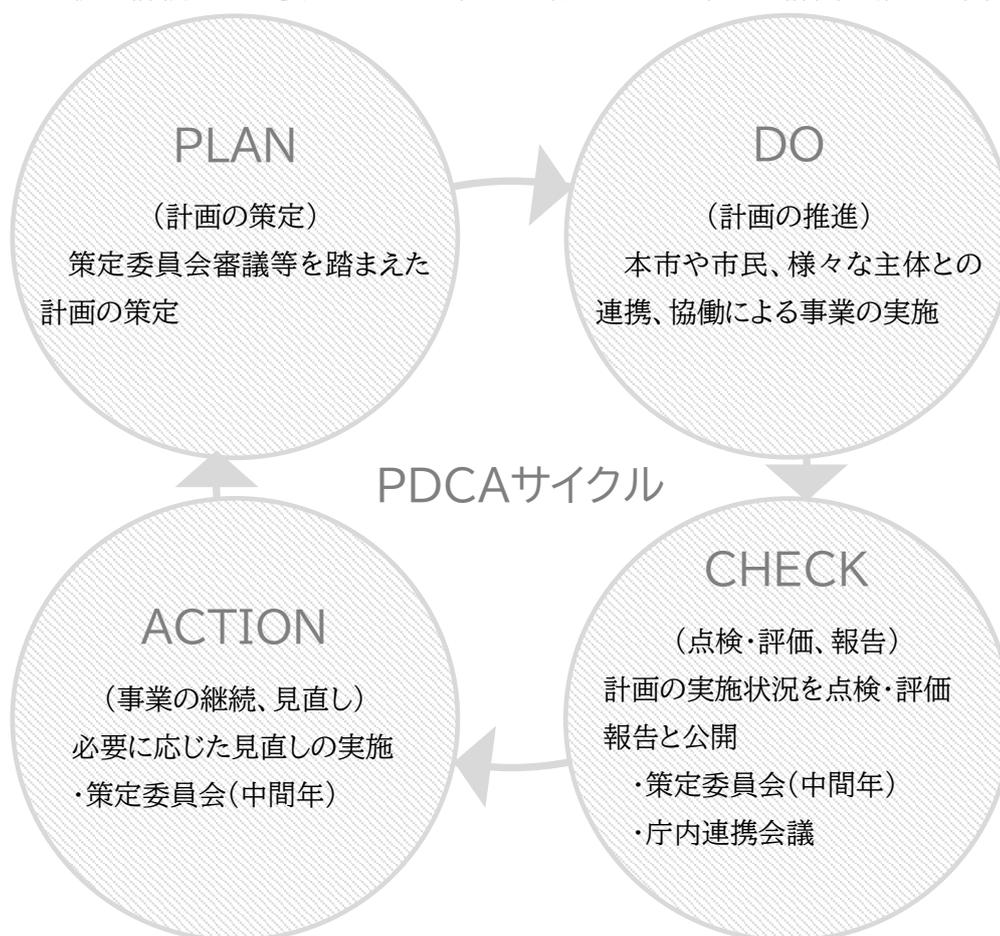


2 計画の点検・評価

(1)PDCA サイクルによる見直し

この計画は、高齢者、障がいのある人、子ども・子育てに関する支援の他、災害時要配慮者支援、生活困窮者自立支援など広範囲にわたることから、庁内関係課及び社会福祉協議会等による連携会議において、年度ごとの計画の進捗状況の把握等を行います。

また、様々な福祉関係者で構成する地域福祉計画策定委員会においては、計画の進捗状況を中間年に点検・評価し、必要があれば見直しを行う等、効果的な計画の推進を図ります。



(2)成果指標による計画の評価

「第4章 プログラムの展開」に記載している施策を確実に推進していくため、施策ごとの具体的な取組について毎年点検・評価を行います。また、主要な取組については「成果指標」を設定し、進捗管理を行います。

施策の点検・評価を行うことで、計画全体の進捗を管理し、必要があれば見直し、改善を行っていきます。

成果指標一覧

各基本目標における成果指標を下記にまとめています。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【現状】	担当
(1)安心して暮らし続けられる環境づくり				
ひきこもり家族教室	家族教室の周知	家族教室や相談窓口のチラシの全戸配布、SNSでの広報を実施し、SNS登録者は増加している	継続して広報し、事業を知っている市民を増やす	社会福祉協議会
障がいのある人の社会参加	市役所全体での障がい者就労施設等からの物品等の前年度調達額	5,460,277円	前年度調達額更新	障がい福祉課
(2)日常生活を支える支援の充実				
介護予防普及啓発事業	健康状態が良いと感じている高齢者（65歳以上）の割合	78.6%	75%以上	高齢福祉課 健康増進課
生活困窮者自立相談支援事業	新規相談者数のうち、支援プランの作成件数	38.9%	40.0%	地域福祉課
(3)災害時の支えあいの仕組みづくり				
災害ボランティアセンター事業	災害ボランティア登録者数	登録者数71人と4団体	個人・団体登録数の増加	社会福祉協議会
災害時要配慮者支援	避難行動要支援者名簿掲載者のうち、同意者の個別避難計画作成率	88.0%	95%	地域福祉課

基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【現状】	担当
(1)市民参加による地域福祉の推進				
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロンの充実	登録団体数：103団体	登録団体数の増加	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動への助成・支援	民生委員・児童委員支援窓口の充実	支援件数：10件（延べ対応回数28回）	支援窓口の周知と支援件数の増加	地域福祉課

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【現状】	担当
(2) ボランティア・市民活動の推進				
社会福祉協議会 ボランティアセンター	ボランティア活動 団体の増加	登録団体数： 35 団体	ボランティア 団体の増加	社会福祉協議会
(3) 新たな担い手の育成				
生涯学習機会の提供	生涯学習事業〔三大シンボル講座(コレッジ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク)〕への参加者数	参加者数： 1,654 人	参加者数： 4,300 人	市民力推進課
ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動事業)	「おねがい会員」への「まかせて会員」による地域の子育て家庭の支援の継続	登録会員数： 1,070 人	まかせて会員の必要数の充足	社会福祉協議会

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

事業名	成果指標	令和4年度 (2022年度) 【現状】	令和8年度 (2026年度) 【現状】	担当
(1) 包括的・重層的支援体制の推進				
関係機関とのネットワーク体制の強化	関係機関との連携強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年 4 回	年 5 回	地域福祉課
庁内連携体制の強化	庁内連携体制の強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年 2 回	年 2 回	地域福祉課
(2) 相談窓口機能の充実				
福祉なんでも相談窓口	相談対応の充実	相談件数:110 件 対応回数:479 回	相談窓口の周知と相談回数の増加	地域福祉課
福祉・生活課題解消支援事業	相談対応の充実	相談件数:65 件 対応回数:179 回	相談回数の増加	社会福祉協議会
(3) 権利擁護体制の充実				
福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)	利用者のニーズに対応した支援体制の充実	関係機関との連携を密にし、複合的課題を抱える利用者への支援を行った	待機者がいない状態を継続する	社会福祉協議会

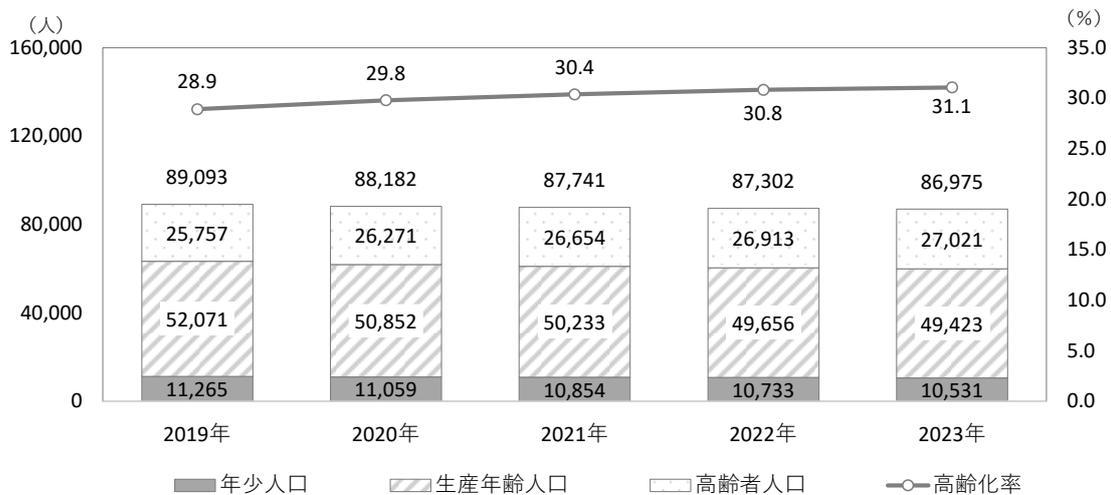
資料編

1 基礎資料

(1)人口の状況

年齢3区分別人口についてみると、年少人口と生産年齢人口が減少を続けているのに対し、高齢者人口は増加を続けています。高齢化率は年々上昇しており、令和3年(2021年)に30%を超え、令和5年(2023年)には31.1%となっています。

◆年齢3区分別人口の推移

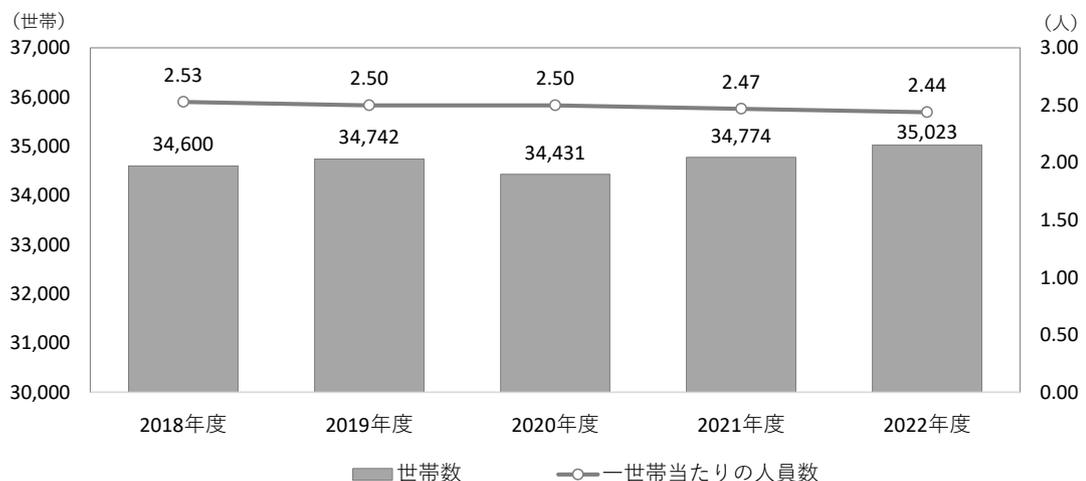


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2)世帯の状況

世帯数についてみると、世帯数は増加傾向にあり、平成30年度(2018年度)の34,600世帯から令和4年度(2022年度)では35,023世帯となっています。一世帯当たりの人員数は減少しており、核家族化の進展や単身世帯の増加が考えられます。

◆世帯数、一世帯当たりの人員数の推移



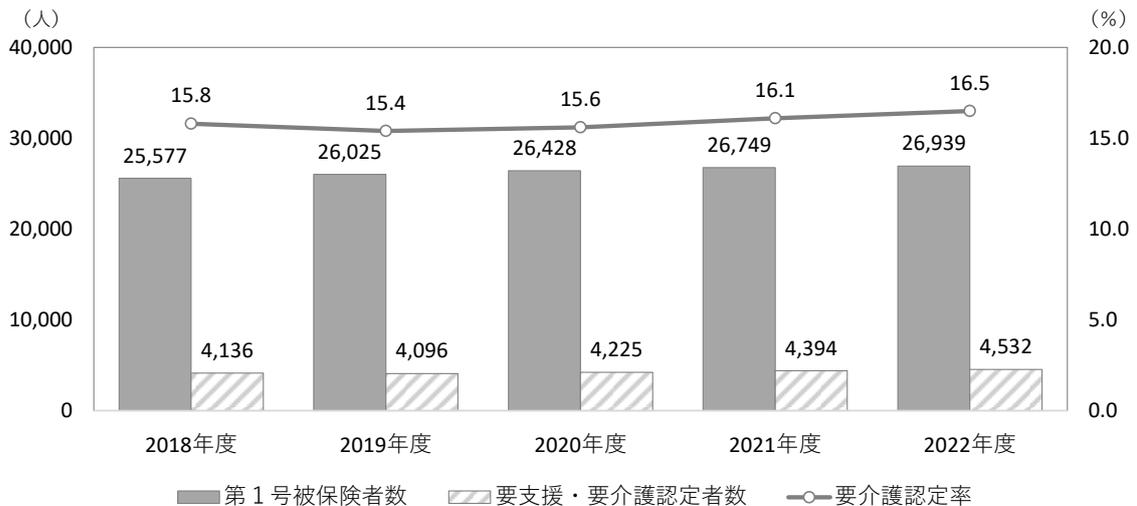
資料:令和4年度版亀岡市統計書(人口は10月1日時点)

(3)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移についてみると、要支援・要介護認定者数は令和元年度（2019年度）以降増加を続けており、令和4年度（2022年度）には4,532人となっています。要介護認定率は令和元年度（2019年度）以降増加しており、令和4年度（2022年度）には16.5%となっています。

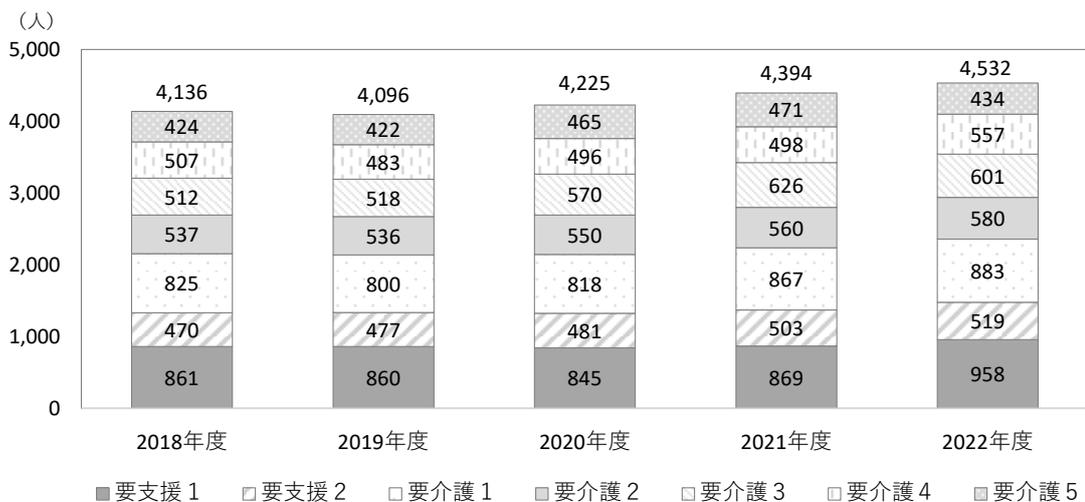
第1号被保険者数の推移についてみると、平成30年度（2018年度）以降増加を続けており、令和4年度（2022年度）には26,939人となっています。

◆要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移



資料：介護保険事業報告（地域包括ケア「見える化」システムより（各年9月末日現在）
 ※認定率は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数

◆要支援・要介護度別認定者数(第2号被保険者含む)の推移

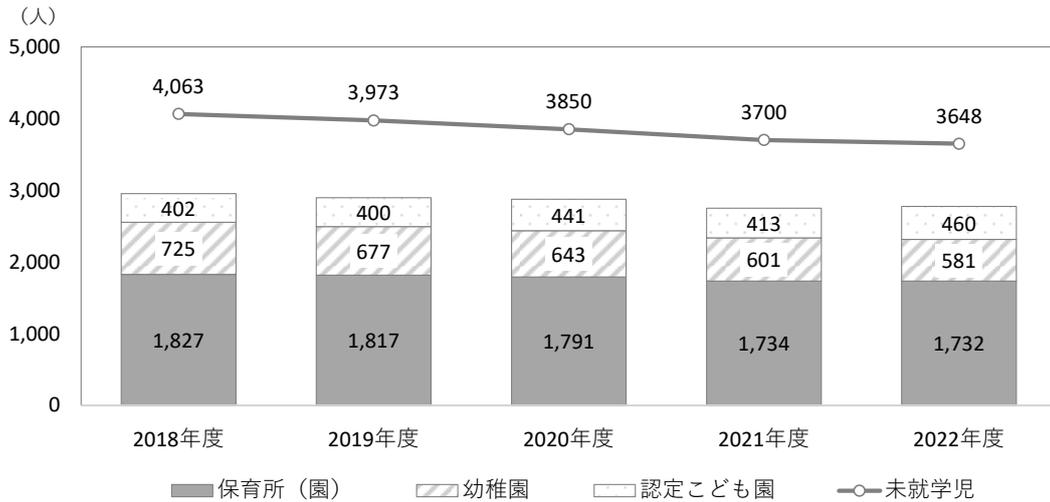


資料：介護保険事業報告（地域包括ケア「見える化」システムより（各年9月末日現在）

(4)未就学児の状況

保育所（園）・幼稚園等の児童数の推移についてみると、保育所（園）および幼稚園の児童数は減少傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）には保育所（園）の児童数は1,732人、幼稚園の児童数は581人となっています。認定こども園の児童数は年度によって増減がありますが、400人台で推移しており、令和4年度（2022年度）には460人となっています。

◆保育所（園）・幼稚園等の児童数の推移

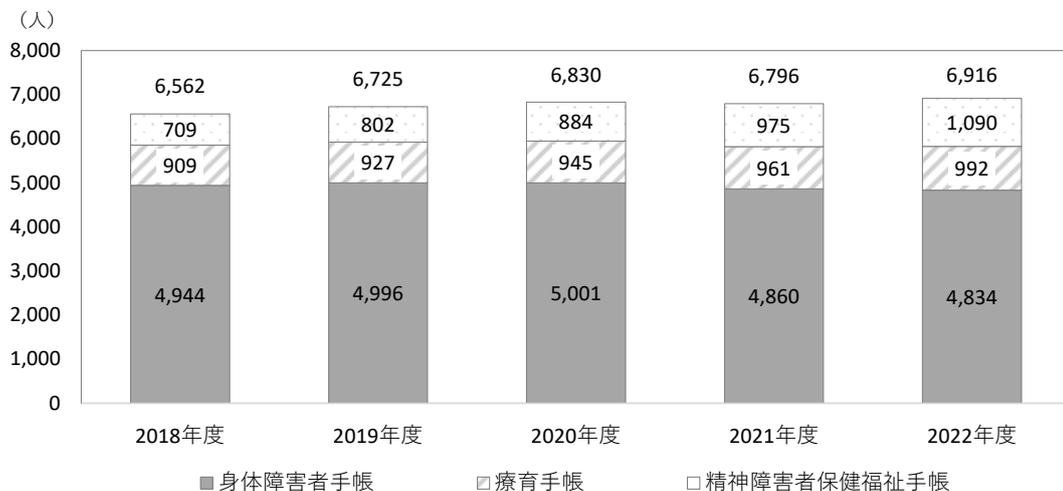


資料: 亀岡市保育課提供

(5)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移についてみると、令和3年度（2021年度）ではわずかに減少していますが、増加傾向にあります。また、身体障害者手帳所持者は令和2年度（2020年度）以降減少していますが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は平成30年度（2018年度）以降、年々増加しています。

◆障害者手帳所持者の推移



資料: 令和4年度版「亀岡市の福祉」(各年度3月末時点)

(6)生活困窮者に関連する状況

被保護世帯数・人員数についてみると、平成30年度（2018年度）以降減少していましたが、被保護世帯数は令和3年度（2021年度）に増加に転じ、令和4年度（2022年度）には被保護世帯数は589世帯、被保護人員数は734人となっています。

生活困窮者自立相談支援機関での相談件数についてみると、令和2年度（2020年度）に相談件数が急増し、その後減少しています。また、いずれの年度においても60歳以上の相談件数が最も多くなっており、令和2年度（2020年度）以降は次いで40代が多くなっています。

生活福祉資金貸付件数についてみると、令和2年度（2020年度）に急増しています。

◆被保護世帯数・人員数の推移

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
被保護世帯数（世帯）	632	600	548	555	589
被保護人員数（人）	922	834	721	715	734
保護率（％）	10.6	9.6	8.4	8.4	8.6

資料：亀岡市地域福祉課提供

◆生活困窮者自立相談支援機関での相談件数

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
10代	0	1	0	0	1
20代	2	9	74	62	21
30代	7	11	108	67	35
40代	19	24	165	90	55
50代	19	35	145	86	41
60歳以上	52	52	202	103	55
不明	0	2	0	0	0
計	99	134	694	408	208

資料：亀岡市地域福祉課提供

◆生活福祉資金貸付件数

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
貸付（件）	46	41	1,872	1,325	284

資料：亀岡市地域福祉課提供

※令和2年度（2020年度）以降については「新型コロナウイルスにかかる特例貸付」を含んでいるため大幅な増加

(7) ボランティアの状況

登録ボランティア数の推移についてみると、個人のボランティア登録数は令和3年度（2021年度）に増加し、令和4年度（2022年度）には38人となっています。団体のボランティア登録数はゆるやかに増加しており、令和4年度（2022年度）の団体数は35団体、会員数は416人となっています。

◆ボランティア数の推移

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
個人	人数	19	13	18	14	34	38
団体	団体数	26	28	31	34	34	35
	会員数	395	395	441	448	401	416

資料: 亀岡市地域福祉課提供

(8) 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員についてみると、令和4年度（2022年度）では197人となっています。地区別では中部地区が最も多く、令和4年度（2022年度）では40人となっています。

民生委員・児童委員の活動状況についてみると、相談・支援件数においては令和3年度（2021年度）に増加しています。また、「行事・事業・会議への参加・協力」「地域福祉活動・自主活動」の活動は増加傾向です。

◆民生委員・児童委員の人数

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
民生委員・児童委員	198	198	199	199	198	197
うち主任児童委員	18	18	18	18	18	18

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆民生委員・児童委員の人数(地区別の状況)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
亀岡地区	37	37	37	37	36	35
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
南部地区	23	23	23	23	23	23
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
西部地区	21	21	21	21	21	21
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
中部地区	39	39	40	40	40	40
(うち主任児童委員)	4	4	4	4	4	4
川東地区	24	24	24	24	24	24
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
篠地区	32	32	32	32	32	33
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
つつじヶ丘地区	22	22	22	22	22	21
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆民生委員・児童委員の活動状況(地区別の状況)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
相談・支援 件数 (件)	内容別	在宅福祉	143	182	204
		介護保険	117	100	141
		健康・保健医療	125	285	179
		子育て・母子保健	89	107	99
		子どもの地域生活	95	108	110
		子どもの教育・学校生活	172	128	186
		生活費	116	120	151
		年金・保険	11	19	19
		仕事	36	24	27
		家族関係	85	88	86
		住居	55	88	55
		生活環境	107	161	138
		日常的な支援	1,246	1,345	1,144
		その他	1,206	1,616	1,416
		計	3,603	4,371	3,955
	分野別	高齢者に関すること	2,424	3,042	2,525
		障がい者に関すること	168	193	188
		子どもに関すること	545	574	652
		その他	466	562	590
計		3,603	4,371	3,955	
その他の 活動件数(件)	調査・実態把握	2,936	3,254	2,588	
	行事・事業・会議への参加・協力	2,347	2,720	3,578	
	地域福祉活動・自主活動	9,669	10,840	11,358	
	民児協運営・研修	7,416	7,956	9,608	
	証明事務	672	620	618	
	要保護児童の発見の通告・仲介	38	38	12	
訪問回数(回)	訪問・連絡活動	20,799	21,632	20,808	
	その他	18,307	18,877	15,117	
連絡調整回数(回)	委員相互	18,609	21,735	21,327	
	その他関係機関	7,509	8,036	8,312	
活動日数(日)			30,814	32,519	33,477

資料: 亀岡市地域福祉課提供

(9)地域福祉活動の状況

自治会加入の状況についてみると、加入世帯数は28,000世帯以上で推移しており、平成30年度（2018年度）以降ゆるやかな増加傾向となっています。

地区社協数についてみると、令和4年度（2022年度）に1地区増加しています。

老人クラブの状況についてみると、クラブ数、会員数ともに減少しており、令和4年度（2022年度）の会員数は1,728人となっています。

◆自治会加入の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会数	23	23	23	23	23	23
加入世帯数（世帯）	28,251	28,498	28,470	28,595	28,629	28,592
加入率（%）	82.6	82.9	82.3	82.0	82.5	82.1

*加入率については、推計世帯数（5年毎の国勢調査の世帯数を基礎として、住民票の移動数を加減することにより推計）により算定

資料：亀岡市地域福祉課提供

◆地区社協数

	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）
地区社協数／地区数	12／23	12／23	12／23	12／23	12／23	13／23

資料：亀岡市地域福祉課提供

※ここでの地区数は、本市の定める自治会数を指す

◆老人クラブの状況

	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）
老人クラブ数	52	51	49	49	48	38
会員数（人）	2,604	2,449	2,305	2,195	2,105	1,728
60歳以上人口	31,084	31,398	31,738	31,949	32,174	32,367
加入率（%）	8.4	7.8	7.3	6.9	6.5	5.3

※60歳以上人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）

資料：亀岡市地域福祉課提供

2 地域福祉計画に盛り込むべき事項(抄)

※「策定ガイドライン」及び「厚生労働省 市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要(令和4年(2022年)4月1日時点)」をもとに作成

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 全庁的な体制整備
- その他

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第1号に規定する施策〕
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する施策〕
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定する施策〕

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 地域住民、サービス利用者の自立
- 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- 住民等の交流会、勉強会等の開催
- 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 7 月 1 日

告示第 129 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 58 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 35 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との共働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした亀岡市地域福祉計画を策定するため、亀岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、有識者、福祉活動者、福祉事業者、地域活動団体、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(平 22 告示 58・平 25 告示 35・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成 22 年告示第 58 号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成 25 年告示第 35 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

代表分野	委員名	所属団体名等
学識経験者	◎ <small>おかざき</small> 岡崎 <small>ゆうじ</small> 祐司	佛教大学
	<small>みやげ</small> 三宅 <small>もとこ</small> 基子	京都先端科学大学
	<small>あおき</small> 青木 <small>よしこ</small> 好子	佛教大学
市民代表者	○ <small>たけうち</small> 竹内 <small>みつお</small> 光雄	亀岡市自治会連合会
	<small>もりなが</small> 森永 <small>まさゆき</small> 正幸	亀岡市民生委員児童委員協議会
	<small>いずた</small> 伊豆田 <small>とうきちろう</small> 藤吉郎	亀岡市老人クラブ連合会
	<small>さかい</small> 酒井 <small>ただしげ</small> 忠繁	亀岡市身体障害者福祉協会
	<small>やぎ</small> 八木 <small>たつお</small> 辰夫	亀岡市青少年育成地域活動協議会
	<small>でぐら</small> 出藏 <small>ひろこ</small> 裕子	市民公募委員
福祉事業者	<small>まつむら</small> 松村 <small>じゆんこ</small> 順子	亀岡市社会福祉協議会
	<small>にしやま</small> 西山 <small>きくこ</small> 貴久子	亀岡市ケアマネジャー連絡会
福祉活動者	<small>くさかべ</small> 日下部 <small>いくこ</small> 育子	亀岡市社会福祉施設協議会
	<small>おぼたけ</small> 小島 <small>かなえ</small> 哉恵	亀岡ボランティア連絡協議会
行政機関	<small>ほうしる</small> 保城 <small>みきお</small> 幹雄	京都府南丹保健所

※順不同

※◎は委員長、○は副委員長

**第3期亀岡市地域福祉計画
令和5年度(2023年度)中間見直し**

発行年月:令和6年(2024年)3月

発行:亀岡市 健康福祉部 地域福祉課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL 0771-25-5029

FAX 0771-24-3070

